

第四の矢

日本の商環境に関する EBC 報告書



欧州ビジネス協会

在日欧州 (連合) 商工会議所

第四の矢

日本の商環境に関するEBC報告書 2013年

> 欧州ビジネス協会 在日欧州(連合)商工会議所

欧州ビジネス協会 在日欧州 (連合) 商工会議所

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商 政策機関である:

Austrian Business Council Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan British Chamber of Commerce in Japan British Chamber of Commerce in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Hellenic Foreign Trade Board
Icelandic Chamber of Commerce in Japan
Ireland Japan Chamber of Commerce Italian Chamber of Commerce in Japan Netherlands Chamber of Commerce in Japan Norwegian Chamber of Commerce in Japan
Polish Chamber of Commerce & Industry in Japan Spanish Institute of Foreign Trade
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Chairman: Duco B. Delgorge

Senior Vice-Chairman: Michel Theoval

Vice-Chairman:

Danny Risberg

Executive Operating Board:
Michael A. Loefflad (Austria)
Bernard de le Court (Belgium/Luxembourg)
Richard Thornley (Britain) Claus Eilersen (Denmark) Erik Ullner (Finland)
Albert X. Kirchmann (Germany) Gerard Mulligan (Ireland) Paolo Mattioli (Italy) Haroto Mattori (Italy) Hiroshi Ishiwata (Netherlands) Rune Nordgaard (Norway) Takeshi Fujiwara (Sweden) Andreas Bernhard (Switzerland)

Executive Director:

Policy Director: Biorn Kongstad

Communications Manager: Yoko Hijikuro

Communications & P.R. Officer: Chantal Heinige

EBC について:

欧州ビジネス協会 (EBC) は欧州 17ヶ国の在日商工会 議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、 1972年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通 商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在約 2,500 を数え るが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で 活動している。会員企業の役員約350人が、EBCの30の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけ

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要 な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代 表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしてい

EBC はまた、駐日欧州連合代表部および欧州各国の大 使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市 場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになり たい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください:

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F 電話:03(3263)6222 Fax: 03(3263)6223 Eメール: ebc@gol.com ホームページ: http://www.ebc-jp.com

第四の矢 日本の商環境に関する EBC 報告書 2013年

編集主幹: Bjorn Kongstad

© 2013 年欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者: 欧州ビジネス協会 在日欧州 (連合) 商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F 電話: 03(3263) 6222 Fax: 03(3263) 6223

E メール: ebc@gol.com ホームページ: http://www.ebc-jp.com



目次

会長からのメッセージ	
事務局長からのメッセージ	
はじめに	
ビジネス関連	
人的資源	13
知的財産権	
小売・卸売	10
法律サービス	18
持続発展	20
税制	22
金融サービス	
資産運用	20
銀行業務	28
保険	30
運輸・通信	
航空会社	34
物流・貨物輸送	30
鉄道	38
電気通信サービス	
電気通信機器	42
医療・衛生	
動物用医薬品	40
臨床検査機器・試薬(体外診断)	
医療機器	50
医薬品	52
ワクチン	
化粧品・医薬部外品	50
消費財	
酒類	60
食品・農業	62
産業	
自動車	60
自動車部品	
航空	
宇宙	72
防衛・安全保障	74
建設	70
産業用材料	
エネルギー	80
補遺	
Pinnacle Sponsors	84
Gold-Star Sponsors	
Blue Star Sponsors	
Special Sponsors	
Sponsors	
Supporters EBC Premier & Affiliate Members	
Executive Operating Board	
Board of Governors	



会長からのメッセージ

2013年版の日本の商環境に関する EBC 報告書をお届けいたします。昨年の報告書以降、多くの重要な動きがありました。2013年12月に就任した安倍首相は、金融政策、財政出動、構造改革からなる、活動の三本の柱すなわち「三本の矢」に基づく、長期的で持続可能な経済成長を実現するためのプランを速やかに発表しました。安倍首相は自らのプラン達成にとっての通商の重要性を認識しています。安倍政権は、環太平洋パートナーシップ自由貿易圏(TPP)に向けた交渉への参加を表明し、今年3月25日には、欧

州連合と共に、EU-日本自由貿易協定/経済連携協定(FTA/EPA)に向けた交渉の開始を発表しました。

本報告書の目的は、次の段階の交渉を支援する一助となることです。本報告書は、どちらも政府、企業、消費者の不利に働く、関税障壁、非関税障壁のいずれに関するものであれ、日本で活動する欧州企業が直面している主要な難題への注意を喚起します。企業が、迷路のように入り組んだ行政慣行や、日本独自の基準、時間のかかる製品承認・認証手続をはじめとして、日本市場で不必要な困難に直面していることは疑問の余地がありません。本報告書は最も重要な諸問題をカバーするとともに、それにどう対処すべきかを提案します。

EBC の中心的な任務は、日本でビジネスを行う困難さとコストを低減させる、障害のない日本の商環境・投資環境を推進することです。日本にとっての利点は明白です。障害のない市場は、グローバルな貿易自由化と繁栄の促進剤の役目を果たすことになります。イノベーションと経済成長を刺激する商環境を創出するためには統一された市場が必要であり、これは投資の拡大と新規雇用の創出につながります。互恵的な交渉の最良の結論が達成され、それによって、EU と日本が世界経済の未来づくりで引き続き主導的な役割を確実に果たすようになれば、これとまったく同じメリットが EU にももたらされることになります。

意外なことに、EU にとっての日本の重要性および日本にとっての EU の重要性は、時として疑問視されます。その重要性は自明のことに思えますが、EU と日本の関係がいかに重要であるかについて、ここで改めて強調しておく価値があります。EU と日本は、合わせて、世界の GDP の3分の1近くを占めています。EU と日本の関係の何がそれほど重要なのかと言えば、両地域は世界の経済、安定、文化に大きく貢献している反面、相互間の通商、投資、協力面では著しい停滞がみられるからです。大幅な改善の余地があるのです。例えば、日本は上から順に米国、スイス、中国、ロシア、トルコの後塵を拝し、ノルウェーをわずかに上回るだけの、EU 第6位の輸出市場にすぎません。両地域の指導層は、心の奥底では相互の重要性を理解しており、逸した機会を悔やんでいます。今こそ、これを是正すべき時です。

EBC のバックボーンをなす産業分野別委員会のすべての委員・委員長、必須のサポートを提供してくれている欧州連合加盟各国の在日商工会議所、欧州委員会、駐日 EU 代表部、欧州連合加盟各国駐日大使館、ならびに、長年にわたり真の協力精神と呼べる域まで EBC との関係が着実に深まってきた日本の政府、団体、産業界の関係者に個人的に感謝申し上げたいと思います。

本報告書は「第四の矢」と題されています。本報告書の各提案の実施は、安倍首相の改革の第三の矢に大きく貢献することでしょう。本報告書が、EU-日本間の経済関係の拡大や EU-日本 FTA/EPA の成功裏の締結に関わるすべての人々にとって有用なツールおよび参考資料として役立つことを願ってやみません。

デューコ・デルゴージュ 欧州ビジネス協会 在日欧州(連合)商工会議所 会長 (MIE PROJECT 株式会社代表取締役社長)

事務局長からのメッセージ

欧州ビジネス協会(EBC)は、日本の商環境に関する2013年版の報告書「第四の矢」の刊行を謹んでお知らせ申し上げます。

日本は今、ワクワクする時を迎えています。景気回復の兆しが見られ、政府は国を長期的成長の軌道に乗せる決意を固めているようです。これまで変化に抵抗してきた多くの構造や規制を改革する野心的なプランを設け、さらに、新しい強化された通商関係を受け入れる姿勢が見受けられます。したがって、楽観的になるだけの根拠がいくつかあるわけです。その一方、そうした進展の兆



しが持続可能な成果につながるかどうかを判断するのは時期尚早です。ビジョン、大望、正式 発表の本当の試練はまだこれからです。

EBC は、欧州連合と日本の間の自由貿易協定/経済連携協定の締結に向けての進展にとりわけ深い関心を寄せています。交渉は2013年4月に開始されましたが、今や、その1周年と、重要な進捗状況レビューが近づいています。経済成長に貢献する EU-日本間の通商関係のポテンシャルをフルに引き出せるかどうかは、双方が交渉のロードマップへの全面的コミットメントを保ち、交渉の順調な進展を確保することにかかっています。EBC は、このプロセスをサポートするべく全力を尽くしており、達成する必要のあることについての EU・日本双方の理解に本報告書が貢献すると信じています。

本報告書の狙いは、具体的には、ビジネス界、消費者、その他の利害関係者、および経済全体 それぞれの利益によりよく資するよう、商環境を日本政府がどう改革すべきかについての提案 を提示することです。EBC には幸い、30人の産業分野別委員会委員長と350人を超える委員がおり、彼らの熱意と努力が EBC の推進力となっています。こうした献身的な人々の知識と経験なくしては、本報告書の作成は不可能だったでしょう。EBC の提案は、EBC の各産業分野別委員会の洞察に基づき、日本やその他の市場で培った豊かな専門知識と経験を反映しています。各委員会の貴重な専門知識、ならびに各委員長、多くの会員企業、および関係団体各位に感謝いたします。最後に、本報告書がここにこうしてあるのは、これほど多くの寄稿を集め、整理し、まとめ上げた EBC のポリシー・ディレクターであるビョーン・コングスタード氏のたゆみない努力のおかげです。

EBC を代表し、EBC の活動の支援者として駐日欧州連合代表部および欧州連合加盟各国の在京大使館が果たすきわめて重要な役割にも感謝申し上げます。末筆ながら、惜しみない財政的支援によって本書の刊行を実現してくださったすべての EBC 会員の皆様にも深謝申し上げます。皆様には巻末のスポンサー様および支援者様セクションへの掲載をもってご厚情への感謝のしるしとさせていただきます。

日本が岐路に立っていることは、ほとんど疑問の余地がないように思われます。政府は、経済を持続可能な成長へと戻すプランを打ち出し、その成功への通商の重要な貢献を認識して、長い実施プロセスに着手しています。本報告書に収められた数々の具体的な提案は、努力が最も必要とされる分野に政府が努力を集中させ、早期の目に見える進展を確保する助けとなります。したがって、安倍首相の「第三の矢」である構造改革に欠けていると思われる提案を提示する「第四の矢」として本報告書を日本政府に託すとともに、EBCの提案についてさらに詳細に論じる機会を心待ちにしています。

アリソン・マリー 欧州ビジネス協会 在日欧州(連合)商工会議所 事務局長

はじめに

Mr. Bjorn Kongstad

Policy Director, European Business Council in Japan Sanbancho POULA Bldg. 2F 6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075 Phone 03-3263-6222

Fax 03-3263-6223

はじめに

アベノミクスという言葉が登場して本当にまだ1年足らずなのだろうか。この言葉は世間にすっかり定着 してしまっているため、その目新しさをつい忘れがちである。2012年12月に就任した安倍晋三首相が日 本をデフレと景気後退から脱却させる壮大な経済プランを発表して以来、日本と市場は、それで果たし てうまくいくのかという疑問に付きまとわれてきた。

アベノミクスは、3つの主要分野、すなわち、金融政策、財政出動、構造改革という「三本の矢」からな る積極的措置の組み合わせである。しかしながら、実際の行動はこれまでのところ、最初の2つに限られ ている。日本銀行を説得して、国債やその他の資産の買い入れを通じ日本のマネーサプライを拡大する ことでデフレに終止符を打つことを試みさせるとともに、インフレターゲットを2%に倍増させた。政府 は、大規模インフラ・プロジェクト、科学研究、再生可能エネルギーをはじめとする景気刺激策への資 金投入に着手した。消費税率を引き上げて、政府の拡大した債務リスクの一部を埋めることになってい るが、その一方で、雇用者は、消費者支出が落ちないよう、賃上げ実施を要請されている。初期の行動 は、速やかに結果を生んだ。円はドル、ユーロ等の通貨に対して劇的に下落した。輸出と輸出利益が伸 びた。株価は急上昇した。日本経済は第1四半期、年率換算3.5%で成長した。アベノミクスは幸先の良 いスタートを切った。日本経済が、物価上昇、賃金上昇、需要増大の「好循環」に入る可能性が期待さ れる。とはいえ、輸出を増やすことで、円安が却って、大いに必要とされる生産向上を先送りすることを日本の産業に許してしまうリスクもある。また、インフラへの政府支出というまずい発想が競争力を 奪い、大いに必要とされる再編から注意をそらしてしまうリスクもある。

生産性向上はアベノミクスの成功にとってきわめて重要になるが、大きな鍵を握るのは、新しい方針や 慣行を採用する企業の意欲、および、マクロレベルでは、現在の1億2,700万人から2040年には1億700万 人程度に減少すると予測される、絶えず減り続けるかに思える人口の問題に取り組む為政者の意欲であ る。こうした人口の数字は、出生率の低さと、純移民数がゼロであることの両方を反映している。さら に、平均寿命が世界最長クラスであることから、減少する人口に占める高齢者(65歳以上)の割合は 2040年には約3割に達することになる。

したがって、アベノミクスが成功を収めるかどうかは、鳴り物入りで発表された第三の矢である構造改 革が大きな鍵になるとの認識が芽生えつつある。しかしながら、最初の改革政策が発表されてからまだ ほんの数カ月だが、果たしてそれで十分なのかと疑い始めている向きが多い。第三の矢の戦略のいくつ かは、取るに足らない成長にしかつながらない一方、関連インフラ面の重大な諸問題への対処を怠って いると懸念されている。一例は医療ツーリズムの推進という目標であり、これは、最先端の医薬品、臨 床検査機器・試薬(体外診断)、医療機器を日本市場にもたらすこと、したがってまた日本の患者さん にもたらすことを試みる企業が直面する複雑な行政慣行や、日本独自の基準、時間のかかる製品承認・ 認証手続にはまったく対処しない。もう一つの例は、世界最高品質の農産物を開発するという日本の目 標である。日本の農産物の品質には疑問の余地がないとはいえ、正直なところ、日本の農業分野全体は 世界市場で競争力を持っていない。その他の提案としては、設備投資の刺激、経済特区の創設、労働市 場への女性の参加拡大、教育の見直し、電力市場の自由化を目指す措置があり、いずれも有効性を持ち うるとはいえ、政府はこうした目標を達成する方法の詳細を示すのが遅れている。

当然ながら、安倍首相の構造改革案は多大の注目と関心を集めてきた。率直に言って、構造改革案は多 くの点で従来の成長戦略と大差ないものの、ほかの現行の取り組みや、衆参両院で政府が享受している 支持と相まって、経済の段階的変化の望みを多少もたらす。EBCはとりわけ、今後の成長にとっての国 際通商と投資の重要性の認識を高く評価する。政府は、自由貿易協定の庇護下で行われる通商の水準を 現行の19%から、2018年までに約70%に引き上げることを目指すとしている。2013年早々に、環太平洋 パートナーシップ自由貿易圏 (TPP) へ向けた交渉に日本が参加すべきことが決定され、 2013年4月には、相互自由貿易協定/経済連携協定(FTA/EPA)に向けた交渉の即時開始に関する欧州連 合との共同声明が出された。

野心的、包括的、互恵的なEU-日本 FTA/EPAを支持すべき論拠は明らかである。日本はEUの第7位の貿易相手であり、EUは日本の第3位の貿易相手である。この通商関係は、すでに相当の規模であるとはいえ、まだ相当の伸びしろがある。FTA/EPAのメリットは、すでに相手側の国内市場で活動している数多くの欧州企業と日本企業にとどまらず、現在および将来こうした形の拡大を目指すすべての企業に及ぶだろう。EBCはFTA/EPA交渉を支持する一方で、いかなる取引も、本報告書やこれまでの報告書で取り上げられた、日本で活動する欧州企業



の具体的な懸念に是が非でも対処しなければならないと訴えたい。きわめて多くの事柄の行く末がかかるなか、EBCは日欧双方の当局に対し、必要な進展を確実に実現するよう強く要望する。

欧州企業にとって公正で競争的な環境を確保するためには、多くの改革が必要とされる。こうした改革は、日本やその他多くの市場でEBC各委員会の委員たちがじかに培った広範な業務経験に基づきEBC産業分野別委員会によって特定されている。本報告書は、それぞれの問題への対処方法についての具体的提案を添えて、各委員会の発見事項について詳細に述べている。提案には以下が含まれる。

- 規格、製品認証、上市承認の相互承認、および、医療機器、環境技術、消費者製品、乗用車、食品等々に関しての国際規格の採用。
- 製品が市場に到達するのを妨げるまたは遅らせる、高コストや不必要な事務手続といった障壁の 撤廃 — 例えば特定の食品に対する関税や日本独自の製品表示要件。
- 公正な競争と、国内外のすべての企業の公平かつ平等な待遇の確保。例えば航空会社や保険の分野において。
- サービス分野における、より公正でオープンな競争の確保 例えば公共調達契約に関する真にオープンな入札や、外国電気通信事業者にとってのネットワークアクセス改善の導入。
- 対日直接投資の条件整備。これは、銀行業務および資産運用分野における日本独自の要件の是正を含む。さらに、
- 研究開発への投資に対するインセンティブ強化。これは、イノベーションの価値を認め、それに報いるための、医療分野における償還制度を含む。

日本において、より公正で、より競争的な商環境を実現することは、単に日本で活動する欧州企業に益するだけでなく、長期の持続可能な経済成長を実現するというアベノミクスの主要な目的にも大きく貢献するだろう。EBC の提案の具体性と実用性は、構造改革を目指したアベノミクスの「第三の矢」の大まかな野望を補完するとともに、こうした野望を行動に移すために必要なディテールを提供する。EBC はこれらの提案を、成長、安定、繁栄の新たな軌道に日本を乗せる取り組みに際して日本政府を誘導する「第四の矢」として提示する。

本報告書の構成

この「はじめに」に続いて、EBC産業分野別委員会の関心事を取り上げる30の章がある。各章は、主要な問題と過去1年間の動きを要約するとともに、規制改革へ向けての具体的提案を伴っている。本報告書に記された情報、アイデア、提案が、日本政府や、EU-日本間の通商関係のポテンシャルがフルに実現されることを心より願う欧州連合をはじめとするその他すべての当局の考え方に建設的に貢献することを信じてやまない。

ビジネス関連

人的資源 知的財産権 小売・卸売 法律サービス 持続発展 税制

Mr. Steve Burson

Chair, Human Resources Committee (President, H&R Consultants K.K.) c/o H&R Consultants K.K. 2F EXOS Ebisu, 1-24-14 Ebisu Shibuya-ku, Tokyo 150-0013 Phone 03-5449-6061

Fax 03-5449-3267

人的資源

はじめに

EBC人的資源委員会はかねてから、日本の人口統計の暗たんとした見通しについて懸念してきた。今後予想 される熟練労働者の減少、高齢化、出生率の低下は、国内企業と外資系企業ならびに日本経済の長期的活力 にとって大きな難題を突きつけている。いくつかの予測によると、日本の人口は2050年までに半減するとさ れている。EBCは、この減少の対処には4つの方法しかないとみている。すなわち、生産性向上、労働人口 へのより多くの女性の導入、出生率の上昇、もしくは外国人の受け入れを増加させることである。また、私 達は熟練した競争力ある労働力を維持するためには、4つの分野すべてで政策が必要とされると考えてい る。

安倍首相の成長戦略の「第三の矢」は、人的資源資本に直接影響する政策を含んでいる。すなわち、日本の 大学の国際的地位の強化、大学入学条件としてのTOEFLの導入、育児休業期間の延長、復職の支援である。 EBCはこうした案を支持するとはいえ、これで十分とは思っていない。その他の要因にも対処する必要があ る。そうした要因の一つは、多くの日本企業内での国際経験の乏しさであり、これは、留学経験のある学生 が培った知識や経験の活用を怠ることでさらに悪化している。このことは、残念ながら、海外体験がきわめ て重要性を持つ時期に留学機会を追求する学生の意欲に水を差す。企業が学生を募集する伝統的な時期が大 学4年次中であるという事実も留学意欲にさらに水を差す。この時期はちょうど、留学を選択した学生が日 本にいない時期であり、したがって留学中の学生は雇用機会を逃すことになってしまう。EBCは、政府がこ の状況の打開を試みていることを承知しているが、実効ある措置のためには、大規模な変革が必要になると 感じている。

最優先事項として日本女性の労働人口への復帰の促進の必要性がある。「短時間勤務正社員」制度等の構想 が導入されているが、一般にはあまり周知も利用もされていない。その結果、日本の主婦の多くは、労働市 場に入るには正社員になることを約束する必要があると誤解して、労働市場に入ることに依然消極的であ る。これは、利用可能な人的資源の無駄遣いとしか言いようがない。安倍首相は、成長戦略の一環として、 労働市場への女性の参加拡大の問題も提起している。しかしながらEBCは、提案された措置が意図したほど の効果を持たないのではないかと懸念している。第一に、給与が一定の上限を下回り続けるならば、パート タイムで雇用された人は年金と保険料の払い込みを義務付けられず、代わりに配偶者の払い込みでカバーさ れうるため、現行の税制はパートタイムでのみ働く優遇措置として作用する。第二に、メディアで報道され ているところでは、政府は現行1年の育児休業を3年に延長することで、女性がより長期間、職場を離れるこ とを奨励することを検討しているが、これは女性が職場復帰する困難さを高めるとともに、職場を3年間離 れる可能性がある人を雇用することを雇用主に思いとどまらせるおそれがある。EBCは、公立の託児所や民 間の保育サービスをより多く提供することで、むしろ職場において女性を支援するために一層努力を払うべ きだと確信する。さらに、男性が育児休業をとるのを支援・奨励するためにやるべきことがまだまだある。

肯定的な面としては、EBCは、再入国許可およびビザ有効期間延長に関連して導入された改革に関して法務 省と政府を称賛する。新しい制度は、外国人の専門職者にとって日本の魅力を高めた。日本がグローバル市 場で競うつもりなら、外国人に影響を及ぼす入管政策とその他の政策両方の継続的改善が肝要である。例え ば、2001年の確定拠出年金法により、雇用者はよりフレキシブルで魅力的な年金制度を被雇用者に提供する ことが可能になった。しかし、離日する外国人労働者への日本の年金制度への強制拠出すべての全額払い戻 しを可能にして、最後の3年間の保険料支払分のみという現行の制限を撤廃する改正がまだ必要である。日 本政府は、雇用主と被雇用者の両方にかかる負担を軽減するとともに二重支払いを回避するため、残るすべ てのEU加盟国ならびにノルウェーおよびアイスランドとの社会保障協定を締結すべく速やかに行動すべき である。EU・日本間の包括的なFTA/EPAは、社会保障年金拠出払い戻しについて複数の二国間協定を結ぶ プロセスの合理化を目指すべきである。

EBC Human Resources Committee Member Companies

ABB
DHL Global Forwarding Japan
G&S Global Advisors
H&R Consultants
IKEA Japan
Mercedes-Benz Japan

主要な問題および提案

■ 入管政策

*年次現状報告:良好。*再入国許可の事実上廃止につながる入管法改正により、ビザ申請手続が相当改善された。しかしながら、いくつかの分野においては、まだ改善の余地がある。

提案:

- オンライン申請の導入。
- 技能を有する熟練労働者の入国を促進するため、入管政策をさらに改める。例えば、当てはまる 学位がない場合に求められている「業界での経験年数10年」という不必要に敷居の高い要件 を、5年に引き下げる。
- 多国籍企業が最良の人材を日本に誘致できるよう、配偶者ビザの保有者には、就労許可を自動的 に交付する。
- 永住者資格を与えられる要件に新たに「高度な専門的技術を有すること」を追加。

■ 職場の多様性

年次現状報告:進展なし。日本の将来の繁栄は、高齢化する人口を支えるとともに日本の経済を推進することのできる十分な労働人口を維持することに大きく依存する。労働人口を増やすための最も容易な方法は、労働市場への女性の参加を拡大することだろう。EBC は日本政府に対し、職場の多様性に一層焦点を合わせ、労働市場への一層の女性の参加と、家事と子育てへの一層の男性の参加を支援・奨励するよう強く要望する。

提案:

- 「扶養配偶者」に年間140万円以上の所得をあげる意欲を失わせる「配偶者特別控除」を廃止する。
- 企業に対して「短時間勤務正社員制度」の認知度を高め、またこの制度を導入する企業に対して は、税額控除、給付金等の優遇措置を行う。
- 女性の労働市場参加と男性の家事参加を支援するための十分な保育施設、制度、人員配備の確保 に必要なインフラを大幅に拡大・改善する。育児休業の延長を導入しない。
- 長期雇用ではなく業績に基づく競争力ある労働力創出を促進する雇用法を導入する。従業員の十分な保護は必要だが、雇用主も、業績不良の労働者を排除するための法的枠組みを必要とする。

■ 年金

年次現状報告:進展中。ベルギー、フランス、英国、ドイツ、オランダ、チェコ共和国、アイルランド、スペイン、イタリア、スイス、ルクセンブルグ、ハンガリー、アイルランド、スウェーデンとの間で、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっている。日本は、スロバキア、フィンランド、オーストリアとの協定も検討中である。協定を結んでいない国の国民の場合、日本の年金制度への強制拠出の払い戻しは、依然、最高3年が上限となっている。

- 日本の公的年金制度への強制拠出は、脱退する外国人とその雇用者に全額払い戻されるべきである。さらに、給付は、制度への25年間の拠出要件なしに行われるべきである。
- 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除が適用されるべきである。
- 日本政府とEU加盟国は、相互社会保障協定を速やかに締結すべきである。

Mr. Laurent Dubois

Fax 03-3239-3224

Chair, Intellectual Property Rights Committee (Representative, Union des Fabricants) c/o Union des Fabricants SK Bldg. 3F, 1-5-5 Hirakawacho Chiyoda-ku, Tokyo 102-0093 Phone 03-3239-3110

知的財產権

はじめに

日本は相変わらず世界で最も魅力的な高級品市場の一つであり、その大きさゆえに日本は模倣品の主要な標的ともなっている。日本に流入・流通する模倣品の多くは、インターネットを通して販売される。問題の根源は、個人使用目的である限り模倣品の輸入を認めている日本の法制にある。したがって、日本の司法権が及ばない海外サーバーに所在する日本人向け偽造品販売サイトから流入する模倣品、中小オークションサイトを通して販売される模倣品が問題である。さらにまた、大手オークションサイト並びに大手ショッピングモールは、画面情報から模倣品に関わると判別できるものについての排除にほぼ成功しているものの、画面情報から偽造品と判別のつかない模倣品を排除する手段は見出せていない。こうした形で海外著名ブランドとして販売される商品の20%以上が実際には模倣品と思われる。

ここ数年間、日本の関係当局は、知的財産権侵害のより積極的な取り締まりに乗り出している。しかし、法律改正や、ここ数年間の監視強化ににもかかわらず、税関が毎年取り扱う模倣品の件数がきわめて多いことに示される通り、重大な問題が未解決のままになっている。2012年には、1,117,592点ほどの模倣品が没収されたが、すべての輸入品が税関でチェックされるわけではないため、大量の模倣品が日本に流入しているのが実際である。より高い摘発率と抑止率を達成するために付加的な活動が必要とされることは明らかである。

EBCは、とりわけ新しい法律および既存の法律の改正を通じ、知的財産権を保護するために日本の当局が払ってきた努力を歓迎する。2007年には、関税法の下で、知財権保有者は、従来までの規則であった、税関を訪れて疑わしい商品を直に確認する必要なく、疑わしい商品の画像をEメール送信してもらうことを要請できるようになった。特定商取引に関する法律を適用する規則の改革も、改善につがなってきた。この措置は、20点以上の高級ブランド商品を販売する場合にインターネット・オークションサイトの出品者等の情報開示を義務づけることによって出品者の身元確認の管理強化を目指すものである。出品者がこの義務を守らない場合、経済産業省が当該出品者によるオークションサイトでの商品販売の禁止を要請することにつながりうる。これは効果的な手段だが、その潜在的可能性が実現されるのは、それがより有効的に使用される場合に限られる。

日本に入ってくる模倣品の主な供給源は中国であり、税関で没収される模倣品の94%を中国からの輸入が占める。模倣品を排除するためにYahoo! JAPAN、楽天、DeNaといった日本の主要ISPがとった措置にもかかわらず、海外サーバーに所在する日本人向け偽造品販売サイトはインターネット検索エンジンを通じて依然、直にアクセスできる。これまでのところ、模倣品に関する日中間の交渉は、実のある成果を何らもたらしていない。とはいえ、EBCは、模倣品が消費者安全や雇用、税収にもたらす脅威に鑑みて、日中が模倣品を取り締まる措置を間もなく導入するものと期待している。

インターネットで販売される模倣品を排除するために日本がとってきた措置は、欧米諸国によって設けられた措置に勝るとも劣らないほど先進的である。しかしながら、日本の規制は、商標権侵害に関して依然不十分であり、「個人使用」目的の模倣品輸入を禁止しておらず、並行輸入も容認し続けている。これは不十分な水際取締を暗示するものであり、偽造品の日本領内への進入を容易にしている。検察・警察は、模倣品を販売しているとの販売者の自覚を証明する義務を裁判等で負っているが、この証明はきわめて困難となっている。知情の証明に関する困難さは、一部の輸入業者に、処罰されることなく模倣品の輸入を続けることを許している。

EBCは、状況をさらに改善し、共通の規則と原則を設けるため、EU-日本 FTA/EPAに関する今後の交渉に知財権に関する協議を含めるべきであると確信する。

EBC Intellectual Property Rights Committee Member Companies

Chanel
Sonderhoff & Einsel Law and Patent Office
Union des Fabricants

主要な問題および提案

■ インターネット上の偽商品

年次現状報告:若干の進展。インターネットは依然、日本における模倣品売買の主要な場となっている。オークションサイト運営会社は、権利者から提供される情報に基づいた監視強化や模倣品の排除など、模倣品を一度でも販売したものを締め出す対策の強化によって、この種の販売への対抗措置をとってきた。しかし、特定商取引に関する法律は、携帯オークションサイトで販売される商品には実際には適用されないため、同法は事実上施行されていない。

対抗措置、とりわけ日本の主要オークションサイトから今や排除されている中国の模倣品業者によって運営されるサイトに対する対抗措置は、これまでのところ不十分となっている。消費者庁は模倣品業者のURLを公表することで、偽商品を買わないよう消費者に要請しているが、これはほとんど効果がない。

提案:

- 特定商取引に関する法律を強化して、実行力を拡大すべきである。
- 模倣品業者に関して日本で入手可能な情報を中国当局に提供することにより、中国における模倣 品業者に対する措置を強化するべく、日本は中国と協力すべきである。

■ 個人使用目的の輸入

年次現状報告:進展なし。「個人使用」目的での模倣品の輸入は日本ではまだ合法とされており、この点は、法律を犯すおそれなしに少量の偽商品を商業目的で輸入することを目論む個人に利用される抜け穴となっている。近年、税関は、侵害疑義物品を発見した場合に輸入者に真偽と目的の確認を要求する通知を送付するという慣行を採用してきた。輸入者の9割以上はこれまで、そうした通知を受け取った場合、注文した模倣品を放棄してきたが、「個人使用目的」と称すれば輸入が可能であることやそうした通知に拘束力がないことがますます多くの輸入者に周知されるにつれ、この制度の有効性が徐々に蝕まれつつある。

提案:

- 個人使用目的であるか商業目的であるかにかかわりなく模倣品の輸入を禁止するよう商標法改正 に限らず法令の整備を行うべきである。模倣品の輸入を確実に防止するには、これが唯一の手だ てとなろう。
- その一方で、個人使用目的の輸入であること決定的に証明することを輸入者に例外なく義務づけることで改善を図るべきである。

■ デザイン

*年次現状報告:進展なし。*デザインに関する知的財産を保護するための手続きは複雑且つ高額であり、ヨーロッパおよびその他の主な市場で受けている保護の恩恵を日本では享受できない。

- 申請の費用を軽減し、申請の審査手続きを廃止又は緩和すべきである。
- デザインにおける類似性に関しては日本の裁判所はより厳格な対応を行うべきである。

Vacant

c/o Bjorn Kongstad Policy Director, EBC Secretariat Sanbancho Poula Bldg 2F 6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075 Phone 03-3263-6222 Fax 03-3263-6223

小売·卸売

はじめに

日本の小売市場は世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。欧州の小売業者のプレゼンスがおおかた高級品分野に限られていた長年の期間を経て、ここ5~6年は、ファストファッションとホームインテリアの両分野で欧州の新しい小売業者が日本で急速に地位を確立してきた。そうした小売業者の成功は、より幅広い選択肢や、往々にして買い得な価格を提供し、また多くの場合、これまで手に入らなかったまったく新しい商品の提供を通じて日本の消費者に明らかに恩恵をもたらしている。欧州の小売業者の日本での成功は、日本経済全体にも利益をもたらす。相当の雇用を創出するとともに、従来悲惨な状況にあった多くの都市の再活性化を助けるからだ。欧州の競争相手の進出により、グローバルな競争力をさらに強化するインセンティブがもたらされるため、日本の小売業者や卸売業者にプラスになる。そのきわめて具体的な例はユニクロとニトリであり、どちらも今や、これまで以上に力をつけている。

欧州の卸売業者と小売業者は、近年の成功にもかかわらず、日本市場において依然相当の障壁に直面している。第一に、専門小売チャネルでは外国小売企業の活動の著しい拡大が見られているとはいえ(多くの小売店舗はフランチャイズを通じ、あるいは日本企業へのライセンスのもとで活動しているにせよ)、外国小売企業にとり、日本市場に参入する際にグローバル規模のロジスティックスを活用することは困難となっている。第二に、新規小売店舗を開発・開設するプロセスは、制限、非効率、遅滞がつきものとなっている。第三に、EBC小売・卸売委員会は消費者保護に関する日本政府の懸念を理解・共有してはいるが、欧州の規則はこの同じ懸念に十分以上に対処しており、安全かつ良質な製品を保証していると確信する。したがって、欧州の基準をすでに満たしている製品に日本の規則・規制を適用することは、貿易障壁を生み出すことにしかつながらない。そうした障壁の例としては、日本独自の表示規則、安全基準自体には関係のない融通性に欠ける食品衛生規則、国際基準や欧州の認可の不承認などがある。こうした障壁は、グローバルなサプライチェーンを有する企業にとってとりわけ不利になる。さらに、様々な消費者製品の輸入・認証・表示の手続は、製品がすでに国際規格や欧州規格に適合している場合ですら、日本特有の基準による試験を新たに行うことが日本の当局から求められるため、依然、過度にコストのかかる複雑なものとなっている。この問題は、後述の提案で述べられている通り、いくつかの分野に影響を及ぼす。

日本は、著作権や商標その他の知的財産の法律や規制を精力的に実施している。税関は、多くの模倣品を水際で検査し食い止めているが、本報告書の知的財産権のセクションで示唆されている通り、この点についはもっと多くのことをなしうるだろう。日本は、「グレーマーケット」商品(すなわち、日本国外での販売・流通は認められているが、日本国内での流通は知的財産権利者やその他の関係者によって許可されていない本物の製品)の輸入と流通に関して、世界有数の手ぬるい規則・規制も採用している。グレーマーケット商品に対するこの寛大な姿勢は、日本の公認販売業者・卸売業者・小売業者の間で混乱を招き、ブランドの管理およびマーケティングに無用の難題を付加している。由々しきことに、グレーマーケット商品の多くの輸入者は安全性試験要件を巧妙に回避し、その結果、日本の消費者を時として危険にさらす。

EBCは、EU-日本 FTA/EPA へ向けての交渉プロセスにおいて、欧州の小売業者と卸売業者が直面する障壁の多くが撤廃もしくは軽減されるよう切望する。EBCは、こうした交渉がEU独自の高い安全基準を実証する絶好の機会を提供するとともに、日本市場の参入を許可する前に、こうした基準をすでに満たしている製品をさらに試験することには何の実際的目的やメリットもないと確信する。この先まだまだ進展が必要であるとはいえ、グローバルなサプライチェーンを有する欧州の小売企業が日本で直面している諸問題について日本の当局がよりよく理解しているといういくつかの心強い兆しがすでに見られている。その一方、多くの国内企業は海外市場にますます進出するようになっており、その結果、日本独自の規制の負担を身をもって実感している。

欧州市場向けにすでに認証された製品を日本市場で販売する場合や、日本市場向けに認証された製品を欧州市場で販売する場合に、新たに試験と認証を受けなければならない理由がEBCには皆目わからない。ほとんどの小売製品の規格は同様であるため、EUと日本はFTA/EPAによる規格と認証の相互受け入れを確立し、双方の市場で事業を行う企業にとって有益となるような措置を速やかにとるべきである、とEBCの小売・卸売委員会は確信している。

EBC Retail & Wholesale Committee Member Companies

Bulgari Japan Chanel Copyrights Asia Giorgio Armani Japan Groupe SEB Japan H&M Hennes & Mauritz Japan Hafele Japan IKEA Japan LEGO Japan METRO Cash & Carry Japan Philip Morris Japan

主要な問題および提案

■ 法外なコストのかかる輸入認可・試験・認証

年次現状報告:進展なし。EN(欧州規格)およびISO規格またはCE(Conformité Européenne)マーキングの受け入れに日本が難色を示すことは、新製品の日本市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBCは、消費者の安全確保の必要性を理解する一方、より円滑な通商を促進するため、食品衛生法における、器具・容器包装およびおもちゃに関する基準と、関連輸入制度を改定するよう政府に特に要望する。

提案:

- 日本とEUは、再試験の負荷を低減するため、製品の輸入申請手続に適用される互いの規制を相互 に受け入れるべきである。
- 日本は、輸出国にかかわりなく、日本政府によって承認されたいかなる検査機関でも器具・容器包装およびおもちゃの試験を行えるようにすべきである。

■ 家庭用品の表示

年次現状報告:若干の進展。家庭用品品質表示法は、同法で定められた対象品目の表示を規制する。同法は、4つのグループ(繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品)に分類された約90品目について、同法の定める通りの表示事項を表示することを要求している。EBCは、同法の改正を検討している消費者庁の最近の活動を歓迎する。消費者庁は2段階のプロセスを予定している。すなわち、同法の短期的改正と、同法の枠組み自体の長期的改正である。しかし、EBCはこのプロセスには十分に包括的なアプローチが欠けていると考えている。

提案:

• 長期的改正は、対象品目制度を廃止し、個々の製品の特性に応じた表示内容を表示可能にすることに的を絞るべきである。消費者庁は、世界中の市場に製品を供給するグローバル企業のニーズに的を絞り、もっと考慮すべきである。これは、日本の消費者を害することなしに、海外市場で活動する日本企業にも有益となるはずである。

■ 革靴の関税割当

年次現状報告:新たな問題。各種の靴関税品目には割当が適用される。こうした割当を通じ、輸入靴はより低い関税の恩恵を受けうる。割当は輸入実績数値に部分的に基づく一方、総量の一部は「新規者」専用となっている。現行制度の主な問題点は、透明性の欠如と、靴ビジネスに実際には関与していない企業が割当を保持し、それを他の企業に「売る」点にある。こうした行為は違法であるにもかかわらず、依然続いている。

提案:

• 経産省は状況の監視を改善強化して、靴の売買に適切に携わっていない企業からの申請を却下し、 そうした企業の割当を解放すべきである。この制度を悪用する企業に対し、経産省がより厳しい罰 則を実施することも推奨される。

■ 優越的地位

年次現状報告:新たな問題。独占禁止法は、弱小企業(往々、中小企業)を保護し、望ましくない行為への同意を弱小企業に強要する大企業を処罰するための、優越的地位の濫用に関する法規を含んでいる。これは、国内企業と外国企業双方にとっての問題である。残念ながら、現行の放棄は曖昧で順守することが困難であり、弱小企業を保護することに熱心な公正取引委員会は、とりわけ合意された損失分担の問題に関し、欧米で一般的な通常の商慣行と相反している。

提案:

• 通常のグローバルな商慣行を一層考慮に入れる形に独占禁止法を改正すべきである。EBCは同法の 背景 — 望ましくない行為の強要から弱小企業を守ること — を十分に理解する一方、両当事者が 損失分担に同意する場合には損失分担を可能にする形に独禁法を改正することを要望する。

Mr. James Lawden

Chair, Legal Services Committee (Partner, Freshfields Bruckhaus Deringer, Tokyo) c/o Freshfields Bruckhaus Deringer, Tokyo 36F Akasaka Biz Tower, 5-3-1, Akasaka Minato-ku, Tokyo 107-6336 Phone 03-3584-8509 Fax 03-3584-8501

法律サービス

はじめに

2013年はここまで、外国弁護士に関する状況に目に見える改善の見られない年となっている。したがって、 主要な問題および提案は昨年と変らないままである。

審議が予定される法案の一つに、外国弁護士が弁護士法人を通じて活動することを認め、したがってまた、支店を開設できるようにする法案であるが、この法案はもともと、2009年の外国弁護士制度研究会の報告書に沿って、外国弁護士と日本の弁護士の両方で構成される弁護士法人の設立を認めていた。しかし、国会で根拠のない反対を受けた後、外国弁護士によって設立される弁護士法人は外国弁護士のみで構成されなければならないという形に法案が修正され、法案の有用性が大幅に制限された。外国弁護士のみで構成された国際法律事務所は比較的数が少ない。これ1件の立法改革でさえ、少なくとも一つには国会審議時間の不足のために、進展が見られていない。EBCは、この件が処理されない限り、外国法律事務所に関するほかのいかなる法案に関しても進展は不可能であると理解している。

外国弁護士(外弁)の登録に要する時間は、著しく長くなったようには思えず、法務省が尽力しているのも確かであるとはいえ、目に見えて短くなったわけでもなく、承認プロセスに多くの組織が関わっているせいで、手続が長引き煩雑になっているという事実に変わりはない。依頼人の要求に応えるために(少なくとも)国際法律事務所が迅速に人を動かす必要のある現代にあっては、外弁登録は時間がかかりすぎる。シンガポールなどで外国弁護士の登録に要するはるかに短い時間に比べ、日本で要する長い登録時間は、東京が果たして本当に国際金融センターになることを望んでいるのだろうかという疑問につながらざるをえない。また、登録できるようになるまで最低3年間の専門実務経験を必要とするため、若手スタッフを外弁として日本に派遣することは困難である。加えて、その3年間のうち、2年間は日本国外における経験であることが必要とされているが、これは、国際化、グローバル化を目指す日本の願望に相反するようにEBCには思われる。

EBC法律サービス委員会は、FTA/EPA交渉が、日本における煩雑な登録プロセスを軽減するべく弁護士の地位を相互に承認する問題と、支店の設立に関して外弁と日本の弁護士の両方からなる法律事務所にとっての市場アクセスを改善する必要性の問題の両方を取り上げるよう要望する。

EBC Legal Services Committee Member Companies

Allen & Overy ARQIS Foreign Law Office Ashurst Baker & McKenzie Clifford Chance Law Office Cotty Vivant Marchisio & Lauzeral Freshfields Bruckhaus Deringer Herbert Smith Freehills
Hogan Lovells
Linklaters
Norton Rose
Sonderhoff & Einsel Law and Patent Office
Squire, Sanders & Dempsey L.L.P.
White & Case LLP

主要な問題および提案

■ 外弁の認定と承認

年次現状報告:進展があったかは疑問。日本で外弁として登録されるためには、外国弁護士の本国法についての3年間の専門実務経験が必要とされ、うち2年は、日本以外の国で実務経験を積まねばならない。この規則は、日本の弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本の弁護士は、弁護士として認定される前に資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさないとEBCは考える。こうした規則を設けるにしても、重要なことは、本国法についての経験であって、どこでそれを積んだかではない。外国弁護士を外弁として認める手続も、依然、外国の法律事務所や個人に不当なコストを課す。申請書の様式が簡略化されたことにより外弁登録申請プロセスは一般的には短縮されてきたが、法務省と、日弁連・単位弁護士会の各委員会双方から承認を取得することが求められるため、必然的に遅れが生じている。

外弁制度は実施から25年が経過して徹底的な見直しを必要としている。制度の改革を行うことで、現在見られる不満は相当程度解消しうるだろう。

提案:

- 資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。より徹底的な現行制度の見直しが完了するまでの間、直ちに踏むべき第一歩として、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず認めるよう、法律を改正すべきである。
- 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化することに、引き続き重点を置く必要がある。
- 現行制度の見直しを行うべきである。これにより、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった変更が可能になるだろう。これは、現行制度にからむ不満の排除に大いに役立つだろう。

■ 支店

年次現状報告:進展なし。現行の規則では、外弁事務所、または外弁と日本の弁護士の共同事業は、 日本国内に複数の事務所を開設することができない。これに対して、日本の弁護士は、弁護士法人を 通して複数の事務所を開設することが認められている。現在のところ、外弁はそのような制度を利用 できない。

2009年12月、外国弁護士制度研究会の最終報告書が発表された。同研究会は、外弁がほかの外弁と、そして弁護士とも法人を設立できるようにすべきであると提言した。報告書の提言を実現するための法案が提出されたが、これは国会で反対され、外弁が弁護士とともに法人を設立できなくなるよう修正された。この修正は、当該立法の有用性を大きく制限するおそれがある。

提案:

• 法案を本来の文言に戻す形へと修正の上、できるだけ早急に成立させるべきである。それよりさらによい(かつ、より簡単な)解決策は、時代遅れで、国内外いずれの法律事務所のニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限を廃止することだろう。

■ 有限責任

年次現状報告:進展なし。EBCは、外国弁護士だけでなく、日本の弁護士のためにも、日本で活動する弁護士向けに有限責任構造を導入することを引き続き提案する。世界の他の多くの諸国では、こうした構造の下で専門家が活動することを認めるのが公正と考えられてきている。外国弁護士に関しては、これは、個人としての活動ではなく本国の事業体の支店を通しての活動を認めることによって実現しうるが、これは現行制度の見直しによってしか達成できない。

提案:

外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、国際法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国の事業体の支店を通して日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。

Mr. John Mader

Chair, Sustainable Development Committee (Senior Project Manager, Lend Lease Japan) c/o Lend Lease Japan, Inc. Akasaka Enokizaka Mori Building 3F, 1-7-1 Akasaka Minato-ku, Tokyo 107-0052 Phone 03-6866-5600

Fax 03-6866-5607

持続発展

はじめに

天然資源が減少に向かい社会的緊張が高まりつつある、ますますグローバル化した世界にあって、ブルント ラント委員会(環境と開発に関する世界委員会)の1987年の報告書で打ち出された、現在のニーズと未来の 世代のニーズとのバランスをとるためのアピールは、これまでにも増して手ごわい挑戦課題に思える。持続 発展と気候変動の問題に対処するためにすべての産業にわたってビジネスの革新的潜在能力を活用すること は、今まで通りの生活とビジネスを可能にする、より広範なシステムの存続にとって必要不可欠である。

EBC持続発展委員会は、日本における持続発展に貢献するという欧州企業の約束を反映し、日本市場への欧 州企業のアクセスを促進することを目指す。これは、そうしたアクセスを妨げるあらゆる貿易障壁あるいは 投資障壁を特定し、その排除を訴える努力を含む。欧州企業は、改革を促進するため、日本の社会、政府、 企業と対話を行うことを熱望している。日本でビジネスを行っている一部の欧州企業は持続発展の世界的リ ーダーであるが、日本では時として、より持続可能なビジネスモデルの機会を受け入れるのが遅い保守的で 内向きの商環境に妨げられると感じている。その一方、日本社会全体はこの種の変革に対してオープンであ るように思われる。機会をとらえて、世界のビジネス界が目下向かっている方向に沿うことを怠る企業は後 れを取ることになるとEBCは確信する。同じことは、経済全体についても言えるだろう。持続発展が我々に 教えてくれたことがあるとすれば、それは、代案が短期的に一層高コストに思えるからといって、時代遅れ のビジネスモデルに固執するのは常に間違いだということである。持続発展コンセプトの実現は、競争低下 や収益性低下を意味しない。実際にはその逆である。したがって、持続発展に対する日本のすべての企業の コミットメントを高めるためのプラットフォームを提供することを目指すべきである。これは環境とともに 経済にもメリットをもたらし、きわめて重要なことに、日本が温室効果ガス排出量削減目標を達成すること を可能にするとEBCは確信する。

日本では、他の先進諸国同様、建築物が最大の温室効果ガス発生源である。研究が示すところによれば、温 室効果ガス排出量の40%までもが建築物由来であり、運輸および工業分野からの排出量を大幅に上回る比率 となっている。この統計に照らすならば、建築物の性能向上が持続可能な未来づくりに果たす役割は極めて 重大であり、そして必要な省エネ技術および材料の採用と実現を確実にするには、政府の立法措置が必要不 可欠となる。この点において、日本の進歩は遅々たるものである。例えば、日本の建築物では依然として一 枚ガラスが一般的であるが、欧州では相当以前に二重、さらには三重ガラスへと移行した。また日本では、 今日まで「家電」に焦点が当てられてきた。例えば、日本のメーカーは、低エネルギー消費型の空調設備製 造におけるリーダーである。他方で不足しているのは、建築物自体への注力である。建築物は初期段階にお いて、エネルギー消費量の多い複雑な設備の増設を必要としない手法で、建造されるべきである。またエネ ルギー使用面においては、外装が最重要システムである。外装は断熱が十分になされ、夏季には外から内へ の、冬季には内から外への、熱エネルギーの伝達ができる限り低い部材を使用すべきである。欧州メーカー は、最優良クラスの解決策を市場で提供しているが、その採用に対する規制面の障害削減と、日本の建設業 界によるその受容促進に向け、一層の努力が必要とされる。

EBCは日本政府に対し、インフラ、ビジネス、消費者行動を含む全主要分野の持続可能な発展のため、現在 よりはるかに強固な姿勢で臨み、改善措置を講ずるよう奨励する。EUの戦略を例にとれば、それは以下の 目標を備えている。すなわち、経済成長と環境損害との間に存在する負のつながりを断絶すること、責任あ る製造物の使用を企業および公衆に奨励すること、公的機関に環境損害を引き起こさない製品・サービスを 購入させるよう努力すること、環境にやさしい技術・イノベーションの市場を拡大すること、EU域内外い ずれにおいても動物の福祉を増進させること。

EBC持続発展委員会は、日本が環境目標を達成するためには、上記全分野における進展の飛躍的な加速を実 証する必要があると考える。EU-日本 FTA/EPAは、持続発展面のさらなる協力と協調のための重要な手段を 生み出す機会を提供する。

EBC Sustainable Development Committee Member Companies

ABB Lend Lease Japan MasterMind MIE PROJECT Roquette Japan Unilever Japan

主要な問題および提案

■ 持続可能な発展への認識・行動の改善

年次現状報告:新たな問題。日本は、環境にやさしい環境技術開発の最先端に位置するが、環境にやさしい行動を示すことに関しては後れをとっている。消費者や企業に対し、行動の変化を促すインセンティブが極めて少ない。政府は、行動を持続可能な方向へと、より適切に導く措置を講ずるべきであり、ひいてはそれが、日本が環境目標を達成する助けになるとEBCは確信する。

提案:

- 日本政府は、持続発展のメリットに対する国民の認識を向上させるべきである。
- 環境目標設定、ならびに目標達成に必要な活動への合意に関する、日EU間の協力改善が、EU-日本FTA/EPAの主要素となるべきである。

■ オーガニック食品

年次現状報告:進展なし。オーガニック食品は、日本で販売される食品全体の0.4%程度を占めるのみである。これは欧州に比して約10分の1であり、先進国としてはおそらく最低水準であろう。日本の農業は依然、農薬、肥料、ホルモンといった種類の化学物質投入へ、過度に依存している。この状況は、環境の観点からも消費者の観点からも、明らかに望ましくない。日本は、国内の持続可能な有機農業の発展を含め、オーガニック食品分野の急速な成長拡大に向け、必要な措置を講ずるべきである。

さらに、EU各大使館からの補足的な有機証明書がもはや必要ではないことをEBCは喜ばしく思うものの、あらゆる出荷に個別の有機証明書を添付する必要があるという要件は依然、輸入業者と輸出業者双方にとって事務上の負担をなしている。

提案:

- あらゆる出荷に個別の有機証明書を添付する必要性をなくす。年次証明書で十分なはずである。
- 有機JASマークを拡大して、動物性食品を含める。
- オーガニック食品への関税を撤廃する(オーガニック食品はすでに割高なため、関税はそれを法外に高価なものにして、消費者による購入をさらに妨げ、オーガニック食品分野の成長を遅らせるだけである)。
- 農薬および抗生物質の使用量削減を通して、より持続可能な農業を奨励する。

■ 持続可能な建設に向けた枠組み

年次現状報告:若干の進展。日本では、他の先進諸国同様、建築物が最大の温室効果ガス発生源である。研究が示すところによれば、温室効果ガス排出量の40%までもが建築物由来であり、運輸および工業分野からの排出量を大きく上回る比率となっている。日本の建築物の平均耐用年数は30年であり、平均耐用年数が90年である英国に比して、日本では建築物の持続可能性の水準が低いことを物語っている。さらに、日本で一般的となっている不十分な断熱では、大量の熱エネルギーが伝達してしまう。日本が遅れを回復するために必要なのは、海外の技術を採り入れることであり、これは、その使用を促進するとともに、必要な外国産材料輸入の輸入をしやすくすることを意味する。

- 日本政府は、持続可能な、環境にやさしい建築物の、建設会社と消費者にとっての魅力を高める ためのインセンティブ制度を導入すべきである。
- 日本政府は、温室効果ガス排出量削減目標を達成するため、建設分野における欧州の技術を利用 すべきである。

Mr. Hans-Peter Musahl

Chair, Tax Committee (Ernst & Young Shinnihon Tax) c/o Ernst & Young Shinnihon Tax Kasumigaseki Bldg. 32F., 3-2-5 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100-6032 Phone 03-3506-2087 Fax 03-3506-2200

税制

はじめに

EBCは、法人税率を 2012 年 4 月から 38%、2015 年から 35%に引き下げ、税率を国際水準により近づけることによって日本経済にもたらされる刺激を歓迎する。これは、日本企業と外国企業両方のために日本の競争力を高めることになる。しかし、政府の前途に横たわる課題の大きさは生半可なものではない。世界経済の先行き不安は、社会福祉制度に対する日本国民の信頼低下や信頼喪失と相まって、ただでさえ低いレベルの消費をさらに押し下げている。消費税を 2014 年 4 月に 8%、さらに 2015 年 4 月に 10%へと段階的に引き上げることは、少なくとも社会福祉制度の財政と制度への信頼を回復する助けにはなるはずである。

EBCの提案は、政府が直面している厳しい財政面の制約を認識したうえで、税法規の不充分な透明性と予測可能性が不確実さにつながり、その結果、投資と経済活動を低下させるという事実に対処するものである。EBCは、緊急課題として透明性問題に徹底的に取り組むことが、余分の資金を費やしたり、課税ベースを浸食することなく、ビジネスを促進する最も効率的な方法となり、したがって税収維持につながると確信する。残念ながら、税制の透明性と予測可能性を向上させるために政府がこれまで行ってきた取り組みは不十分であり、その結果、状況はさして変化していない。正式制度である文書回答制度の改善は、文書回答件数の大幅増にはつながっていない。EBCは、移転価格査定に際してのシークレット・コンパラブルに関して若干の進展がみられていることを喜ばしく思う一方、納税者の機密情報を相変わらず報道機関に漏らしている点や、報道機関が相変わらず、税務当局内の情報源を引き合いに出して継続的税務調査に関する報道を行っていることには落胆している。EBCは、政府が、オランダや英国といった欧州の法域における納税者と税務調査官の間の関係の組織方法の変化と、こうした変化が納税者と税務当局双方にとっての透明性、信頼性、予測可能性に改善をもたらしてきた点を参考にするよう提案する。

EBCは、日本がOECD承認アプローチ(AOA)を会社法に導入することを提案しているのを喜ばしく思う。これは実際、正しい方向への適切な一歩である。とはいえ、EBCはこれがまだ提案にすぎない事実を十分認識しており、したがって、この構想に拍手を送る一方で、不確かかつAOAと整合しない分野がまだいくつかあることを指摘しておきたい。OECDの指針やグローバルな慣行から外れることを回避するべく日本は最善を尽くすべきであるEBCは確信する。

二者間通商・投資を促進する方法を検討する際には、EUと日本は、二重課税や、日本と、英国、フランス、オランダ、スイス、米国との間で結ばれた租税条約で規定されているような、配当、使用料、利子に関する源泉徴収税を相互に廃止するよう努めるべきである。EU-日本FTA/EPAはさらに、EU域内と日本国内の社会保険制度への雇用者と被雇用者の掛金を相互的に課税控除対象にすべきである。FTA/EPAは、租税条約自体では事実上二重課税が回避されない場合に日本と個別のEU加盟国との間での二重課税の効果的な解決を確保するための義務的仲裁条項も規定すべきである。

これまでに実施された税制改正はおおかた細切れ式のものであり、新たなアプローチが必要であることは明らかだ。EBCは、政府が税務政策課題を真っ先に取り組み、優先事項として以下のページで詳述されている問題に対処するよう促したい。

EBC Tax Committee Member Companies

Bayer
Boehringer Ingelheim Japan
Deloitte Touche Tohmatsu
Ernst & Young Shinnihon Tax
Infineon Technologies Japan
KPMG Tax
Mercedes-Benz Japan
PricewaterhouseCoopers
Sanofi
Siemens Japan
Sonderhoff & Einsel

主要な問題および提案

■ 研究開発優遇税制

年次現状報告:進展。EBCは、最近の、および今後予定される税制改革が、引き続き研究開発優遇税制を含んでいることを喜ばしく思う。とはいえ、日本の研究開発優遇税制は、外国人投資家を差別している。日本の規則では、日本の多国籍企業がこうむる研究開発費は、たとえ研究開発が海外で行われた場合でも、税務上考慮されるのに対し、日本で研究開発を行う外国人投資家の場合には、関連費用が日本国内で負担されない限り、税額控除を受けられない。この矛盾は、主として、研究開発費を国内本社レベルで引き受けるのが当然の国内企業に税法規の焦点が置かれていることに起因しているが、この慣行は日本で活動する外国子会社ではあまり一般的ではない。

提案:

• 外国人投資家によって日本で行われる研究開発は、関連費用が投資家の日本子会社によって負担されない場合でも、日本の税制上の優遇措置を受けられるべきである。

■ 説明責任と守秘義務

年次現状報告:進展。 2008 年の税制改正により文書回答制度に加えられた変更の結果、納税者は今では、特定の取引について書面による明確化を求めることができる。こうした改善にもかかわらず、国内税制面の透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。欧州企業は相変わらず、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を報告している。情報漏洩がなされる税務調査の件数は、どのEU加盟国と比べても類を見ないものとなっている。報道機関はしばしば、税務調査に関する報道記事の中で、税務当局内の情報源を引き合いに出す。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。

透明性と確実性をもたらす相互信頼に基づくオープンな関係は、投資家が進んで投資を行うために、また、政府が適用税収を徴収し課税ベースを可能な限り効率的な方法で維持するために必要不可欠である。そのため、オランダおよび英国政府は、両国の徴税プロセスに水平監視・リスク測定・上級会計官からなるシステムを導入した。これは、事実上、税務の順守および監視の重荷を、税務当局から納税者に移行させる。税務当局は、見返りとして、そうした開示についてのタイムリーな助言と税務当局の立場の明確化(clearance)を行うとともに、質問により迅速に回答し、明確な立場をとる。さらに、税務調査はより低頻度かつより低詳細度で行われる。水平監視・リスク測定・上級会計官の利用は、納税者と税務当局が協力するためのはるかに効率的な方法をもたらす。このアプローチ全体は、納税者に確実性をもたらす一方、政府にとっては同額の税収を維持する。

提案:

- 文書回答申請を受け付けて処理することを日本の税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を規定すべきである。
- 政府は機密税務調査へのアクセスを報道機関に許さないようにすべきである。そうした漏洩が税務当局の側からなされる場合には、税務当局は秘密保持義務違反について説明責任を負うべきである。
- 政府は、水平監視・リスク測定・上級会計官を用いるシステムを採用するメリットを検討すべき である。

■ OECD承認アプローチ

年次現状報告:新たな問題。日本は、会社法にAOAを導入する案を検討している。これは正しい方向への一歩である一方、日本のプランにはOECDアプローチで比べていくつかの不確かさないし不整合がまだあることを指摘しておきたい。

提案:

- 日本は、OECDの指針およびグローバルな慣行に適切に沿ったAOAを導入すべきである。
- 恒久的施設とその本店との間のリスク移転が、真のリスク移転(例えば再保険)の適切な基準を 満たす場合には、そうしたリスク移転の引き受けを考慮すべきである。
- 本店配賦経費と本店によるサービス提供の区別を明確化すべきである。

23

■ 移転価格

年次現状報告:部分的に進展。日本の税務当局は、移転価格算定文書に関するいくつかの要件と、こうした要件を満たさなかった場合の影響を明確にした。その結果として、シークレット・コンパラブルに基づいて移転価格の算定を行なう権利は、理論的にいくぶん制限されたように思える。しかし、その一方で、移転価格に関する算定を行うために寄附金に関する法人税の規定を使用する機会が驚くほど増加している。これは、日本の租税条約ネットワークの下で生じる相互協議手続を避けるという名目で行われてきた。また、税務調査における移転価格算定の基準と、事前確認制度の下での算定の基準の間には依然整合性がない。

提案:

- EBCは、すべての国際取引が、寄附金に関する法人税の規定ではなく、移転価格制度に基づいて 扱われるよう提案する。
- 税務調査の際の移転価格算定方法と、事前確認制度で使用される移転価格算定方法との間の整合性を保つべきである。

■ 企業再編成

年次現状報告:進展。国境を越えた三角合併の現行の税制上の扱いは、日本国内ですでに確立した事業は有していないが、日本企業を買収するために自社株式を用いることを望む市場参入者にとって、実際上の障壁である。現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合でも、外国の株式と国内の株式との株式交換では課税繰り延べを認めない。日本企業との合併の際の対価としての外国株式の差別待遇をなくすことは、対日直接投資を促進するために必要な最も重要な措置である。税法が適用される再編成に際して、複雑かつ実際上満たすことが困難な基準は、必要性の低い法人の数とインフラ・コストの削減を目指すという、外資系企業や国内企業の当然の目標に反している。したがって、税をはじめとする行政面の潜在的障害を取り除くことを、税制政策立案者の目標とすべきである。

提案:

- 日本で従前の事業活動のない外国企業の株式を受け取る株主にとってのキャピタルゲインの課税 繰り延べを認めるよう、現行の規則を改正すべきである。
- コストと、基本概念の定義付けにおける税務当局が保持する裁量の両方を減じるため、企業組織 再編税制を支える法規と規制をさらに簡素化・明確化すべきである。

■ 租税条約

年次現状報告:進展。日本は、スイス、オランダと昨年新たな租税条約を締結し、目下ドイツと租税条約の再交渉をおこなっている。EBCは、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ条約を歓迎する。

日本とオランダの間の条約は、租税条約自体では事実上二重課税が回避されない場合に日本とオランダとの間での二重課税の効果的な解決を確保するための義務的仲裁条項が盛り込まれている。実際上、これは重要な改善であり、EBCは将来のすべての条約にこれが盛り込まれることを歓迎する。

- EBCは、EU加盟国との現行の租税条約を見直すよう日本政府に要請する。
- EBCは、新しい、または改正された条約が、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉 徴収税にからむ問題に対処するよう要望する。

金融サービス

資産運用 銀行業務 保険

Mr. Douglas Hymas

Chair, Asset Management Committee (President/CEO, ING Mutual Funds Management Company (Japan), Ltd.) c/o ING Mutual Funds Management Company (Japan), Ltd. New Otani Garden Court 21F, 4-1 Kioi-cho Chiyoda-ku,, Tokyo, 102-0094 Phone 03-5210-6490

Phone 03-5210-6490 Fax 03-5210-0619

資産運用

はじめに

日本では、投資運用プロフェッショナルは、投資家の将来の備えを支えることで、社会に貢献し続けている。少子高齢化の進行に伴い、社会保障制度や年金制度に係る負担も増大し続けている。さらに、2008年の世界金融危機を契機とする長引く低金利環境の中、為替相場では継続的な円高に向かったことも、公的、私的な投資プールがより高いリターンを生む商品を内外に求める要因となってきた。高度化・複雑化する運用手法への顧客ニーズは 2013年も継続している。基本的な業務管理や受託者責任の適切な監視の重要性は、残念な不正事件により、改めて浮き彫りにされてきた。

資産運用サービス利用者の切実なニーズに応えるため、政府、中でも金融庁は、成長を促進し拡大を阻害しない、柔軟性が高くて使い勝手のよい資産運用のフレームワークのなかで、新商品であれ、革新的商品であれ、適切な商品を一般投資家に提供することを目指す改善策を推進することが肝要である。従ってEBCは、個人貯蓄口座に関する新しい構想に期待を寄せている。EBCは、広範囲の投資対象を認めるとともに、銀行その他の市場参加者が、新計画を支え信頼性をもたらす動機付けを図るためにも、政府は、十分長い期間にわたる非課税措置と共に制度を導入することが重要であると考える。

EBCは、「自由、公正かつグローバル」な市場のさらなる発展こそ、日本が国際金融センターになる唯一の方法であると引き続き考えている。日本の規制環境は依然、投資運用サービス・プロバイダーに無用で高コストの負担を課しており、結局、日本の消費者にとっても不利益になる。それゆえ、投資信託協会(JITA)と日本証券投資顧問業協会(JSIAA)の統合案がもたらす恩恵にもかかわらず、統合が間際に両業界団体に阻まれ中止に追い込まれた経緯は残念なことある。そうした規制の重荷はイノベーションを阻害し、資源配分の非効率化を招く。

投資運用その他の金融サービス分野で、EUが達成してきた進歩は、最先端に位置していると認識されており、日本とEUは、相互協力を通じて、こうした進歩の恩恵を、日本の一般投資家にまで広げることができると考える。EBCは、EUと日本が二国間自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)にこうした問題を含めることを強く推奨する。

EBC Asset Management Committee Member Companies

Allianz Global Investors Japan Amundi Japan BNP Paribas Investment Partners Japan Eastspring Investments Henderson Global Investors (Japan) HSBC Global Asset Management (Japan) ING Mutual Funds Management Pictet Asset Management (Japan) Schroeder Investment Management (Japan)

主要な問題および提案

■ 大量保有報告書

年次現状報告:進展。2006年の証券取引法改正により、機関投資家は、その一社で一上場会社に対する株式保有割合が発行済株式総数の5%を超えた場合には5営業日以内の報告が、系列の金融グループ会社全体の合算で5%を超える場合には2週間に一度の報告が義務づけられている。EBCは株券等の大量保有の状況に関する開示に係る体制(金融商品取引法第2章の3)が、株主と経営者間の支配権を巡る争いにおける公平性ならびに透明性の向上に有益であると認識している。しかし、行政監督下にある投資運用会社が提出する事業報告書などにおいて、積極的に争う意思がない旨を明記した場合には、規制は緩和されるべきと考える。

提案:

• 投資運用業者が共同保有する一上場会社の株式数が発行済株式総数の5%を超える場合でも、同保有対象会社の経営支配を狙う意思がない投資運用業者に対しては、2週間ごとの開示義務は不適用とすべきである。

■ 日本の国際金融センター構想

年次現状報告:進展。EBCは、外国からのエキスパッツ受入れ措置、投資商品の税制上の取扱いの違いの是正の為の税の調整措置、金融商品取引法の導入を通じて金融サービス規制を一本化する措置といった、日本を国際金融センターにするという目標を実現するために取られた措置を称賛したい。しかしながら、まだ多くの障壁が残り、変革のペースが遅すぎたため、国際社会から好意的に注目されていないのが現状だ。金融庁の改革推進のための取組みはきわめて称賛に値するが、税制や業界団体を含む、重要な機能をすべて包含する全体的アプローチが不足していることから、一方では前進が見られると同時に他方では後退もあるというのでは、国際社会の尊敬や信頼を集めることができない。

提案:

国際金融センターとして日本をさらに宣伝するために、政府は、税制や業界団体を含む、すべての重要な関連機能を包含する、より全体的な改革プランを策定し、国内金融セクターの競争力を強化するとともに、国際社会の尊敬と信頼を得なくてはならない。これは、移転価格税制の改正、上場株式に対する税率の安定化、業界団体の統合を含むべきである。

■ 少額投資非課税制度(NISA)

年次現状報告:進展。2014年からの新しい形態の個人貯蓄・投資口座の枠組みを定めるNISAを政府が 先ごろ承認したことは、貯蓄と投資の奨励へ向けての重要な一歩をなすとEBCは確信する。この制度 の所期の目的は、個人貯蓄率の低下に歯止めをかけ、上場株式および公募株式投資信託への長期・分 散投資による長期的資産形成のための付加的なチャネルを提供することである。しかし、政府の承認 した新制度は、5年間毎年わずか100万円の投資総額のみを非課税とし、各年の投資総額について5年間 の非課税維持期間を設ける。日本版401k(確定拠出年金)制度の場合と同様、こうした限られた非課 税拠出枠では、個人に対し限られた恩恵しかもたらさず、制度を運営すると予想される業界参加者に はさらに少ないインセンティブしかもたらさない。EBCは金融庁の提案を支持するとともに、NISAが 必ず実効性を持つよう調整を行うことにより、日本版401k制度の轍を踏むことがないよう政府に要望 する。

提案:

• NISA制度が、長期・分散投資による個人資産形成を助けるという所期の目的を確実に達成するためには、政府はNISA制度を実施前に改正して、(a) 個人に実質的な恩恵をもたらすだけの十分な非課税投資総額を認め、(b) 投資期間を恒久化するか、あるいはせめて、実質的な恩恵をもたらすだけの十分な長さ(例えば65歳まで等)にし、(c) 制度を運営することになる市場参加者が規模とビジネスチャンスから確実に恩恵を受けられるようにすることで新制度の堅固さと円滑な実施の条件を整えるべきである。

Vacant

c/o Bjorn Kongstad Policy Director, EBC Secretariat Sanbancho Poula Bldg 2F 6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075 Phone 03-3263-6222 Fax 03-3263-6223

銀行業務

はじめに

日本の相対的な繁栄度は近年相当低下しており、日本の消費者はこの間も貯蓄を続けてきたが、その資本収益率は先進工業諸国中、最低となってきた。その一方、日本が他の多くの諸国よりもずっとうまく先般の金融危機を乗り越えてきたのは明らかである。日本の資本市場は、2009年と2010年に相当の資金を調達できるほどの堅調ぶりだった。そのため日本は依然、高い貯蓄率を有する世界有数の金融市場となっている。

日本の金融セクターの改革は、1990年代初めのバブル崩壊以降、政府の取り組み課題の上位に据えられてきた。1998年に開始された橋本政権の「金融ビッグバン」は金融持ち株会社の設立を可能にし、その後、小泉首相の指導のもと、銀行セクターの整理統合と不良債権処理のための取り組みがなされた。多数の金融サービス規制当局が合理化され、ノンアクションレター制度が導入されて透明性向上が図られる一方、日本の都市銀行が信託業と銀行業に同時に従事することを可能にすることによって、限られた構造改革が達成された。政府およびとりわけ金融庁は、場合によって役職員の兼職を可能にする、ファイアーウォールの若干の緩和を成し遂げた。

金融センターとしての日本の魅力が低迷してから数年後、東京は巻き返しを図り、ジ・エコノミスト紙は、世界金融センターの競争力をランクづける世界金融センター指数(GFCI)において、目下東京を、2012年の7位よりアップした5位にランクしている。これがおおかた「アベノミクス」のお陰であることは言を俟たず、その最大の影響は株式市場で見られており、日経平均株価は8,500円から、本稿執筆時点にはおよそ15,500円に上昇している。とはいえ、この短期の伸びを持続可能な成長につなげるためには、構造改革を導入することが肝要である。これまでのところ、安倍首相の金融分野改革プランは好印象を与えていない。EBCは、東京が真にアジア地域を代表する金融センターとなれるようにする金融環境を創出するためには、より抜本的なアプローチが必要であると確信する。

EBCは、リテール・バンキングとコマーシャル・バンキングの間のビジネスモデルの相違を認識・反映した規制的枠組みを提唱する。リテール・バンクとその個人顧客の間に存在する情報と知識の不均衡を考えれば、リテール・セクターにおける消費者保護対策強化の必要性は理解できるものの、コマーシャル・セクターの銀行と、一般に他の金融機関や企業であるその顧客については、同じことは言えない。EBCは、コマーシャル・バンキング・セクターについての規制的枠組みを設けることに反対しているのではない。規制がコマーシャル・バンクに不当な負担を課すことは避けるべきだと考えているのである。この問題は、銀行が破綻した際に預金者の口座を保護するために設けられた預金保険制度の拡大にとりわけ関連している。

2011年3月の震災とその影響に伴い、銀行界では、事業継続マネジメント (BCM) がクローズアップされてきた。重要な問題の1つとして、日本の通信インフラが途絶した際の情報保護と情報アクセスの必要性がある。1つの自然な解決策は、海外の場所に情報を重複または移転させることだろう。残念ながら現行の法律は、場合によってそうした行為を明確に禁止しているか、または、それをどう行うべきかについてのガイダンスを提供していないかのどちらかである。

最終的に、EUと日本は、FTA/EPAの下で、ユニバーサル・バンキングを両地域における標準とすることを 視野に、一方の地域に本店のある銀行が相手地域に単一の支店を有する場合、その支店は別個の構造を設け ずとも銀行業務、証券、信託銀行業務、資産運用、保険をカバーする免許を交付されうるという原則を受け 入れるべきだとEBCは考える。

EBC Banking Committee Member Companies

Barclays Bank
BNP Paribas Securities
Commerzbank
Credit Agricole Corporate & Investment Bank
Deutsche Securities
ING Bank
Intesa Sanpaolo
RBS
Societe Generale Securities (North Pacific)

主要な問題および提案

■ 預金保険制度

年次現状報告:新たな問題。外国の銀行は、そのほとんどが支店であり子会社ではないため、これまで預金保険制度から除外されてきた。2012年には、日本の当局によるいくつかの声明が、外国銀行の支店を含める意向を示唆してきた。そうしたアプローチは、ほとんどの日本の銀行と日本で活動する欧州の銀行の間のビジネスモデルの相違を十分に考慮に入れないだろう。後者はおおかたコマーシャル・バンキングとコーポレート・バンキングが中心であり、顧客の知識はリテール・セクターの顧客の場合とは大きく異なっている。

提案:

• 政府は、預金保険制度を拡大する前に、ビジネスモデルや顧客プロフィールの相違を考慮に入れるべきである。

■ 透明性と規制の効率

年次現状報告:進展。金融庁、証券取引等監視委員会(SESC)、東京証券取引所(TSE)、日本証券業協会(JSDA)、財務省、日本銀行による重複的な検査は、かねてより、規制対象法人に過度な事務上の負担を課してきた。EBCは日本政府に対し効率と透明性を高めるよう促す一方、金融庁がその年の検査重点事項を明確化する年次検査基本計画の発表を決定したこと、および特定のケースにおいて検査の事前通知を提供していることを歓迎した。とりわけ、より安定した業務環境を創出するに至った、金融庁のコミュニケーションの改善は賞賛されるべきである。こうした改善もある一方で、過度にルールに依拠する日本の規制環境は、ルールが具体的にどのように解釈・適用されるかについての規制当局との事前協議が充分行われない限り、規制対象法人の側にイノベーションの余地をあまり与えぬこととなっている。そうしたルールに依拠しながら不明確さを残した規制の枠組では、金融商品と金融市場の変化のペースに追いついて行けない。

提案:

- 規制当局と自主規制機関への大量の報告要件は、見直しを行って、健全ではあるが過剰ではない 監督に沿った水準へと削減すべきである。
- 金融庁の規則と規制は、公正かつ時宜に応じたユニバーサルな方向性に沿うようなかたちで、一 貫性をもって適用され、明確化されるべきである。
- 金融庁やその他の規制当局は、良きガバナンスとして公表された一般原則に基きながら運営していくことにより、金融サービス市場におけるイノベーションと競争力強化を奨励すべきである。

■ 銀行代理店制度

年次現状報告:進展なし。2009年に導入された銀行代理店制度では、欧州銀行の日本支店は、ほかの銀行(それが同じ金融グループの日本国外の支店であっても)が提供している新しい銀行サービスを日本の顧客に提供することを計画する度に、特別の事業免許を申請する必要がある。これは、グローバル金融グループの日本部門が海外に口座を開く日本の個人または法人顧客をサポートしたり、日本以外の支店から提供されるグローバル現金管理サービス等のサービスを日本の顧客に提供したりする国境を越えたサービスに著しく影響を及ぼす。EBCは国境を越えた取引に適切な規制の枠組みを提供する日本の当局の取り組みを支持するとはいえ、新しい銀行代理店免許の申請に関する基準を明確化し、行政レベルでの審査・承認手続を迅速化するために、現行の制度は改善されなければならないと考える。

- 金融庁は、銀行代理店免許の申請手続を明確化・合理化すべきである。
- 金融庁は、欧州銀行の支店が、新商品を導入する度に、特別の事業免許をその都度申請する必要 のない制度を導入すべきである。

Mr. Kazutaka Matsuda

Chair, Insurance Committee (Executive Officer, General Counsel, Legal & Compliance, AXA Life Insurance Co., Ltd.) c/o AXA Life Insurance Co., Ltd. NBF Platinum Tower, 1-17-3 Shirokane Minato-ku, Tokyo 108-8020 Phone 03-6737-7734; Fax 03-6737-5874

保険

はじめに

日本の保険市場は世界第2位の規模である。外資系保険会社は日本でのマーケットシェアを伸ばしているとはいえ、依然、事業の効率的な発展を制限しかねない規制上の障壁に直面している。例として、欧州などのソルベンシー要件と一致していない責任準備金積立およびソルベンシー規制、ならびに長い時間のかかる不透明な商品認可プロセスがある。日本における今後の市場の成長は高齢化からもたらされ、この高齢化によって定年後の生活の長期化、家族構成の変化、医療商品の需要拡大に対応する商品ニーズが高まる。プリンシプル・ベースの監督によって、規制当局がリスクマネジメントに焦点を絞って革新性と規制のあいだで入念にバランスをとり、イノベーションとフレキシビリティを容認することで、保険市場は、契約者のニーズの変化や金融情勢の変化に適切に対応できるようになる。EBCは、「ベター・レギュレーション」へ向けた金融庁の取り組みを歓迎するとともに、金融庁がこれに基づいて日本の規制を推進するよう願う。

EBCはこれまでの白書で繰り返し、かんぽ生命と、それが受けている優遇措置に注意を喚起してきた。ここ1年間にいくつかの変化が見られている。しかし、金融担当大臣もかんぽ生命が新商品を導入しないと公言しているとはいえ、かんぽ生命と民間保険会社を同じ競争条件にするための法律面の改正はほとんどなされていない。EBCは、かんぽ生命には民間保険会社と同じルールが適用されるべきであり、また、かんぽ生命の郵便局ネットワークへとアクセスおよび郵便局ネットワークとの関係に関して一層の透明性があるべきだとする立場を重ねて訴える。EBCは、かんぽ生命と民間保険会社の間の業務提携に関する最近の動きを興味を持って見守っている。とはいえ、これは問題の完全な解決にはならず、日本政府がWTOサービスの貿易に関する一般協定(GATS)の下での義務を順守することが肝要であるという点を明確に指摘しておきたい。

世界金融危機への対応として、金融安定理事会(FSB)と保険監督者国際機構(IAIS)は、システム上重要と見なされる保険会社と、国際的に活動していると見なされる保険会社についてのより広範な監督体制を設けるためのプロジェクトに乗り出した。FSB/IAISは、そうした保険会社がとりわけ、一定の最低所要資本を維持すること、ソルベンシーIIなどのような市場ベースのソルベンシー測定方法を採用すること、特定のリスクマネジメント戦略を実施すること、破綻処理計画を策定することを提唱している。さらに、国内保険規制機関が国境を越えたほかの規制当局との情報共有を拡大するよう提案している。日本の金融市場の規制当局である金融庁がこうした政策措置案の多くを採用しない限り、そうした措置は日本で有効性を持ち得ないだろう。

EBCは、契約者保護機構(PPC)に関して、恒久的な事後資金拠出制度を設けるべきだとも考えている。郵政民営化のあり方などの課題への適切な取り組み、共済の保険の枠組への組み入れ、商品認可手続の合理化および明確かつ一貫性のあるルールと規制の適用は、金融危機からの日本の回復に貢献するだろう。これは、国内の金融サービス業界、日本の消費者、および対日投資を維持する日本の能力にもプラスとなるだろう。

金融庁の商品認可手続は過度に時間がかかり、金融庁の対応人員は限られている。これは商品開発の遅延につながり、効率的なプランニングを困難にする。不安定な資本市場の影響を受けやすい新しい商品や機能の開発にとって、とりわけ金融危機に対応するにあたっては、承認を得られた場合であっても、認可手続は柔軟性に欠けるといえる。EU日本FTA/EPAは、こうした問題をすべて取り除き、すべての保険会社にとって公平で平等かつ透明性のある、競争と規制に関する共通ルールを含むべきである。さらに、ソルベンシーIIの考え方に基づく、市場ベースの手法を用いたソルベンシー算出の共通ルールと、規制の透明性と予測可能性を高める、リスクにフォーカスした手法による共通ルールを含むべきである。

EBC Insurance Committee Member Companies

AXA Life Cardif, BNP Paribas Credit Agricole Life Deloitte Touche Tohmatsu Manulife Life Swiss Re

主要な問題および提案

■ 日本郵政(かんぽ生命)の改革

年次現状報告:若干の進展。郵政改革に関する法案の導入により、かんぽ生命は、ほかの市場参加者には適用されない優遇措置を受けてきた。これは競争をゆがめることにつながるだけでなく、ただでさえ世界最大の金融機関のさらなる拡大にもつながることから、EBCはこの状況を遺憾に思う。かんぽ生命はすでに、商品ポートフォリオのさらなる拡大への関心を示唆している。WTOサービスの貿易に関する一般協定(GATS)の締約国として、日本政府はすべての市場参加者が平等な待遇を受けることを確保する義務がある。

提案:

- 政府は、かんぽ生命が新商品を発売することを認められる前に、公平な競争条件を設けるべきである。
- 政府は、GATSの下で行った約束を守るべきである。

■ 共済

年次現状報告:進展なし。共済は相互扶助協同組合であり、保険商品を提供する。政府が約束しているところでは、共済には外国の保険会社と同じ規則と規制が適用されてしかるべきだとされているが、共済には保険業法が適用されないため現状では約束どおりにはなっておらず、共済の活動している分野によって、共済を管轄する省も異なっている。例えば農業分野の共済を管轄するのは農林水産省である。農家や警察官といった明確に定義された集団のみを支援するという共済本来の目的が多くの場合失われており、今では、ほぼどんな人でも、所属にかかわりなく、共済契約を結ぶことができる。例えば都民共済は東京に住んでさえいればよく、全国農業協同組合中央会(JA)は、JA組合員以外にもある程度販売することができる。

提案:

- 共済は、金融庁の監督下に置かれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が 設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。
- 共済は、それ独自の明確に定義された集団に対してしか共済の販売を認められるべきではない。

■ グローバルなソルベンシー等の規制基準との整合化

年次現状報告:若干の進展。EBCは、ソルベンシーマージン比率の算出基準等の更改、およびソルベンシーIIの原則に沿った、市場ベースの手法の中期的確立に関して金融庁が行った前向きの表明を歓迎する。金融庁のソルベンシーマージン要件案がソルベンシーIIのアプローチとさらに一致させることは、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべてのテリトリーで同じ手法を用いて、グループ横断的なリスクマネジメント戦略をより良く策定することが可能となることから、きわめて重要である。こうした動きは、金融庁と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなるであろうし、おそらくは、複数の管轄区域にまたがってビジネスを行っている保険会社にかかる、規制当局への報告の全体的負担を軽減するだろう。

- 日本政府は、ソルベンシーIIとの整合化のためのロードマップを定めることによって、日本のソルベンシー基準と国際ソルベンシー基準の整合化達成を目指した改革を促進すべきである。
- 市場ベースのソルベンシーマージン算出方法は、ソルベンシーIIとさらに一致させるべきである。
- 日本政府は、システム上重要な保険会社および国際的に活動している保険グループについての、 FSB/IAISによる監督強化措置の策定に本格的に参加すべきである。
- 日本政府は、FSB/IAIS の政策措置案のいずれかまたはすべてを日本市場に関して採用する際には、 そうしたリスクマネジメント報告や自己資本妥当性要件が保険会社に課す負担を考慮に入れ、国 境を越えた管轄区域の相反する要件を最小限に抑えるべきである。

■ 商品認可

年次現状報告:若干の進展。金融庁の商品認可手続は過度に時間がかかり、金融庁の資源は限られている。これは商品開発の遅延につながり、保険会社にとって効率的なプランニングを困難にする。さらに、認可は、たとえ下りた場合でも、絶えず変化する市場に対応しうるだけの柔軟性がない。長期的には「届出使用制」を導入して、定評ある会社が、すでに市販されている商品を導入する際に、一から始めなくてもよいようにすべきである。

提案:

- 金融庁は商品認可手続を改善すべきである。
- 金融庁はさらに、すでに全面的または部分的に市販されている商品に関しては、簡素化された認可制度を導入すべきである。

■ バンカシュアランスないし銀行販売チャネル

年次現状報告:若干の進展。保険会社が様々の保険契約の売り込み・販売を改善するために、銀行、およびとりわけ銀行の実店舗ネットワークを利用するのは一般的な慣行である。市場は自由化されているが、市場の一部の分野はこの販売チャネルを通してアクセスすることができない。とりわけ、会社が当該銀行から借り入れをしている場合の、従業員50人未満の会社の従業員への保険の販売がそうである。EBCは、この政策の背後にある論拠が、交渉上の優位な立場を利用して不必要ないし不適切な保険商品の購入を銀行が顧客に強いるのを防止することであるのは理解しているとはいえ、そうした行動が独占禁止法や銀行の行動規範によってすでに禁じられている点を指摘したい。しかもEBCは、銀行による保険商品の不当販売に関する消費者からの目立った苦情をまだ耳にしたことがない。

提案:

• 金融庁は、銀行と会社との関係にかかわりなく、銀行がどんな会社の従業員にも保険を販売できるよう、バンカシュアランスをさらに自由化すべきである。

■ 契約者保護機構 (PPC)

年次現状報告:若干の進展。PPCの枠組みについてはかねてから論議されてきたが、進展はほとんどなく、この制度は依然、事前資金拠出されている。資金が数年間使用されていないにもかかわらず、この状況が存在している。さらに、資金の総額も、年次査定も、より安定した保険市場の現状をよりよく反映するよう調整されてはいない。EBCは、保険会社各社におけるモラルハザードのリスクを排除するため、事後資金拠出方式の制度にしたほうがよいと考える。欧州の一部の保険会社がすでに、監督の強化や、より高い損失吸収力(HLA)というさらなる要件を有する、システム上重要なグローバルな保険会社(G-SIIs)に指定されていることも日本の当局に念押ししておきたい。

- 金融庁は、事後資金拠出制度になるようPPCを改めるべきであり、同時に、総出資額と年次査定 に関して市場の現状を制度がよりよく反映するための規定を導入すべきである。
- EBCは、PPC制度を改める際には、日本の当局がG-SIIsの状況を考慮に入れるよう要望する。

運輸・通信

航空会社 物流・貨物輸送 鉄道 電気通信サービス 電気通信機器

Mr. Otto F. Benz

Chair, Airlines Committee (General Manager Japan, Lufthansa German Airlines) c/o Lufthansa German Airlines 3-1-13 Shiba-Koen Minato-ku, Tokyo 105-0011 Phone 03-5402-5201 Fax 03-5402-5209

航空会社

はじめに

日本の航空旅行業界は、世界的な重要性を持っている。世界の航空輸送の約 5%は日本に接続しており、世界の航空業界の総収入の 10%を生み出している。さらに、航空輸送は経済成長の促進剤として、日本にとってきわめて重要である。しかし、日本は依然、航空輸送インフラの質の点では低くランクされており、世界経済フォーラムのランキングでは日本は46位で、日本の近隣数カ国に大きく後れをとっている。2011年3月11日の大震災の結果として、欧州からの旅行者数は激減し、減少は15カ月以上続いた。2012年の夏になってようやく、日欧間の旅客量は震災前の数字に達し、それを越えた。しかしながら、大幅な円安、ならびに2014年4月からの消費税引き上げは、今やレジャー旅行の需要が相当低下するおそれのあることを意味している。

EBCは日本政府に対し、日本のすべての空港、とりわけ国際市場との不可欠なリンクを提供する空港での料金引き下げに向けての取り組みを継続するよう要望する。これまでのところ、変革の領域とスピードは期待に沿ったレベルには到底及ばないものである。航空会社はかねてから、法外な着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、貨物ハンドリング料の支払を義務付けられるとともに、航空会社ではなく政府によって負担されるべきセキュリティ料を間接的に支払ってきた。世界経済フォーラムの旅行・観光に関する競争力ランキングによると、日本は空港利用料および航空券料金の面で世界第 133 位にランクされている(ちなみに韓国は 26 位である)。EBCは、成田空港の新しい料金体系が利用者にとっての大幅なコスト削減を生み出すことに成功していないことにも注目している。着陸料は引き下げられたものの、賃貸料や手荷物取扱施設使用料といったその他のコストは引き上げられた。EBCは格安航空会社(LCC)向けの新しいターミナルの建設・開設に注目しているが、このターミナルのコスト構造が透明性を持つよう、および全コストがターミナル利用者、すなわちLCC自身によって負担されるよう期待している。

健全な競争は、政治的理由よりむしろ経済的理由に主導される、活力ある市場を確立するための前提条件である。EBCは、2010 年の新滑走路および国際線ターミナル竣工に伴う羽田空港の国際便への開放を歓迎する一方で、アクセスがすべての航空会社に平等に提供されることを確保するよう政府に要望する。目下のところ、アジア路線以外の発着には限られた運用時間(22 時~07 時)しか割り当てられていない。欧州からの便は 22 時以前に着陸することを認められていないため、欧州の航空会社は、22 時以降に国内便を運航していない日本およびアジアの航空会社の国内路線網との接続の可能性を奪われている。欧州の航空会社は、きわめて不便な時間帯における東京首都圏への運航に制限されている一方、日本およびアジアの航空会社は、事実上あらゆる日本の国内空港との発着接続を容易に利用できる時間帯に日本に発着できる。2014 年夏以降、羽田空港の国際ターミナルおよびエプロン・インフラの拡張に伴い、さらに 3 万の日中発着枠(07 時~22 時)が利用可能になり、主要な世界および地域市場の航空会社に割り当てられることになる。しかしながら、欧州の航空会社は、ペイロード制限や、特定の航空機タイプについての運航認証の欠如が、拡大したアクセスをめぐる競争を制限するおそれを懸念している。公平な競争条件が確立されない限り、羽田空港が政府の構想する真に国際的なハブ空港の役目を果たすことはできないであろうし、地方都市が本格的ハブ空港の提供しうるビジネスポテンシャルの恩恵をこうむることも無いであろう。

政府は、政府の支援を受けた日本航空の救済プロセスと再資本化が競争面に及ぼす結果も注意深く考慮すべきである。企業再生支援機構(ETIC)は種々の商取引を保証したため、JALは存続して、管理されたやり方で再編が行えた。しかし、長く続く税額控除(9年間)や、羽田空港の貴重な発着枠へのアクセスといった、政府による庇護策は、日本の航空業界内の競争のみならず、EUの企業救済法の下で適用される厳しい枠組みのため同等の利点の恩恵を受けない欧州の航空会社との間の競争もゆがめることになる。公正な競争実現のためには、JALは、政府から有利な待遇を受けている間、料金ダンピングやキャパシティ増加を行うことを許されるべきではない。とりわけ、JALは欧州路線に関して、より多くの発着枠を割り当てられるべきではない。EUの競争法は、再編支援を受けている企業が所定の期間中に生産を拡大することを認めていない。

EBC Airlines Committee Member Companies

Air France
Alitalia - Compagnia Aerea Italiana
Austrian Airlines
Finnair
KLM
Lufthansa
SAS Scandinavian Airlines
Swiss International Air Lines

主要な問題および提案

■ 高コスト

年次現状報告:限られた進展。成田空港の新しい料金体系は、利用者にとっての期待されたコスト削減を生み出さなかった。着陸料の引き下げは、賃貸料と手荷物取扱施設使用料の引き上げを伴っていた。EBCは、収益性向上や、より低いコストにつながる合理化された手続により、恒久的料金引き下げが実現可能になるはずと確信する。その一方、成田空港は、同空港を初めて利用する航空会社への割引提供や、キャパシティ増大を発表した。そうしたアプローチは、長年にわたって高い料金を支払ってきた在来の航空会社にきわめて不利に働くだろう。さらに、日本の空港整備特別会計は残念ながら、欧州の航空会社がもっぱら利用する施設である大規模空港に課税することで収益性の低い空港を補助するという効果を持ってきた。EBCのみるところ、このアプローチは不公正であるばかりか持続不可能でもあり、空港の運用に公共的価値がほとんどないならば、空港を閉鎖または統合すべきである。成田空港がアジアの他のハブ空港と競い続けるためには、空港コストの50%削減につながる新しいアプローチが必要である。一部のメディア報道によると、2014年度末に成田空港での検問が全廃され、より効率的で乗客にやさしい手続に取って代わられることになる。これはコスト節減につながるはずである。

提案:

- 日本がアジアの真の観光目的地になることを本気で目指すなら、料金を引き下げる必要がある。
- 関係当局は、新規の航空会社と在来の航空会社の差別が決してなされないこと、および発表された、LCCに関するより安い料金が大手航空会社によって補助されないことを保証すべきである。
- 成田での検問の効率向上によって達成されるコスト節減は、これまで所定の空港コスト構造内で そのコストを吸収しなければならなかった航空会社各社と共有されなければならない。
- 料金を引き下げる準備のために、空港整備特別会計を廃止すべきである。

■ 空港インフラ

年次現状報告:限られた進展。羽田空港では、国交省が国際路線にさらに約3万の新たな日中発着枠を割り当てている(07時~22時)。政府は、地方空港同士や航空会社同士の競争を考慮すべきである。すべての航空会社が羽田空港を採算のとれる形で実用的に利用できるようにすることが必須である。欧州の航空会社が日本の国内路線との乗り継ぎにそれを利用できないのなら、羽田空港をハブ空港と見なすことはできない。

提案:

• 日本は、すべての利用可能な空港インフラの効率的利用のための計画を設けるべきである。羽田 空港を日欧間を含む国際便に差別無く完全に開放すべきである。現代の飛行機の騒音レベルは今 や大幅に低下しており、地域社会への環境影響が減少しているため、成田空港の夜間発着禁止時 間帯の短縮を検討すべきである。

■ 日本航空の再編

年次現状報告:限られた進展。政府は、政府の支援するJALの救済プロセスと資本再構成が競争に与える影響を注意深く検討すべきである。EBCは、健全な競争と公平な競争条件が確保されるよう、適切な監視を実施すべきであると確信する。政府の支援を受けている間、JALは拡大や料金ダンピング実施を認められるべきではない。

提案:

• 政府は、JALが長期の税額控除ならびに保証貸付の恩恵を受けることで競争をゆがめるのを放置してはならない。JALは、寛大な政府援助の恩恵をまだ受けている間は、とりわけ欧州との往復便に関しての成長プロジェクトのために羽田空港での発着枠割当を与えられるべきではない。そうした措置はこの路線のほかの航空会社にとっての公平な競争条件をゆがめることになる。EUの競争法は、再編支援を受けている企業に関して、所定の期間中は生産拡大を認めない。

Mr. Mark Slade

Chair, Logistics & Freight Committee (President/Representative Director, DHL Global Forwarding Japan K.K.) c/o DHL Global Forwarding Japan K.K. 12F Riverside Sumida, 1-19-9 Tsutsumi-dori Sumida-ku, Tokyo 131-0034 Phone 03-5247-5554 Fax 03-5247-5573

物流·貨物輸送

はじめに

欧州のフォワーダー、国際エクスプレス事業者は、世界規模の物流事業へのアクセスの恩恵を上手く日本の消費者にもたらしてきたが、それでもまだ、深刻かつ重大な規制面の難題に直面している。とりわけ、日本の高いコストや不十分なインフラ、(特に首都圏の)国際空港の運用時間に対する厳しい制限、柔軟性に欠ける通関手続きに苦闘している。また、国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限や、まったく同じサービスを提供している場合でさえ業者に適用される規則・規制の格差によって引き起こされる不当競争にも対処しなければならず、これらは結局、非効率さやユーザーへの料金上昇につながる。東京港やその周辺の大混雑も問題であり、これにより利用率が低下し、港湾エリアのコンテナヤード間輸送の待ち時間が増加している。

目下、日本には9つの異なる税関管区があるが、中央税関当局はない。実際に通関業務を行う場所を管轄する税関に対してしか企業は申告を行うことができない。それゆえ、日本に複数の支社を有していない外国の物流会社が業務範囲を拡大することは困難となっている。さらに、税関管区ごとに管理慣行や解釈に一貫性がなく、物流会社や輸入業者、輸出業者にとって不確かさを生み出している。首都圏には2つの異なる税関管区、横浜と東京があり、東京は都内、成田、原木を含み、それ以外は横浜の所管となっている。申告場所の選択において一層の柔軟性を企業に認めるとともに、東京税関と横浜税関、ならびに大阪税関と神戸税関を統合することには確固とした論拠があるとEBCは確信している。単一の全国的税関管区導入へ向けての第一歩としてこれを行うべきである。これは、外国の物流業者だけでなく、日本の中小物流会社にも益することになるだろう。

目下再編過程にある日本郵便は積極的な拡大を計画しているが、その一方で、特恵的な規制面の処遇による恩恵を依然享受しており、自由市場の機能と、日本国民にサービスを提供する競合他社にとっての脅威となっている。EBCは、特定の社会経済的な目標を達成するユニバーサルサービス義務の必要性を認識しているが、日本郵便はエクスプレス市場での不公平な競争による恩恵を享受しており、特別な付加価値を持つ国際エクスプレスサービスである日本郵便の国際スピード郵便(EMS)は、現在、外国向けエクスプレス市場の20%以上を占めている。EMSは、民間エクスプレスサービスに適用される厳しい規制の適用を受けず(次ページで詳述)、それゆえ、EMSの拡大は競争をさらに歪めるおそれがあるとともに、外国の民間事業者だけでなく、日本の企業と個人にも悪影響を及ぼすことになる。EMSは欧州でも米国でもユニバーサルサービスの一部ではない点を指摘しておくのは重要である。欧州では、EMSはユニバーサル郵便サービスとは明確に別物とされており、一方米国では、EMSは「競争的サービス」のカテゴリーに属している。

企業は、日本における認定通関業者(AEO)コンセプトの導入により、サービスを提供するために請け負うべき輸送および通関プロセスの多くが簡素化されることを期待していた。残念ながら、この新しい制度は当て外れとなっている。新しい制度は、プロセスを合理化するどころか、AEO認定のための管理業務増大やコンプライアンス要件によって企業に負担をかけてきた。日本でのAEO認定は、理論的には有益なはずだが、それがもたらす利点は投資に見合うほどのものではない、との結論に多くの企業は達している。

その一方でEBCは、新たに調印された認定通関業者(AEO)に関するEU-日本相互承認協定に喝さいを送るとともに、この協定の実際的な成果を大いに待ち望んでいる。EBCは、付加的な関税分野へと協力を拡大することにより、EU-日本FTA/EPAが通商をさらに強化しうると確信している。FTA/EPAはまた、日本と欧州の事業者の平等な待遇の確立、とりわけ外国人国際利用運送業者に対する、国内航空貨物輸送事業への直接従事の禁止解除によって、運輸・物流分野を開放すべきである。

EBC Logistics & Freight Committee Member Companies

AGS Four Winds Japan A.P. Moller-Maersk A/S DHL Global Forwarding DHL Japan DHL Supply Chain IKEA Japan Panalpina World Transport SAS Cargo Group A/S Schenker/Seino TNT Express Worldwide

主要な問題および提案

■ 通関手続

年次現状報告:進展なし。現在、実際に通関業務を行う場所を管轄する税関に対してしか企業は申告を行うことができない。所管の税関管区とは異なる場所での通関申告を可能にする、税関管区の規制緩和は、柔軟性を増し、通関業者にとっての業務効率を改善するだろう。現行の体制では、外国の物流会社や日本の中小企業が通関業務の範囲を拡大することは困難である。日本では、税関管区ごとに、管理慣行や解釈が相当異なり、往々、物流会社や輸入業者にとって問題や不確かさを生み出している。各地の税関の間の一層の整合化が最重要である。

提案:

政府は以下のことに取り組むべきである。

- 所管の税関管区にかかわらず、申告場所を選ぶ自由を企業に認める。
- 検疫貨物を検査できる場所に関しての柔軟性を拡大する。特殊保税倉庫での検査実施を容易にすべきである。
- 通関手数料の上限を廃止し、自由で公正な料金の設定を市場に任せる。
- 種々の税関当局の報告および管理要件を合理化して、税関規則、報告要件の解釈および適用について一層の標準化を実現する。
- 単一の全国的税関管区を導入するか、あるいは第一歩として、東京税関と横浜税関、ならびに大阪税関と神戸税関を統合すべきである。

■ 日本郵便のEMSとの公平な競争条件

年次現状報告:進展なし。現在、日本郵便は、中身の物品の価額が20万円を超える場合にのみ税関にEMS小包を申告することを義務付けられているが、この価額は民間業者が扱う同等の小包に適用される水準を大きく上回っている。さらに、警察庁はEMSも駐車規制対象になることを明言したが、EMS集配車には駐車規制が事実上適用されていない。関税法以外の様々の規制(他法令)による管理が適用される検疫関連の物品等の中身が入ったEMS貨物は、最初の通関手続地(通常は空港)の検疫所ではチェックされない。民間業者の到着貨物は、空港内で厳重なチェックが実施されるのとは著しい違いがある。

提案:

- 政府は、(1) EMSと民間エクスプレスの両方への同じ税関申告基準値の適用、(2) すべての事業者への平等な駐車規制適用、(3) 事前貨物情報の提出に関する平等な規則の確保によって、公平な競争条件を確保すべきである。
- 政府は、検疫関連の物品の通関のために自社施設を使用することを民間エクスプレスサービス業者に認めるべきである。

■ 認定通関業者(AEO)

年次現状報告:進展なし。現行の認定通関業者(AEO)制度は残念ながら、多くの業者が望んでいる簡素化にはつながっていない。逆に、多くの場合、事務上の負担が増加している。EBCは、関連する手続きの流れを十分に管理できると実証し、かつ、追跡可能な仕組みが設けられている場合には、あらゆる個別のケースに当局が関与することなく事案を処理できるような、手続の簡素化と権限の拡大を業者に与える制度を求める。

- 各製品の追跡と、取り決めに沿った処理の流れの順守について、業者が合意された基準を満たしているならば、AEOのコンセプトとして、簡素化を提供することに焦点を絞るべきである。
- 政府は、AEOによって取り扱われる輸入に対し、以下をはじめとする一層の便益を提供すべきである。
 - ◆ 地方税関管区の枠を取り払う通関手続の規制緩和
 - ◆ 物理的な貨物検査の軽減

Mr. Shigetoshi Kawahara

Chair, Railways Committee (Managing Director, Goldschmidt-Thermit Japan Co., Ltd.) c/o Goldschmidt-Thermit Japan Co., Ltd. Ema Tanaka Bldg 2F, 2-5-2, Iidabashi Chiyoda-ku, Tokyo 102-0072

Phone 03-3511-3305 Fax 03-3511-3390

鉄道

はじめに

東日本大震災から3年近くが経過したものの、再建されないままとなっている路線はまだ多く、進展は遅々としている。2012年3月から2013年中頃までに修復された鉄道は100kmにすぎず、270kmがまだ未修復となっている。鉄道に頼っていた業務の一部はバス輸送サービスで代行されているが、EBC鉄道委員会は、農村部では鉄道駅が重要な役割を担っていると考えており、バス・ラピッド・トランジット(BRT)(バス高速輸送)システムへの注力増大はコミュニケーションとコミュニティを同様に弱体化させることになる。都市計画と鉄道技術面の際立った専門知識を有するEBCとしては、ライト・レール・トランジット(LRT)を導入すべきだと確信する。これは、再建の力強いシンボルになるだけでなく、地域再活性化の力強いシンボルともなるだろう。

2012年に日本で生産された鉄道車両の総額は1,720億円で、前年比5.4%減だった。この数字は、新規生産、改造、修理を含んでいる。生産の約70%は、JR各社向けだった。これに比べ、海外から輸入された鉄道車両の額はきわめて小さく、総額わずか6,000万円だった。2012年における日本の鉄道関連部品生産額は2,350億円だったが、輸入部品の額は220億円だった。日本市場は総額で見ると縮小しており、外資参入は今のところ貧弱なままとなっているとはいえ、EBCは、日本が依然、大規模の市場であり、欧州のメーカーやサービス・プロバイダーにとって十分なポテンシャルを秘めていることを強調したい。

日本市場への外資参入が無視できる程度にとどまっている理由の一つは、鉄道事業者、とりわけJR各社が保持する強力な立場である。JR各社は従来、日本の購買企業専用に製品やソリューションを開発するメーカーからしか製品やソリューションを買ってこなかった。このことは、たとえ国際規格に従って試験・認証されている場合でさえ、更なる広範囲の試験なしには、他の製品が日本の鉄道事業者の検討対象にならないという状況を生んでいる。

とはいえ、日本の鉄道会社が海外市場にますます注意を向けるようになっていることから、国交省は、海外市場向けの製品を認証するための鉄道認証室を設置した。多くの場合、この試験は国際規格に対応する。鉄道認証室が用いている現行の認証・試験プログラムは、日本の鉄道関連メーカーが製品を海外に輸出するのを支援することを目的にしているとはいえ、EBCは、こうしたプログラムが日本において国際的な規格、試験、認証機関の認識も促進することを願っている。現在、日本の鉄道事業者やメーカーが国産製品や輸入製品を認証するために国内市場で試験プログラムを利用する計画はない。鉄道事業者は依然、それぞれ独自の試験・認証システムを有しており、海外の認証を受け入れない。しかしながら、一部の市場参加者がEUに目を向け、要求事項に適合する先端技術やパートナーを探し始めていることを心強く思うとともに、政府と事業者が欧州の認証機関で実施される試験と認証を承認することが今や必然かつ肝要であると確信する。

日本のメーカーと鉄道事業者は、国際協力機構(JICA)の後援の下、新興経済国の海外市場にしばしばアプローチする。その結果としての援助の条件によっては、日本の企業や製品しか利用できない場合がある。そうした紐付き援助は欧州諸国では利用されておらず、EBCは、日本が援助関連プロジェクトから欧州のメーカーを排除すべきではないと考えている。この案件はFTA/EPA交渉で取り上げることができるだろうし、取り上げるべきである。

EU-日本間のFTA/EPAは、整合規格に基づいたオープンな統合システムを推進するため、日本が欧州と協力できるようにすべきであるとEBCは確信する。更に、FTA/EPAの下で、国際的に認められた認証機関の試験データを一刻も早く受け入れるべきであり、欧州の基準を全面的に承認し受け入れるべきである。

EBC鉄道委員会は、設置以来、国土交通省(国交省)だけでなく、試験・規格関連機関等の関係政府機関とも緊密な接触を図ってきた。鉄道委員会は、日本のいくつかの鉄道事業者との意思疎通改善を非常に喜ばしく思うとともに、そのさらなる発展を願っている。

EBC Railways Committee Member Companies

Alstom Goldschmidt-Thermit Japan Hoffmann Carbon Japan Knorr-Bremse Rail Systems Japan Nihon Getzner Solton Thales Japan TÜV Rheinland Japan TÜV SÜD Japan

主要な問題および提案

■ オープンな統合鉄道システムの導入

*年次現状報告:部分的に進展。*日本における製品開発は、最も適切なソリューションを見つける自由をメーカーに与えるのではなく、閉鎖されたシステム内であらかじめ定められた仕様に従って新製品を開発するメーカーを指定する鉄道事業者によって牛耳られている。

提案:

- 政府は、国内市場での競争と共に、日本のメーカーにとっての輸出可能性を高める方法として、 事業者が性能基準のみを定めメーカーが自由にソリューションを開発・提供するという形のオー プンな統合鉄道システムを促進・奨励すべきである。
- EBCは、このテーマについての、政府当局者、研究機関、鉄道事業者、産業界との継続的な対話及び意見交換を歓迎する。

■ 試験・認証の相互承認および規格の整合化

年次現状報告:限られた進展。2012 年、国交省は交通安全環境研究所の下に鉄道認証室を設置した。この認証機関の目的は、日本の鉄道関連メーカーが製品を海外に輸出するのを支援するべく、試験・認証を提供することである。EBC鉄道委員会内には、外国のサプライヤーや輸入業者を支援するための付加的な変更もなされるはずという相当の期待があった。しかし、ここ 1 年間、日本の鉄道事業者、規制当局、EU鉄道関係業界の間に整合化推進についてのいかなる共通理解も見出だせずにいる。それどころか、日本の国有鉄道の民営化以降、鉄道事業者の安全要求事項はさらにばらばらになってきた。JR各社がEBC鉄道委員会と協力して、共通の要求事項を定義することは肝要かつ相互に有益であると確信する。この重要な第一歩を踏み出せば、試験・認証の相互承認および規格の整合化へ向けての今後の進め方をロードマップとして定めることができるだろう。

提案:

すべての鉄道事業者にとって受け入れ可能な最低限の共通要求事項を特定するため、JRグループ 各社やその他の日本の主要鉄道事業者が参加する作業部会を設置する。

■ GPA — 業務安全条項とその範囲の定義

年次現状報告:進展。日本とEUは共に、WTOの多国間政府調達協定(GPA)の締約国である。GPAの枠組内で、日本は、運輸に適用される特殊条項(業務安全条項)を取り決めたが、これは、運輸の業務安全に関係した調達が除外されると規定している。これは実際上、鉄道分野では、定められたGPA手続が守られることはたとえあるとしても稀であることを意味する。EBCは、この安全条項が、原産国に関わりなく製品を提供するチャンスを全てのサプライヤーに与えることになる入札制度を回避する為に利用されていることを遺憾に思う。

提案:

- 日本は、全ての企業が要求事項を満たすこと、または要求事項を上回ることができるよう、業務 安全条項とその範囲の明確な定義を発表すべきである。
- EUと日本は、範囲確定作業の下で行われてきたこの問題についての前向きの話し合いを継続すべきである。

■ 入札

年次現状報告:新たな問題。日本には、鉄道関連プロジェクトの入札制度はこれまで一度もなかった。その理由の一つは、運輸分野がGPAから事実上排除されていることにある(上記参照)。しかしながらEBCは、無線列車制御システムについてのJR東日本の先頃の入札要請を称賛したい。EBCは、日本の鉄道事業者が、鉄道関連の製品とサービスの調達のための主な方法として、入札手続を利用し始めるよう願っている。

提案:

• 政府は、入札の利用を推進すべきである。入札は、日本市場における競争を改善して、日本の鉄道事業者にとってより安全で、より安価、かつよりよい製品につながり、ひいては、日本の鉄道利用者に益することになるからである。 EBCは、JR東日本が示した手本に倣うことをほかの鉄道事業者に奨励する。

39

Ms. Haruno Yoshida

Chair, Telecommunications Carriers Committee (President, BT Japan Corp.) c/o BT Japan Corp. ARK Mori Bldg. 24F., 1-12-32 Akasaka Minato-Ku, Tokyo 107-6024 Phone 03-5562-6000 Fax 03-3586-8023

電気通信サービス

はじめに

世界経済は近年、ますます機能性の高いネットワークを必要とするようになっている。日本のネットワーク・インフラは世界的にみても、最も洗練された情報インフラのひとつであるといえるが、EBCはいくつかの分野で改善の余地があると考えている。

独立した監督機関の設置—この課題は、電気通信の分野では、政治家も含めてこれまで何回か議論の対象になっている。EBCは、独立した監督機関が行政を推進することで、目的に適合した透明性のある、しかも責任の所在が明確な政策決定が可能になるとみている。その結果、経済的、社会的、政治的分野にも関連する種々の意見や利害関係について、話し合いが行われるようになり、その過程で電気通信サービス産業の内部で信頼感や安心感が醸成される。EBCは、日本の監督官庁のプロセスや規制と調節を行うシステムにそうした独立性が反映されるべきだと確信する。設置されることになる監督機関は、さらにまた、国会に直属すべきである。

EBCは、総務省の多くの政策が情報通信技術産業 (ICT) の発展のために多大の貢献をしてきたと評価している。しかしEBCは、外部から任命されたマネジメントが半数以上を構成し、その決定までの手続きが透明性を持つ独立した監督部門を総務省内に設ける必要があると確信する。このことは同等性や非差別性、機能分離のモデルの観点からとりわけ重要であり、それにより顧客、既存事業者、競合相手の公正な扱いについてより明確な保証を提供できるとEBCは確信している。

サーバー間での個人データの大量転送が一般化し、ユーザーとプロバイダーの双方はもちろん、ますます多くの企業が参画するなか、政府等は大量のデータをどうやって規制すべきかを検討している。決して新たな問題ではないとはいえ、ここ二、三年、データ量の莫大な増加が見られている。EBCは、この分野を規制する必要性を十分理解しているが、企業を過剰な順守面の負担にさらすことを避けつつセキュリティ要件を満たすよう、規制をデザインすべきであると考えている。柔軟性と実用性を確保し、新しい権利と定義を明確にするためには、それが最も重要である。もちろん規制内容を決定するプロセスには透明性が必要であり、関係者以外からの意見を聞き、反映する必要がある。

企業がクラウドテクノロジーの利点を十分に活用できるためには、情報の国際転送の問題に特に注意を払うべきである。そのためには消費者保護および消費者への情報提供と、企業がビジネスを行うための適切な環境の確立を図り、その間の適切なバランスをとるべきである。したがって、政府が単独で事を進めるのではなく、ベストプラクティスをえるために、世界各国の政府と常時、相互連絡を取り合うことが肝要である。

EBC電気通信サービス委員会は、日本とEUの間で検討されているFTA/EPAが大きな貢献をすると期待している。企業や消費者に向けた、電気通信およびICTサービス分野に関する競争促進的な条件にも大きな影響を与えると考える。この分野では、1998年のWTOの「通信に関する基本合意」(Basic Telecoms Agreement)とその関連事項のドキュメント(its annexed Reference Paper)が、存在しており参考にすべきである。交渉は、現在のEUと米国、米国と日本のICTの方向性の合意に基づいて、日本とEU間のICT政策と規制の方向性について合意に正式に記すべきであるかどうかも探るべきである。この方向性が確認されれば、クラウド・コンピューティング、世界的なデータ伝送、データ・プライバシー、サイバー・セキュリィティなど、重要なテクノロジーが必要な分野での合意の情勢に貢献するだろう。

BT Japan T-Systems Japan

主要な問題および提案

■ 機構改革(独立規制機関)

年次現状報告:進展なし。EBC は、政府が日本の電気通信分野の規制と産業推進の両方の役割を担うことは不適切であると考える。しかしながら現在、総務省は依然、広い範囲で法的に介入したり管理をする権限を享受している。独立した監督機関の問題は前政権によって提起されたが、これまでのところ、現政権下では検討がなされていない。EBC は、消費者の立場に立って通信業界に関する規制や実際上のビジネスのやり方について強い権限を有する独立した監督機関を政府のなかに創設することを提案する。

提案:

• 人的なリソースなども十分に用意され、権限を持つ独立した監督機関を設立する。この部門は競争促進に関する命令権を持つ必要がある。その成果の評価は、新しいイノベーションに富んだ、多様なサービスを市場にどれだれ導入できたか、またそのサービスが信頼に足り、コストも考慮されているかで判断される。独立性を持つために、メンバーは政府外から選任されるべきであり、その機関は総務省ではなく国会に直属すべきである。

■ ビッグデータのデータ保護

年次現状報告:新たな問題。日々、サーバー間で膨大な量の個人データが送信されるなか、当局は、この分野を規制する必要性があることを認識している。EBC は、改革はわかりやすい内容を持ち、かつ実用的であるべきだと考えており、この点から政策協議に貢献したい。規制は、個人のプライバシー保護と、日本における経済成長と雇用を推進する新たな商品やサービスのイノベーションをサポートする環境の創出といった分野のバランスを注意深く配慮するべきと考える。

提案:

- データ処理を行う企業に課せられる新たな義務は明確であるべきであり、いかなる定義も明快でなければならない。
- 政府は、意図的でないコスト増大につながり、データ処理を提供する利点を相殺する可能性のある過度に複雑な規制を避けるべきである。
- 新しい規制は、個人のプライバシーと、企業が情報を使用する必要性との間の本質的な対立を最小限に抑えるバランスのとれたアプローチも備えるべきである。
- データのセキュリティを確保するベストプラクティスを導入する一方で、データの流れが国境で 「止められる」ことが決してないよう、データの国際転送に特に注力する必要がある。

■ 公正競争

年次現状報告:若干の進展。総務省は、当初の調査とパブリックコメント手続をすでに完了して、2014年に公正競争ルールのレビューを開始することになっている。EBCは、グローバルな慣行に基づく公正競争原則に従うことが最重要と考える。こうした原則は、公正競争ルールに関する今後の議論が成功を収めることを保証するだろう。

- 政府は、十分な協議時間を提供することを含め、規制プロセスの透明性と効率を確保すべきである。
- 政府は、事務と規制上の義務を最小限に抑えたオープンでシンプルな許認可手続を導入すべきである。
- 既存事業者は、自社事業と競合他社の事業の間で料金等の条件に差別を設けないことと、適切に 分離された公開会計記録を提供することを義務付けられるべきである。
- 規制当局によって、周波数割当、敷設権、ナンバリング・プランについては、透明性ある管理がなされるべきである。
- 市場への新規参入者をサポートするため、「平等なアクセス」と番号ポータビリティに関する制度の実施状況を規制当局が積極的に監視すべきである。
- 不公正な内部補助を回避する助けとして、市場において顕著な支配力を有する事業者は、公表される透明性ある独立した会計記録を保持するべきである。

Mr. Yoshio Honda

Chair, Telecommunications Equipment Committee (General Manager, Standardization & Regulation, Technology & Research, Ericsson Japan K.K.) c/o Ericsson Japan K.K. MOMENTO SHIODOME, 2-3-17 Higashi-Shimbashi Minato-ku, Tokyo 105-0021 Phone 03-6721-3300; Fax 03-5408-9744

電気通信機器

はじめに

情報通信技術(ICT)分野は日本の総工業生産高の14%を占めており、その額は推定13兆9,000億円(2011年の数字)となっている。日本政府のICT(情報通信技術)戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ICTインフラの導入、通信コストの低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りを果たしている。こうした成功を受けて、2006年、ICT戦略本部によって策定されたeJapan戦略は、日本の超高速ネットワーク・インフラ整備、競争政策、電子商取引、電子政府の実現に乗り出し、また2009年に同本部は、いつでも、どこでも、誰でもブロードバンドを利用できるようにすることを目標とした「i-Japan戦略2015」を設けた。付加的な目標は、ICTを通じての医療と教育の改善、ならびに新たな産業の創出である。2013年6月、内閣は「世界最先端IT国家創造宣言」を承認し、それに伴い、IT利活用社会実現へ向けての日本の取り組みを強化した。

EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを尊重する。製品承認手続を促進するためにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU日本相互承認協定(MRA)の締結、第2は、2004年の技術基準適合自己確認(SVC)の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。MRAのもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、SVCの適用はまだ有線通信端末のみに限られ、無線機器への適用は限定されている。いくつかの付加的な製品がSVCの適用範囲に追加されてきたとはいえ、多くの製品はまだSVCの適用対象となっていない。

周波数割当の分野では、日本は2012年に、700MHzと900MHzの両方の周波数帯を携帯電話向けに割り当てたが、その際、インフラへの投資、消費者にとっての可用性への投資、アップグレード等の観点から見た周波数帯の利用計画に関する情報の提出を各申請企業に義務付けた。EBCは、両周波数帯がEUや米国といった他の大市場における携帯電話ベストプラクティスを反映していることを喜ばしく思う。

全世界の携帯電話加入件数は約64億件であり、このうち17億件はモバイルブロードバンドに接続しており、全体的なモバイルデータトラフィックは毎年倍増しつつある。日本のような成熟した市場では、高度データサービスやLTEの導入に伴い、スマートフォンの普及率は約50%となっており、モバイルブロードバンドの成長や、2020年に予想されるユーザー当たり毎月10 GBというトラフィック利用を牽引している。伝統的な電気通信モデルから、アプリやユーザーが可変的な速度や待ち時間を要求できる、ネットワーク化社会モデルへのパラダイムシフトが起きている。ビデオやソーシャルネットワークなど、スマートフォンで利用される様々なアプリは、ネットワークに異なる要求条件を課すことになる。モバイルユーザーの期待は今や変化しつつあり、研究が明らかにしているところでは、遅延が100ミリセカンド改善すると、電子商取引サイトにとっての収入1%増につながりうるという。日本のスマートフォン・ユーザーの場合は、ストリーミング問題よりも、コンテンツ(例えばウェブページ)のダウンロードやアップロードの遅さや失敗についての苦情のほうが多く、サービス問題の約37%は、全体的なネットワーク通信速度に関係しているとみられる。ネットワークの中立性は本質的に、エンドユーザーに販売するサービスを通信事業者がどうパッケージ化して制御することが許されるかを含め、自社のネットワークを管理する通信事業者の能力に課せられる制限を包含しており、規制上の明確化が必要である。

EBCは、EU・日本間の通商を促進するため、欧州市場と日本市場の両方で販売される電子通信機器製品認証の重複を排除すべきであると考えている。FTA/EPAは、欧州市場か日本市場のいずれかで認証された電気通信機器製品が相手側市場で自動的に承認される真の相互受け入れを確立すべきである。現行の枠組は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。すべての電気通信機器の規格・認可に関する相互受け入れはFTA/EPAの一部になるだろう。

EBC Telecommunications Equipment Committee Member Companies

Ericsson Japan Nokia Solutions and Networks Japan

主要な問題および提案

■ 共通の技術基準および認証手続の確立

年次現状報告:若干の進展。細部はさほど異ならないとはいえ、EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。現行のEU日本相互承認協定は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。日本の認証手続も欧州のものとは異なっている。EBCは、欧州で導入された供給者適合宣言(SDoC)に類似したSVCが日本政府によって2004年初めに導入されたことを歓迎した。しかしながらEBCは、この制度が、一般に有線通信端末に限られること、および、モバイル端末におけるWiFi機能を別としてその他の電気通信機器にまで適用が拡大されていない(したがって、モバイルネットワークのための無線基地局は引き続き対象外である)ことに失望している。

提案:

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである。これは、FTA/EPA を通じて達成できるだろう。
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な 試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。
- SVCの適用は、「特定無線設備」のカテゴリー内のすべての機器に拡大すべきである。

■ IMT (IMT-2000およびIMT-Advanced) の周波数割当の整合

年次現状報告:若干の進展。EBCは、日本政府がIMTシステム用に国際的に整合のとれた周波数割当に活発に取り組んできたことを認める。これは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、業界と消費者に莫大な利益をもたらす。したがって、2010年に総務省が300MHzの周波数帯を2015年までにIMTを含むワイヤレス・ブロードバンドに割り当てる計画を発表し、また2012年に、IMTシステム用の整合のとれた周波数割当方法で700MHzと900MHzの周波数帯免許を交付したのは歓迎すべきことだった。EBCは、総務省が、3,400MHzから3,600MHzまでの周波数帯におけるIMT-Advanced規格についての技術的条件に関する検討報告を完了したことにも注目している。

提案:

- 政府は、各国の政府と共同して、2007年世界無線通信会議の決定に沿って、IMTシステムに関する世界的に整合のとれた周波数割当の達成に取り組むべきである。これは、700MHz、2,300MHz、および3,400 \sim 3,600MHzの周波数帯を含むべきである。
- 政府は、新しい整合のとれたIMTシステム用周波数の特定を行うため、2015年世界無線通信会議 の議題1.1に従って主導的に活動すべきである。

■ モバイルネットワーク管理

年次現状報告:新たな問題。日本はモバイルブロードバンドの成熟した先進市場であり、2020年にはトラフィックがユーザー当たり毎月10 GBになると予想される。ビデオやソーシャルネットワークなど、スマートフォンで利用される様々なアプリは、モバイルネットワークに異なる要求条件を課すことになる。ネットワークの中立性は本質的に、エンドユーザーに販売するサービスを通信事業者がどうパッケージ化して制御することが許されるかを含め、自社のネットワークを管理する通信事業者の能力に課せられる制限を包含している。EBCは、政府が2007年の「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書の中でこの問題について検討し、移動体通信事業者がすべてのユーザーにとってオープン、無制限かつアクセス可能なインターネット体験を保証する一方で、一定限度を超える大量のトラフィックを生み出すエンドユーザーを管理できるよう提案したことを認識している。しかし、最近の技術発展は、通信事業者がよりよい方法で自社のネットワークを管理して、ネットワーク資源を効率的に利用するとともにエンドユーザーに差別化されたサービスを提供することを可能にしている。EBCは、2007年のガイドラインにおける提言がこうした技術発展を反映していない点を指摘したい。提案:

- 政府は、ネットワークの中立性に関して規制上の明確化を行うべきである。
- 政府は、モバイルネットワークの最近の技術発展を考慮に入れてネットワークの中立性に関する 方針の見直しを行い、移動体通信事業者が、資源のよりよい利用や差別化されたサービスの提供 のため、ネットワーク管理の最新技術を利用できるようにすべきである。

医療 - 衛生

動物用医薬品 臨床検査機器・試薬(体外診断) 医療機器 医薬品 ワクチン 化粧品・医薬部外品

Dr. Bruce Quinn

Chair, Animal Health Committee (President, Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd.) c/o Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd. ThinkPark Tower, 2-2-1 Osaki Shinagawa-ku, Tokyo 141-6017 Phone 03-6417-2343 Fax 03-5435-2950

動物用医薬品

はじめに

日本の動物用医薬品市場は約1,000億円規模で、世界第6位にランクされており、これまで、欧州企業にとっ て重要な市場となってきた。しかしながら、日本は近年、低成長率と高いビジネスコストのため、魅力を失 っている。日本の動物用医薬品市場は、欧州や米国の場合と同様、きわめて規制されている。日本は、国際 レベルでの動物用医薬品の登録要件の整合化を目指す、ヒト用医薬品の日米EU医薬品規制調和国際会議 (ICH) の動物用医薬品版である「動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議」(VICH) の 三者間(EU・日本・米国)プログラムに加わっている。これは、世界向けに開発される医薬品の登録コス トの削減にある程度役立ってきた。しかしながら、日本に独特で、飼い主、獣医、消費者が革新的かつ有用 な動物用医薬品にアクセスするのを往々にして妨げたり遅らせたりする要求事項がまだいくつかある。そう した動物用医薬品は登録前に欧州と米国での厳しい審査プロセスを経ており、その効能、安全性、品質は保 証済みであるため、これは不要である。バイオテクノロジーに基づく革新的な動物用医薬品についての日本 の規制要件はとりわけ厳しく、したがって、欧州で容易に利用できる製品が、日本では往々利用できない。 日本の家畜産業が海外の生産者との競争力を維持するためには、新しい動物用ワクチンや医薬品へのより迅 速なアクセスが必要とされる。EU-日本FTA/EPAや環太平洋パートナーシップ自由貿易圏(TPP)への日本 の参加が畜産農業に関する関税や補助金の廃止や引き下げを必要とするなら、この問題は今後、さらに切実 なものになるだろう。日本の生産者が競争力を維持できなければ、日本は引き続き輸入畜産物にますます依 存するようになるだろう。

動物用医薬品の製造販売承認は、農林水産省から下りる。食用動物用の動物用医薬品の場合は、1日当たりの許容摂取量と残留基準値の確定にさらに食品安全委員会と厚生労働省がそれぞれ関与する。3つの異なる当局が関与する、食用動物用医薬品のこの審査プロセスは、複雑かつ往々非効率的で、連携がとれておらず、家畜生産者が医薬品を利用できるようになるまでに非常に長い時間がかかる。

生物学的製剤の場合、生ワクチンの血清学的な力価試験についての要件をはじめ、ほとんどの規格項目は、日本独自のものである。製品規格を日本市場のためだけに新たに定める必要があり、ワクチンの各バッチをこうした独自規格に基づいてリリースしなければならず、しばしば、製造現場での重複した試験が必要になる。

非臨床試験実施に関する基準 (GLP) や臨床試験実施に関する基準 (GCP) の下、海外で実施された試験は、登録申請書類に記載することを農水省から認められる一方、動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準 (GMP) の相互承認はまだ存在していない。そのため、原薬であれ最終製品であれ、日本に輸入される動物用医薬品の製造に従事しているいかなる海外製造施設も、欧州の当局によってGMP適合がたとえ認められていても、農水省による認定を受ける必要がある。このプロセスは、大量の冗長な事務処理を必要とする。

ここ数年間、農水省は、日本における承認申請プロセスの予測可能性、質、スピードを向上させる種々の措置を実施しており、ある程度の改善が見られているが、いくつかの製品分野の審査プロセスにはまだ遅れが見られる。EU-日本FTA/EPAは、動物用医薬品のGMP認証の相互承認を手始めに、動物用医薬品に関する欧州と日本の製造販売承認の相互承認を目指すべきである。

EBC Animal Health Committee Member Companies

Bayer Yakuhin/Animal Health Division Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Merial Japan Novartis Animal Health Virbac Japan

主要な問題および提案

■ 製品の承認

年次現状報告:限られた進展。EUですでに承認された製品(特に動物用生物学的製剤)でも、厳しい検査と試験を受けてからでないと日本では承認されない。明白な科学的根拠のない付加的な動物試験要件は、動物福祉面の重大な懸念を伴っている。申請者はまだ、製品の安全性と有効性にほとんど関連のない質問に回答する必要がある。3つの異なる規制当局(農水省、食品安全委員会、厚生労働省)が関与しており、また、承認申請の一部はグローバルに整合化されていないため、食用動物用の動物用医薬品の承認申請はきわめて長い時間がかかる可能性がある。例えばオイルアジュバントワクチンを接種された食用動物の出荷制限期間は、日本では関係諸国に比べて大幅に長い。生産者にとって負担となる長い出荷制限期間は、EUや米国で使用されているいくつかの革新的で有用なワクチンを日本では事実上使用できないことを意味する。

提案:

- 日本政府は、製品承認を迅速化し、製品承認申請制度の相互承認を含め国内規制を国際慣行と十分に整合化するため、利用できるあらゆる措置を用いるべきである。VICHガイドラインが時代遅れの地域ガイドラインに全面的に取って代わるべきである。
- 動物福祉を考慮して、付加的な動物試験要件は、同様の試験結果が他の国ですでに入手可能な場合には、最小限にとどめるべきである。
- 農水省、厚労省、食品安全委員会による食用動物製品の審査は、食用動物用の動物用医薬品の全体的審査時間を短縮するため、平行して実施されるべきである。

■ シードロットシステムおよびワクチンの国家検定

年次現状報告:進展。シードロットシステムは、樹立されたマスターシードウイルス/バクテリアから作り出されるウイルス/バクテリアのワーキングシードを用いてワクチン製造を可能にする。シードロットシステムを導入する農水省の構想のおかげで、一部の動物用ワクチンは出荷前の国家検定をもはや必要としない。しかし、一部の欧州製ワクチンは、国際的に認められたシードロットシステムには存在しない製造工程試験等、独自の付加的な試験要件のため、こうした便益を享受できない。日本はワクチン小分け製品についての不活化試験を、輸入された不活化ワクチンについてのみ義務付け、国内で製造された同様のワクチンには義務付けておらず、そのため通商上の非関税障壁を生み出している。イヌとネコに関するワクチンの安全性は対象動物で試験されるにもかかわらず、実験動物を用いた異常毒性試験が義務付けられているが、これは動物福祉面に影響するものである。

提案:

- シードロットシステムに含めるべき適用資格要件は、国際的に認められた要件に沿ったものにすべきであり、日本独自の新たな要件を追加すべきではない。
- 不活化ワクチンに関する、小分け製品を用いた不活化試験要件は廃止すべきである。
- イヌとネコに関するワクチンの異常毒性試験要件を廃止すべきである。
- 組み換えワクチンも、シードロットシステムに含める資格を与えられるべきである。

■ 農水省/動物医薬品検査所(NVAL)が提案したアクション・アイテム

年次現状報告:新たな問題。2012年12月3日、農水省と動物医薬品検査所(NVAL)は、日本動物用 医薬品協会技術検討委員会に、上市承認手続の改善措置に的を絞った10項目の改革アクション・ア イテムリストを提出した。

提案:

• EBCの見解では、このリストは必要とされる改革分野のすべてを包括的にカバーしてはいないとはいえ、EBCはこの取り組みを支持するとともに、引き続き付加的な改革機会を特定するよう規制当局に要望する。さらに、ほかの主要国における同様の政策との整合化を確保するため、詳細な改革を実施する前に業界と緊密に協議するよう農水省とNVALに要望する。

Dr. Makoto Tamura

Chair, Medical Diagnostics Committee (Vice President, Government Affairs, Abbott Japan Co., Ltd.) c/o Abbott Japan Co., Ltd. 3-5-27, Mita, Minato-ku, Tokyo 108-6305, Japan Phone 03-4588-4725 Fax 03-4588-4639

臨床検査機器・試薬(体外診断)

はじめに

日本のヘルスケアを取り巻く環境は、加速する少子高齢化による人口問題や国民総医療費の増大による社会保障制度の制度疲弊に直面する事で、制度の運営方法にとどまらず制度自体の目的を考え合わせた制度改革を迫られている。「医療の質の向上」と「医療費の適正化」に向けたこの転換期に実際の医療行為の中で大きな役割を果たしている臨床検査(検体検査)の価値と役割についての深い論議は必須の要件と考える。そして、医療現場のみならず医療制度を運営する側においても臨床検査の価値と役割を再評価する事で、臨床検査の医療へのさらなる貢献を具現化していく事は急務であると考える。

2007年以降、臨床検査の診療報酬制度について臨床検査振興協議会(JPCLT)や体外診断用医薬品業界団体と厚労省との「臨床検査に関する勉強会」や「診療報酬制度に関する定期会合」等を通して現状の問題点・課題、今後の方向等について検討結果の発表や意見交換を行い、提言や要望を出している。その結果として中医協においても「検体検査は、診断や治療に必須であり、良質かつ適切な医療を提供するためにはその質の確保および迅速化は重要な課題である」と認識されており、そのためにも「検体検査の質の確保について重点的な評価を行なう」と論点整理がなされている(2008、2010年の中医協総会資料)。結果として、2008年、2010年、2012年の過去3回の診療報酬改定においては、検体検査実施料の改定結果に反映していただいていることを高く評価している。

「検査は、総医療費の約4%の費用で医療方針決定のための70%の情報を提供している」という事実は、客観的かつ明確に臨床検査の役割と重要性を示すものと考える。この様に臨床検査の役割は、予見一診断ー治療一監視(モニター)という一連の医療の流れの中で必要な時に、必要な場所で、必要な情報を提供する事にある。そして、臨床検査の新たな貢献を促進させるには、「検査の価値を反映した診療報酬制度の構築」や「「適切な検査」を「適切な時期」に「適切な場所」で「適切な価格」で実施可能な環境の構築」を重要課題として認識し、官民共に論議を深めていく必要がある。これにより、臨床検査がその真の役割を果たし、その結果として医療の質の向上と患者さんのQOLの改善に貢献することが出来ると考えている。

現在の日本の医療現場において実施されている検査の領域は、依然として治療および経過観察が主流となっている。これからは、リスク要因の早期発見や予防の領域にその役割を拡大させることで、医療費節減への貢献、通常社会生活を過ごす国民への安心感を高める事が出来ると確信しており、この事は今後の医療体制が治療のみならず予防にも重点を置き検診・予防医学を推進するという点で国家戦略とも呼応する。

コンパニオン診断による個別化医療の実現例に見られるように、医療技術・環境が高度化、複雑化していく事は自明である。しかも個別化医療の推進には、治療薬だけではなく、その治療薬の有効性や副作用を予測するための検査に使われるコンパニオン診断薬の開発を初期段階から進めることが重要である。コンパニオン診断薬の開発・承認プロセスの構築と、医薬品と同期する保険償還制度の確立については、業界団体の要望を取り入れていただき検討が進んでいるが、まだその制度が整っているとは言えず、日本の医療現場で個別化医療を普及させるためには、それらの課題を早急に解決する必要がある。この様な現実において、臨床検査・医療の質の維持向上のため臨床検査の価値を基にその役割を果し続けるためには、現行制度の整備・改革が不可欠であると考えている。とりわけ「新規体外診断用医薬品へのアクセスの迅速化」、「最新臨床価値に基づいた検体検査実施料の設定」は、医療の質の向上のみならず、患者さんへの最新高度医療の提供を可能にする上で非常に重要な改善項目であると認識している。

EBC臨床検査機器・試薬(体外診断)委員会は、今後も臨床検査振興協議会や他の体外診断用医薬品業界団体と連携して、臨床検査の価値の啓発に努める。

EBC Medical Diagnostics Committee Member Companies

Abbott Japan Ortho-Clinical Diagnostics Roche Diagnostics SML (Sceti Medical Labo) Sysmex bioMerieux

主要な問題および提案

■ 新規体外診断用医薬品(IVD)へのアクセスの迅速化

年次現状報告: わずかな進展。2005年の薬事法改正に伴い、新しい製品承認制度が実施された。リスク分類や安全対策の強化などを目指した、大臣承認制度、第三者認証制度および自己認証制度の導入は、しかるべく方向へ向かう重要な第一歩となった。しかし大臣承認制度の審査では解決すべき問題が依然として多い。日本独特のリスク分類の手法やデータ要件は、申請および審査手続を技術的に時間のかかる、且つ無駄の多いものにしている。ここ数年間は多くの製品に於いて承認が遅れている現状があり、こうした状況は早急に打開すべきである。2013年の薬事法改正では、体外診断用医薬品の特性を踏まえた薬事規制になることを期待している。

提案:

- ◆ 体外診断用医薬品(IVD)にも、医療機器で導入された「審査迅速化プログラム」の導入を提案する。承認申請から製品承認までのプロセスの定期的なパフォーマンス・レビユーを実施する。これにより臨床的価値の高い新製品を早く医療現場へ提供でき、医療への貢献がより期待できる。
- EUと日本は、双方どちらかの市場向けに認証された製品を、それぞれ本国市場向けに認証された 製品と同等のものとして、認証・受け入れをし、製品承認プロセスを効率化すべきである。
- 特定の医薬品と一緒に用いられるコンパニオン診断薬は、2012年に当該医薬品との同時期承認が 実現した。今後も同時期承認が継続することを期待する。

■ 臨床的価値に基づいた診療報酬制度

年次現状報告:進展。臨床検査の価値に対する認識向上に伴い検体検査実施料を改善した2008年、2010年及び2012年の改定を評価している。欧日双方のメーカーにとって魅力のある臨床検査市場を創出するためには、臨床検査の価値や医療への貢献の適正な診療報酬制度への反映が必要である。現在の保険適用のプロセスを見直し、臨床的意義や利便性の向上を伴う改良方法には、改良が反映された保険点数が付与される仕組みとすべきである。また、予防検査や層別検査の診療報酬制度への反映にも取り組むべきである。さらに検体検査実施料と判断料の仕組みの問題点を見直し、適正な配分とすることを提案する。

- 現状では必ずしも臨床的な有用性が大きくない前世代の検査試薬・検査法が臨床的に有用な検査 薬と同一の保険点数が与えられているため、世代交代・新陳代謝が起きにくい仕組みとなってい る。現在の保険適用希望のプロセスを見直し、臨床的意義や利便性の向上を伴う改良方法には同 一項目の準用点数でない、改良が反映された保険点数が付与される仕組みとする。
- 上市されている検査薬を定期的(例えば5年毎)に第三者機関で性能評価を行い、必ずしも臨床的な有用性が大きくない検査薬が市場から撤退する仕組みを構築する、これにより患者さんが最新の検査薬で検査されることになり、結果的には誤診による再検査、無駄な治療費の削減となり、患者さんのQOL向上につながる。
- 臨床検査の償還価格(検体検査実施料)は、検査の品質(精度、正確性、検査体制の認証)、スピード(緊急対応、外来患者の緊急検査)、総括的な患者ケアへの貢献(院内感染管理、リスク管理、患者情報に基づく数値以外の付加価値情報)等の切り口により、各々の臨床価値に応じて設定されるべきである。
- 特定の医薬品と一緒に用いられる付加価値の高いコンパニオン診断薬を用いた臨床検査の償還価格(検体検査実施料)は、その価値に応じたインセンティブが考慮されるべきである。
- 現在の実施料と判断料の仕組みを見直し、実施料は少なくとも現状を維持し、院内検査の価値と 役割への反映や、検体検査に係る加算の見直しに充てることを提案する。

Mr. Danny Risberg

Chair, Medical Equipment Committee (President & CEO, Philips Electronics Japan, Ltd.) c/o Philips Electronics Japan, Ltd. Philips Bldg., 2-13-37 Konan Minato-ku, Tokyo 108-8507 Phone 03-3740-5001 Fax 03-3740-5012

医療機器

はじめに

日本の医療は、世界有数の平均寿命や世界最低の乳児死亡率を享受していることに示唆されるとおり、概して高い水準にある。医療制度の財源面では、急速な高齢化・医療の高度化にともない2010年の国民医療費では37兆4千億円(前年比で1兆数千億円増)となり、日本住民が期待するより高い質の医療サービスは、今後ますます負担の大きなものとなる。世界で最も早く高齢化社会が進む日本では、医療財政面の問題だけでなく、疾病の予防、早期診断、早期治療などの質の高い医療を提供することにより、健康寿命と呼ばれる「日常生活に制限のない寿命」を延ばすための取り組みが重要となっている。日本住民への優れた最新の医療機器は、患者にQOLの大幅な向上をもたらすだけでなく、長期的に総医療費の削減をももたらし、健康寿命を延ばすための投資と捉えられるべきである。

現状では日本の現行の規制やプロセスは国際標準とは異なるものが多く用いられており、欧州から優れた医療機器を日本市場へ導入する場合、日本独自の規制や要求事項にあわせるため、追加試験のためのリソース、コストや時間が必要になる場合が多い。EBCではかねてから臨床評価の在り方(GCP)や医療機器品質管理システム(QMS)の国際整合性の必要性を訴えてきた。また、日本の保険償還制度は、医療機器の優れたイノベーションを評価できるシステムとなっていない場合もある。そのため、日本への導入をあきらめる企業もあり、日本住民への優れた医療機器へのアクセスを妨げている。

2013年、EBCはACCJ在日米国商工会議所と協働で「ACCJ-EBC医療政策白書2013年版」を発表し、36の医療政策分野への提言をまとめた。これらの提言は、日本における疾病の予防と早期発見を助けるための政策変更に向けた第一歩として提案された。高齢化が進む中、日本政府によるこうした政策転換は、患者予後の向上と救命だけでなく、医療の費用対効果の改善と労働生産性の向上にも不可欠であると考えている。

2013年4月からは、EU-日本FTA/EPAの交渉が開始された。医療機器分野については、EBCより医療機器に関する非関税障壁の改善を提案した。提案の中にはEBC医療機器委員会が以前より要望してきた「臨床評価のあり方とQMSの整合化」も含まれている。日本政府には、非関税障壁を取り除くことで、欧州より優れた医療機器を日本住民に届けられるような環境を整えていただきたい。

日本政府は、新しい成長戦略の中で、医療分野を重要な分野の一つと位置付けている。2013年6月には、「日本再興戦略」、「健康・医療戦略」および「規制改革に関する答申」が発表された。「健康・医療戦略」には、新技術・サービスの基盤整備として「再生医療、医療機器の特性を踏まえた薬事法改正や再生医療の安全性を確保するための再生医療等安全性確保法による法的措置」、「最先端の技術を活用した医薬品、医療機器等の有効性と安全性を評価するための研究促進と実践」、「薬事戦略相談の拡充、審査・安全対策の充実等のPMDA強化等」が含まれている。「規制改革に関する答申」には、「医療機器に係る規制改革の推進」として「医療機器の特性を踏まえた認証基準の見直し」「医療機器に関わる認証基準の計画的な策定」「医療機器の開発インセンティブを高める保険制度」「電気医療機器に使用される部品等への電気用品安全法適用の見直し」が明記されている。今までEBC医療機器委員会より要望してきた内容が列記されており、今後この進捗ならびに実現を注意深くモニターし、計画通り実施されるよう継続的に日本政府に働きかけていく。

日本は世界に類を見ない超高齢化社会である。今後、5年先、10年先を見据え、日本住民に優れた医療機器を提供できるよう、EBCとしての活動を継続していきたい。

EBC Medical Equipment Committee Member Companies

Maquet Japan Molnlycke Health Care

Nippon BXI

Nippon Becton Dickinson

Nobel Biocare Japan Otto Bock Japan

B.Braun Aesculap Japan Biotronik Japan Coloplast Dentsply IH Dornier MedTech Japan Draeger Medical Japan Edaptechnomed Elekta Gambro

Edaptechnomed Philips Electronics Japan
Elekta Radiometer
Gambro Siemens Japan
Intuitive Surgical. Smith & Nephew Wound Management
Japan Lifeline Sorin Group Japan
Japan MDC Teijin Pharma]

JIMRO TKB Laerdal Medical Japan VitalAire Japan Lima Japan Wako Shoji

■ 薬事法改正

主要な問題および提案

年次現状報告:新しい報告。薬事法は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」として改められる予定となっている。

提案:

• 法改正により「医療機器の特性を十分に考慮した制度運用」が実現することを期待する。

■ 臨床評価のあり方

年次現状報告:わずかな進展。臨床評価の在り方については、日本のGCPとISO14155とはかなり整合化が進んだ。臨床評価基準そのものの整合化は進んだとはいえ、日本の治験に関してはいまだ多くの問題がある。1、臨床試験を要求される品目が欧米に比して多い、2、適応(対象疾患)が異なる場合、日本では既に承認された製品であっても新たに臨床試験が追加されるケースが数多く存在する。3、改良医療機器でもかなりの頻度で臨床試験を要求される。また、承認取得後、使用成績調査や再審査申請制度等欧米に存在しない制度により、コストと人員を要することから、臨床試験を必要とする医療機器については日本導入を諦める企業も多い。

提案:

• 臨床評価のあり方に関し、欧米の制度を参考に臨床試験を不要とする範囲を大胆に拡大する必要がある。また、欧米で既に市販されている医療機器については、欧米での使用実績や臨床文献を評価に取り入れて臨床試験を省略(もしくは大幅に削減)すべきである。

■ QMSの相互承認と整合化

年次現状報告:わずかな進展。本来、医療機器のQMSは、設計開発、製造、市場での安全管理、製品廃止までの一連を管理する品質システムであるが、日本でのQMS適合性調査は、その製造所の製品ラインのみを調査するいわゆる医薬品GMP的な調査が行われており、結果、医療機器製造者及び調査権者に不要かつ過度なQMS適合性調査の実施を強要している。そのため、両者に大きな負担をかけてしまい、薬事承認コストの増加と上市の大幅な遅れにつながっている。薬事法改正時にQMS調査の合理化が提案されているが実際にどのように運用されるかが不明である。

提案:

• QMSについて、EUの第三者認証機関(Notified body)によって実施されたQMS監査結果を、品質管理システム要求事項への適合の証拠として原則的に十分なものと認め活用すべきである。また、EUのISO13485の調査手法を受入れ、製造所の品質システムの調査を進めるべきである。 QMS監視員の資格要件をISO17021に適合するべきである。

■ 償還価格

年次現状報告:平成26年度保険償還価格改定に向けた提案。現行制度においての大きな問題は、医療機器の市場性、および、償還価格の予見性がないため、イノベーションに向けた企業の開発投資が進まない点である。新医療機器の価格はその多くがすでに外国平均価格を下回っている。企業における新製品の開発・導入インセンティブを増すために、制度の見直しが必要である。また、高齢化社会に伴いますます必要とされる在宅医療についての制度が十分ではない点もあげられる。

- 機能区分のさらなる細分化と医療材料機能区分複数価格制度の検討、再算定制度の廃止。医療技術 C 2 申請の予見性確保。
- 在宅医療機器に関しては、イノベーションの適切な評価、および、未外来時の機器・材料の適切な加算が必要である。
- 迅速導入評価制度の継続を提案する。

Mr. Philippe Fauchet

Chairman, EFPIA Japan (President, GlaxoSmithKline.) c/o GlaxoSmithKline GSK Bldg. 6-15, Sendagaya 4-chome, Sibuya-ku, Tokyo 151-8566 TEL: 03-5786-5540 FAX: 03-5786-5239

医薬品

はじめに

2012年度の国民医療費(概算)は前年度比1.7%増の38.4兆円になった。国民1人あたりの医療費は30.1万円であり、70歳未満の18.1万円に対し70歳以上は80.4万円と約4.4倍に及ぶ。医療費に占める薬剤費の割合は、この10年程は20%強の水準で安定的に推移しており、高齢化および医療技術の進歩により医療費が高騰する環境下にありながら、薬剤費の抑制という点においては一定のコントロールが効いている。背景には、2年に1度の定期的な薬価改定に加え、医療費削減のための後発医薬品の使用促進政策がある。政府は2013年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、置き換え可能な医薬品における後発医薬品の数量シェアを2013年3月の約45%から2018年3月までに60%にすることを目指している。

このような中、一定の条件下で新薬の薬価を維持し、新薬開発、未承認薬・適応外薬への再投資を活性化する新たな薬価制度として、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度が2010年から試行的に導入された。欧州系製薬企業を対象とした調査によると、この新制度の導入を契機に新薬の開発プロジェクト数や日本への投資が増加しており、試行的な導入ながら効果が表れ始めている。グローバルな競争下において日本への医薬品開発への継続的な投資を促すためには、イノベーションの成果を適切に評価する本制度の恒久化が必要である。こうした新制度の一方で、値付け時の想定よりも売り上げが大きく成長した薬剤とその類似薬の薬価を切り下げる市場拡大再算定制度が存在するが、イノベーションの評価に逆行するものであり廃止が検討されるべきである。

また、新薬は薬価収載から1年間、投薬期間の上限は原則として14日分までに制限されている。この処方期間の制限は患者さんの新薬へのアクセスを阻害する懸念がある。新薬を使用する場合は少なくとも2週間に1回の通院が必要となり、患者さんにとって負担となる。また、制限が解除されるまでは専門医師が多い医療機関での新薬の採用や処方が遅れる傾向にあり、国際的に広く使用される最新の薬物治療への患者さんのアクセスが遅くなる。日本は薬が承認されてから償還されるまでの期間は世界でも最短であり、さらに近年の承認審査制度の整備によりドラッグラグが縮小傾向にあるにもかかわらず、この投与期間の制限の見直しは進んでいない。また、そもそも処方制限は、医療費適正化の観点で1957年に設けられたもので、その後、主に安全性の観点から使用実績の少ない新薬の処方を制限する日本独自の制度となった。新薬の安全対策については、現在の日本においては、市販後の安全性をモニタリングする市販直後調査等のしくみにより、先進諸国の中でも充実したものとなっている。さらに2013年度からは、個々の新薬について審査過程で包括的に審査される仕組みとして「医薬品リスク管理計画」が導入され、充実の度合いを増している。こうした状況を鑑み、新薬の処方を一律に14日に制限する規制は見直しが必要であると考える。

臨床試験に関しては、日本の医薬品の臨床試験実施に関する基準(GCP)は過去にはグローバルスタンダードとは異なる運用も多かったが、2012年12月の改正などアラインメントの着実な前進が見られる。しかし、EU-日本の医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)の相互認証協定(MRA)の拡大は進捗していない。MRAは未だ経口固形製剤に限定されており、他の製品については試験検査の重複につながっている。そのため、業界にコスト増加がもたらされている。EU-日本の政府間の対話が求められる。

2013年5月には、現政権下で初めてとなる政府と産業界による「革新的医薬品・医療機器創出のための官民対話」が行われたが、出席者や開催頻度など医薬品産業の方向性について内容のある対話を行うためには改善の余地があるだろう。「社会保障と税の一体改革」として2014年からの消費税増税に向けた準備がなされる中、肝心の医療を含む社会保障への具体的取り組みを明確にする必要がある。日本において、単に医薬品の価格をどうするかといった議論から医療や医薬品の財源をどこに求めるのかという根本的な議論をすることを政府の優先課題とすべきであり、私どももこの議論に参画することを望んでいる。

EFPIA Japan Member Companies

Abbott Japan
Actelion Pharmaceuticals Japan
AstraZeneca
Baxter
Bayer Yakuhin
Bracco-Eisai
Chugai Pharmaceutical
CSL Behring
Ferring Pharmaceuticals
Galderma
GE Healthcare Japan
GlaxoSmithKline

Guerbet Japan
Janssen Pharmaceutical
LEO Pharma
Lundbeck Japan
Merck Serono
Nihon Servier
Nippon Boehringer Ingelheim
Novartis Pharma
Novo Nordisk Pharma
Sanofi
Shire Japan

UCB Japan

主要な問題および提案

■ 薬価制度

年次現状報告:若干の進展。 2010年より、一定の条件下で薬価の定期的な引下げを緩和する新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度が試行的に導入されている。日本における研究開発コストの早期回収を可能にするこの制度の試行により、新薬の開発プロジェクト数や日本への投資が増加するなど、日本の医薬品開発が活発化している。一方で、市場拡大再算定制度により、イノベーションの促進に逆行する大幅な価格引き下げが行われており、積極的な投資を促すためのビジネス上の予見性が損なわれている。

提案:

- イノベーションの成果を適切に評価する新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度を恒久化すべきである。これにより、グローバルな競争下において日本への医薬品開発への継続的な投資が促され、革新的な新薬の世界同時開発並びに未承認薬・適応外薬の開発が促進されることが期待できる。
- イノベーションの促進を阻害し、ビジネス上の予見性を毀損する市場拡大再算定制度を廃止すべきである。

■ 新薬へのアクセス

年次現状報告:進展なし。 新薬は薬価収載から1年間、投薬期間の上限が原則として14日分までに制限されている。これにより、新薬を使用する場合は少なくとも2週間に1回の通院が必要となる、制限が解除されるまでは医療機関での新薬の採用や処方が積極的に行われず最新の薬物治療への患者さんのアクセスが遅くなってしまうなど、患者さんの新薬へのアクセスが阻害されている懸念がある。一方、市販後においては市販直後調査など先進諸国の中でも充実した安全性のモニタリングが整備されている。

提案:

• 療担規則により、新薬の処方を原則として14日以内に制限する日本独自の規制を見直し、新薬への患者さんのアクセスを改善すべきである。

■ 臨床試験環境/相互認証協定

年次現状報告:限られた進展。 臨床試験の環境については、日本の医薬品の臨床試験実施に関する基準 (GCP) は過去にはグローバルスタンダードとは異なる運用がされることも多かったが、2012年12 月の改正などを経て、グローバルとの整合性の改善が見られた。一方、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準 (GMP) についてのEU-日本相互認証協定はまだその適用国が欧州28カ国のうち13カ国と限られていること、及びその適用範囲も固形製剤に限られており、検査・検定の重複によって引き起こされる上市の遅れとコストの増加につながっている。

提案:

• GMPに関するEU-日本相互認証協定の相互認証国を欧州28カ国に適用するとともに、非固形製剤も含む方向へ拡大するころにより、検査・検定の重複による潜在的なラグの解消及びGMPに関するコストを削減すべきである。

Dr. Shunjiro Sugimoto

Chairman, Vaccine Committee, EFPIA Japan (Vice President, Biologicals, GlaxoSmithKline.K.K) c/o GlaxoSmithKline 6-15, Sendagaya 4-chome Shibuya-ku, Tokyo 151-8566

Phone 03-5786-5327 Fax 03-5786-5260

ワクチン

はじめに

日本のワクチン市場はここ数年で急速に変化している。新しいワクチンが次々に導入され、2012年は不活化ポリオワクチンやDTaP-IPV四種混合ワクチンが市場に導入された。また2013年4月には改正予防接種法が施行され、Hibワクチン、ヒトパピローマウイルスワクチン、7価肺炎球菌ワクチンが新たに定期接種の対象となるとともに、副反応報告についても法制化がなされた。

このように承認されたワクチンの抗原種数からみれば日本は欧米と肩を並べるまでになり、定期接種ワクチンの数が増えるとともに制度の改善が見られる。にもかかわらず、種々の感染症の脅威は依然として存在し、ワクチンによる防御は十分でない。風疹の大流行により一時期ワクチンの品不足が伝えられた。また、中国でH7N9型インフルエンザが発生し、パンデミックの可能性がある。厚労省が推進しているインフルエンザ用の「細胞培養法ワクチン実生産施設整備等推進事業」は着実に進んでいるが、開発に参加している国内3社は現在承認または審査段階にあり、直面するリスクには対応できない。これまで同様、日本の将来を担う乳幼児を感染症から防御するのに必要な多くの小児用混合ワクチンが未承認である。過密な小児期の接種スケジュールを緩和するため、海外では各種小児用混合ワクチンが数多く承認され10年以上前から使用されている。一方日本では小児用混合ワクチンの導入は大きく遅れている。2012年のDTaP-IPV四種混合ワクチン承認は欧州に遅れること15年であった。

予防接種法改正に先立ち、厚生科学審議会感染症分科会の下にあった予防接種部会が予防接種・ワクチン分科会に格上げされ、その下に予防接種基本方針・政策部会、研究開発及び生産流通部会、副反応部会の3部会が設置された。米国のACIP(Advisory Committee on Immunization Practices:予防接種諮問委員会)のような国民に必要なワクチンを公正に議論する場が設けられたと思われたが、この副反応部会では子宮頸がん予防ワクチンの副反応について議論がなされ、厚労省は2013年6月に「子宮頸がんワクチンを定期接種ワクチンのまま積極的勧奨を差し控える」という医療現場や接種者にとって分かりにくい判断を下した。この判断については国内外から疑問の声が挙がり、2011年のHibワクチンと肺炎球菌ワクチン接種の一時中止の判断を彷彿させる。日本が必要としているのは「官僚主導で組織された委員会」ではなく「ACIPのような独立した諮問委員会」だ、との指摘もある(Lancet; 382: 768 (2013))。このような経緯に至った原因の一つには国民、マスコミの他、規制当局、為政者といった関係者のワクチンに対する正しい認識がまだ十分でないことが挙げられる。

日本政府は内閣府に設置した行政刷新会議のもとに規制制度改革に関する分科会を設置し協議・検討を行い、以下の4項目を2012年7月に閣議決定した。(1)日欧MRAをワクチン等の生物学的製剤への拡大(2)自家試験の国内重複部分の免除(3)生物学的製剤基準の適宜見直し(4)世界保健機構が推奨するワクチンの定期接種化。閣議決定事項の進捗は(3)に関しては2013年9月に生物学的製剤基準の内容が個別ワクチンレベルである程度改正され(4)に関しても前述のように改善が見られた。しかし、それ以外については目立った進展はない。2012年末の政権交代により、安倍内閣で「規制改革会議」として新たに活動を開始したが上記が議題として継続されるかどうかは不透明である。

EBCとEFPIAは日本政府に対し対話を推し進め、日本国民にとっての予防医療の改善に寄与するワクチン(特に小児用混合ワクチン)の開発・製造への投資を国内外のワクチン製造業者に奨励するために必要な改革を実施するよう促す。この目的で規制制度改革に向けた閣議決定の実現を引き続き促すと共に、あわせて日本の感染症予防ワクチンの非臨床・臨床ガイドラインの改訂、アジュバント(免疫増強剤)ガイドラインの策定、ならびに科学的根拠に基づき被接種者の利益が反映されたワクチン政策の実施を促す。

EFPIA Japan Member Companies

Abbott Japan
Actelion Pharmaceuticals Japan
AstraZeneca
Baxter
Bayer Yakuhin
Bracco-Eisai
Chugai Pharmaceutical
CSL Behring
Ferring Pharmaceuticals
Galderma
GE Healthcare Japan
GlaxoSmithKline

Guerbet Japan
Janssen Pharmaceutical
LEO Pharma
Lundbeck Japan
Merck Serono
Nihon Servier
Nippon Boehringer Ingelheim
Novartis Pharma
Novo Nordisk Pharma
Sanofi
Shire Japan
UCB Japan

主要な問題および提案

■ 「生物学的製剤基準」の適時見直し

年次現状報告:若干の進展。医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業「医薬品を 巡る環境の変化と生物学的製剤基準の在り方に関する研究」が発足しており、平成25年2月に試験項目 や試験方法等の改正内容を含んだ改正案が同年4月頃までの公布を目処にパブリックコメントとして意 見募集の対象となり、同年9月に公布された。

提案:

• 生物学的製剤基準は改訂の時期・手順・収載の基準や手続きが明確でなく、定期的な改訂は行われていない。ワクチンの品質基準を最新の科学技術に基づき改訂し、かつ他極との調和を図るため、現行の生物学的製剤基準は廃止して内容を整理し日本薬局方に統合する。

■ ワクチン輸入時の品質試験の重複を解消

年次現状報告:進展なし。欧州で品質試験を行い品質が担保されているワクチンに、日本では新たな試験項目を追加しさらに 輸入後再度全試験を求めると同時に、生物学的製剤基準に基づく国家検定試験が行われ、これに合格しないと出荷できない。2012年にはSLP(製造・試験記録等要約書)制度が導入され、ワクチンの品質をより厳しく管理することができるようになった。従って、輸入後の全品質試験項目や国家検定実施が必要か科学的な観点から疑問である。

提案:

試験項目の重複が必須であることの科学技術的根拠を示し、根拠のない、従って不要なものは省略する。

■ 日・欧相互承認協定(MRA)の対象国と対象品目を拡大

年次現状報告:進展なし。EUとのMRA交渉では、対象国の拡大が最優先であり、EUとの対象国拡大のMRA交渉の時期を考慮しながら、具体的な対象品目拡大の議論を進めることとしている。しかし現状、MRAの対象品目拡大に向けた議論が全くなされていない。

提案:

MRAあるいはMOU(了解覚書)の拡大でワクチンを含むバイオ医薬品を対象品目とすることにより 輸入期間を短縮し、より早くワクチンを国民に届け、日本の予防医療に貢献する。

■ WHO推奨ワクチンについて定期接種化

年次現状報告:進展あり。4月1日改正予防接種法施行。3ワクチン(Hib・HPV・小児PCV)定期接種化。残る4ワクチン(水痘・おたふく・成人PCV・BIF)の定期接種化も今年度中に結論を得ること、ロタウイルスワクチンについても早期に結論を得る旨の附帯決議あり。厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会が発足し、鋭意検討がなされ付帯決議を実行すべく議論がなされている。

提案:

残る4ワクチンとロタウイルスワクチンの定期接種化も実現する必要がある。最終的には全てのワクチンを定期化する。

■ 開発ガイドラインの改訂・策定

年次現状報告:進展なし。2010年に発効した感染症予防ワクチンの臨床評価ガイドラインでは、なぜ 日本人での用量反応性試験が必要かの説明が明確にされていない。世界的に使用されているワクチン の用法・用量が日本人だけ異なることは説得性に乏しい。また今後ますます重要になるアジュバント のガイドラインも必要である。

提宏・

日本の感染症予防ワクチンの非臨床・臨床ガイドラインの改訂、ならびにアジュバントガイドラインを策定する。

Mr. Bruce J. Ellsworth

Chair, Cosmetics & Quasi-drugs Committee (Director, Government Affairs - Japan, Johnson & Johnson Family of Companies) c/o Johnson & Johnson Family of Companies First Chiyoda Bldg. 15F., 3-5-2 Nishi-Kanda Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065 Phone 03-4411-5885; Fax 03-4411-5085

化粧品 • 医薬部外品

はじめに

EU企業は、消費者にとって魅力ある、多種多様な革新的で安全な化粧品および医薬部外品を製造している。これらは身体を清潔かつ健やかに保ち、厳しい外的環境が肌にもたらす影響を防止したり、虫歯を予防したり、容貌を良くしたりという様々な方法で、消費者の日常生活の向上に寄与している。さらに、EU企業は、新規成分の開発や研究への投資、科学的知見のグローバルな発展への貢献、消費者への情報提供、あるいは製造販売後安全管理基準(GVP)と製造販売品質保証基準(GQP)順守によって市場における製品の品質、有効性、安全性を確保し、さらに環境持続可能性の推進に努めている。

日本は世界第2位の化粧品市場であり、2011年の売上高は1兆8,100億円であった。日本は2012年には1,900億円相当の化粧品を輸入し、その内、EUからの輸入は750億円相当であった。輸入化粧品および医薬部外品の大半がEUから輸入されているのは、日本の消費者がその価値や優秀性を認めている証といえる。しかしながら、日本特有の規制は、透明性や諸外国との整合性が不十分であり、複雑な承認申請制度や製造基準を有するために、EU企業は化粧品および医薬部外品を効率的に日本の消費者に提供することが難しい現状にある。その結果、世界各国で販売されているEU製品の中には、日本市場への導入に長期間を要したり、期待できる効能効果を持つにもかかわらずその効果を謳えないものがある。また、医薬部外品において新規有効成分や新規添加物を含むものは、日本で承認を得るのが非常に難しく時間を要するため、成分の変更を余儀なくさせられる場合もある。

例えば、日本で既に承認されている有効成分および添加物についての情報開示は非常に限られている。また EUと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用しており、日本では、化粧品に配合する 場合には規制当局の承認を必要としない成分であっても、医薬部外品に新規配合する場合は長い承認過程を 経なければならない。さらに、一部の医薬部外品の承認は都道府県に委任されているが、承認基準についての解釈は都道府県によってまちまちであることも多い。

グローバル化の拡大により、新たな効能をもったより多様で高品質・低価格の製品を入手することが可能になり、世界中の消費者にはかつてないメリットがもたらされるようになった。一方でEU企業は、世界各国の多種多様な品質、有効性、安全性基準に基づいて製品を開発し、製造、販売する必要性が増し、複雑さとコストの大幅な増大につながっている。規制の透明性を向上させ、承認過程を簡素化し、日本・EU間の規制のハーモナイゼーションを推進することができれば、より高い付加価値を持つ製品を日本の消費者に迅速に提供することが可能になるであろう。

EUと日本は、医薬部外品に関する規制のハーモナイゼーション、化粧品および医薬部外品の効能効果の範囲拡大、ポジティブリストとネガティブリストの整合性を相互間でのEU-日本FTA/EPAによって、「化粧品規制協力国際会議 (ICCR)」におけるリーダーシップを発揮すべきである。EBCはICCRにおけるEUと日本によるリーダーシップ拡大を強く支持する。なお、ICCRは、国際的な消費者保護を最高水準に保ちつつ、貿易における障壁を最小限に抑えるべく多国間の規制のハーモナイゼーションを推進する方法について協議する国際組織であり、米国、日本、EU、カナダの化粧品規制当局から構成されている。

EBC Cosmetics & Quasi-drugs Committee Member Companies

Bluebell Japan Chanel Clarins Estee Lauder Johnson & Johnson Family of Companies LVMH Cosmetics Nihon L'Oreal Unilever Japan

主要な問題および提案

■ 医薬部外品の規制・制度

年次現状報告:進展なし。2008年12月に厚生労働省は業界側と協力し、「いわゆる薬用化粧品中の既承認有効成分リストについて」を開示した。しかしながら、規制の透明性が不十分であり、承認審査に時間がかかる。

提案:

- 医薬部外品の審査期間の短縮:医薬部外品の新製品承認と一部変更承認プロセス、特に既に承認済みの製品と同一の有効成分を有する製品についての承認の合理化と迅速化を要望する。これにより審査官は、よりリスクのある製品に時間を割くことが可能となる。
- 医薬部外品に係る規制の透明性の向上:定期的な既承認有効成分リストと添加物リストの見直しと拡大のための明確なプロセスを確立することにより、さらに透明性を高めることを要望する。

■ 化粧品及び医薬部外品の効能範囲拡大について

年次現状報告:若干の進展。化粧品の効能は、1961年の通知「薬事法の施行について」において類別に効能を規定する仕組みが示され、2000年の通知「化粧品の効能の範囲の改正について」において化粧品に該当する55の効能に改められた。

2011年には、日本香粧品学会による化粧品機能評価法ガイドライン確立のもと、日本化粧品工業会による厚生労働省への長年にわたる働きかけにより「乾燥による小ジワを目立たなくする」の効能が追加された。

これは化粧品業界にとって大きな進展であり、諸外国における化粧品の効能とハーモナイズされる第一歩となった。医薬部外品(薬用化粧品)においては、申請により、さらに一歩進んだシワについての新規効能の承認取得ができるよう大いに期待している。

しかしながら、日本における効能表現の範囲は、諸外国に比し未だに狭く、輸入化粧品の日本の市場への参入を阻む要因ともなりかねない。研究と技術が進み、化粧品や医薬部外品(薬用化粧品)に対する消費者のニーズが拡大する中で、さらなる効能表現の範囲拡大が求められる。

提案:

• 諸外国における効能の範囲とハーモナイズを図るべく、化粧品及び医薬部外品(薬用化粧品)の 積極的な効能の範囲拡大を行うべきである。特に、日本化粧品工業会から提案されている「紫外 線による肌の光老化を防ぐ」を早急に追加するよう要請する。

■ 化粧品及び医薬部外品の輸入非関税障壁の緩和

年次現状報告:進展なし。薬事法のもとで輸入される化粧品と医薬部外品の輸入に対する非関税障壁を低減すべきである。現在、同法は、税関で製品の製造販売承認書を提出後、あるいは届け出後に、同様の輸入申告書類(製造販売用化粧品/医薬部外品輸入届)を提出するよう求めている。厚生労働省はまた、化粧品、医薬部外品の輸入業者が製造販売業許可を更新する都度、輸入変更届の提出を求めている。また、医薬部外品を一部変更した場合、変更申請が承認された後には変更前の旧製品は出荷することができない。一部変更の承認が下りる時期を予測することは困難であるため、船便で貨物を輸入する企業は、安定供給を確保するため日本国内に大量の過剰在庫を抱えることになり、不必要なコストを要する。2013年4月、厚生労働省は、医薬品・毒物の輸入監視要領の変更を発表したが、これは個人使用目的の輸入は別として、化粧品輸入業者にまで恩恵をもたらすことはなかった。

- 輸入品にかかる不必要な書類作業と時間が節約されるようにすべきである。
- 一部変更承認後、一部変更前の製品でも出荷及び販売を行える猶予期間を設けるべきである。

■ 化粧品成分規制の透明性向上

*年次現状報告:進展なし。*厚生労働省は、化粧品成分の配合禁止・配合制限に関する通知を発行してきた。しかし、ポジティブリストとネガティブリストのハーモナイゼーションにおける日本・EU間の不一致はまだ対処されていない。

提案:

• EUと日本は、成分規制のハーモナイゼーションに取り組むべきである。

■ 並行輸入業者にも同一法的基準の適用

年次現状報告:進展なし。一部の行政区では、業許可なしに化粧品等の輸入販売を行ったり、法定表示のない商品を流通させた業者の摘発が報告されたが、監視指導の目のとどかないインターネット上の販売サイト等では依然、法令を順守しない並行輸入業者による違法な製品の流通・広告が慢性化している。法定ラベルの無い商品の販売、日本の規格外の商品の輸入・販売、時には偽物の輸入・販売もあり、これらは消費者保護という観点から、最もかけ離れたものであり、法令を順守しているメーカー・正規輸入業者の公平な競争力をも欠くものである。

提案:

消費者および輸入化粧品等を販売する業者に、(違法な商品の購入・販売について)啓蒙活動を 行うととも、法令順守を怠った並行輸入業者への監視指導の徹底を行政に働きかけるべきであ る。

■ 動物実験代替法

年次現状報告:やや進展。2011年2月、厚生労働省からの事務連絡により公式に代替法利用の促進が示された。上記のガイダンスとは別に、厚生労働省は皮膚感作性試験代替法を2013年5月から有効とするガイダンスを発出した。このガイダンスは、OECD 442A及びOECD 442Bに対応している。2006年7月、厚生労働省からの事務連絡により、代替法の利用に関してOECD(Organisation of Economic Cooperation Development)等により採用された代替法あるいは同等と評価された方法に従った試験成績であれば、医薬部外品の承認申請資料として差し支えない旨が示されてから6年の歳月がかかった。その他の代替法についてもガイダンスの発出が待たれるところである。化粧品規制協力国際会議 (ICCR)において、規制当局は、代替試験法協力国際会議 (ICATM)の活動への協力、調整、支援の継続を合意している。

- OECD等によりすでに採用され、JaCVAM による評価が終わり行政への提案が行われている他の 代替法についても早急にガイダンスを発出し、その利用を促進することは急務である。
- 3R(reuse, reduce, recycle) の原則に基づく動物愛護の環境の確立を図るとともに、ヒトや環境を守る ためのさらなる国際協調に取り組むべきである。

消費財

酒類 食品•農業

Mr. James Paton

Chair, Liquor Committee (President, MHD Moet Hennessy Diageo K.K.) c/o MHD Moet Hennessy Diageo K.K. 13F Jimbocho Mitsui Bldg. 1-105 Kandajimbocho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051 Phone 03-5217-9723

Fax 03-5217-9751

はじめに

欧州は酒類とワインの世界有数の輸出国である。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、年間売 上高は推定6兆円にのぼり、ワイン消費も拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売額でみると、 2012年の外国産輸入品は、2,120億円(税関調べ)で、ビールおよびビール類似品を含む日本の酒類市場全体 のわずか6%だった。この主な理由は明らかである。日本政府は税率の引き下げを実施したものの十分では なく、さらに、国際基準に則った製品定義の採用や、市場アクセスに関連する非関税障壁の撤廃面で諸外国 に後れをとっている。

世界貿易機関(WTO)裁定に従い、日本政府は国内産蒸留酒(焼酎)と、輸入酒類の間の酒税の格差を減ら した。日本は2002年までにウイスキー、ブランデー、ウォッカ、ラム酒、リキュール、ジンの関税を取り除 いた。にもかかわらず、日本は依然、すべての関連WTO裁定や国際基準に従っているわけではない。財務省 は、ワインと日本酒の根本的な相違を無視して両者を同じカテゴリーに分類する長期目標を明らかにしてい る。EBCはこれが、アルコール飲料の酒税分類を定める際の最優先の決定要素は生産・消費面での代替可能 性の水準とした1998年のWTO裁定に違反していると思料する。日本とは対照的に、EU、米国、オーストラ リアはWTO規定を遵守し、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品はそれぞれ独立した分類とし、その国を代表 する酒類製品については特殊分類を設けている。

日本は依然、スパークリングワイン(関税率リットル当たり182円)とスティルワイン(関税率リットル当 たり125円)の両方に関税をかけており、EUで課せられる水準より、それぞれ約5倍および3倍高くなってい る。EBCは、そうした高い関税の根拠も、また、スパークリングワインとスティルワインに課せられる関税 になぜ違いがあるのかも理解できない。日本はスパークリングワインをほとんど生産していないのだから、 関税率がスティルワインより高い必要はない。

ビールに関する日本の税制も同様に不可解である。日本では、ビールは、アルコール分に基づいて課税され たり、混成酒類グループとして課税されるのではなく、麦芽比率に基づいて課税されて、基本的に3つのカ テゴリーに分けられ、麦芽比率67%以上の本格「ビール」(real beer)が最高の税率となっている。欧州の ビールは、少数の例外を除き、すべて、本格ビールに分類される。したがってこの税制は、ほぼ間違いなく より低品質であろうビールをより安価にし、それゆえ、より身近なものにするという残念な効果を持つ。そ の結果、麦芽比率の低いビールないし発泡酒と麦芽比率0%のビールが日本のビール市場の40%近くを占める に至っている。EBCは、高品質のビールが麦芽比率の低いビールや麦芽比率0%のビールより重く課税される ことがないよう、税制を麦芽比率とは無関係にすべきであると確信する。

日本では、食品に対する製造ロットコード(生産履歴管理情報)の使用は、厚生労働省の行政通達で推奨さ れているものの、食品衛生法では義務づけられていない。対照的に、EUは、製造ロットコードが効果的で 効率的な製品回収プロセスに重要や役割を果たすことから、すべての食品・飲料製品に製造ロットコードを 表示することを義務づけている。EU製酒類製品の輸入業者の多くは、製品を日本で販売・流通する際に製 造ロットコードの適切な表示に留意しているが、消費者の安全よりも事業利益を優先する機を見るに敏な業 者の中には、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた製品を輸入する慣行が見られる。EBC は政府に対し、以下を通じて、日本の消費者の健康と安全を守るべく、先見性のある対策を講じるよう要望 する。1. 製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類の販売の禁止、および、2. 製造ロット コードが消去、改ざん、また隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売に対する罰則規定の導入。EBCは、 OECD加盟国の大半(34カ国中30カ国)が製品ロットコードの消去された製品の販売を許可していないの に、どうして日本がそれを許可するのか理解できない。

最後に、日本の酒税法で地理的表示の正確な定義がなされていないことは、EBCにとって大きな懸念材料と なっている。長期的視点から見て、定義の欠如は欧州企業が日本市場で競争する能力を妨げるおそれがあ る。したがってEBCは、EU-日本FTA/EPAの枠組み内で共通の定義を採用するようEUと日本に要望する。

EBC Liquor Committee Member Companies

Diageo Japan Heineken Kirin MHD Moet Hennessy Diageo Pernod Ricard Japan

主要な問題および提案

■ 生産履歴管理

年次現状報告:進展なし。製造ロットコード(生産履歴管理情報)は、効果的で効率的な製品リコール回収プロセスに際して重要な役割を果たす。深刻な健康被害に関わる場合には、回収プロセスにおける遅延は消費者を不必要に危険にさらすことになる。消費者を守り、食品のサプライチェーンに対する消費者の信頼を維持するには、迅速で的の絞られた効率的な対応が不可欠である。EU製酒類製品の輸入業者の多くは、製品を日本で販売・流通する際に製造ロットコードの適切な表示に留意しているが、消費者の安全よりも事業利益を優先する機を見るに敏な業者の中には、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた製品を輸入する慣行が見られる。

提宏・

政府は、ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売を禁止する、罰則によって強化された法律を発布すべきである。

■ ワインおよび白色蒸留酒の関税

年次現状報告:進展なし。日本のワイン関税は、(1998年WTOパネルで達した合意に従って)2002年 にゼロまで引き下げられたビール、ブランデー、ウイスキーに適用される関税に比べ、恣意的といえるほど高い。白色蒸留酒、ラム、ジン、ウォッカ、リキュールについての暫定的ゼロ関税を恒久化すべきである。

提案:

- EBCは日本に対し、ワインに対する関税を撤廃するよう要望する。
- EBCは日本に対し、白色蒸留酒に適用される関税率を恒久的にゼロに改めるよう要望する。

■ ビールの酒税

年次現状報告:新たな問題。日本ではビールの酒税は麦芽比率に基づいている。これは残念ながら、麦芽比率が67%以上の本格ビールを不利な立場に置き、ほぼ間違いなくより低品質であろうビールを価格面で有利にするという状況を招いてきた。このことは、合わせて日本のビール市場の40%近くを占める麦芽比率の低いビールないし発泡酒と麦芽比率0%のビールのマーケットシェアを見ればきわめて明らかである。

提案:

日本は、ビールの酒税制度を改正して、麦芽比率と無関係なものにすべきである。

■ 添加物

年次現状報告:進展なし。酒類に使用することを日本の当局が認めている添加物のリストは時代遅れであり、他の先進工業諸国のリストとは大きく異なっている。さらに、添加物の安全認証を受ける手続はきわめて高コストで時間もかかる。

提案:

日本は、ほかの先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである。

■ ワインの定義

年次現状報告:進展なし。日本のワインの定義は広義すぎる。緩すぎるワイン定義は、通常はワインと認められない様々な製品を「ワイン」と称して販売することを許して日本の消費者の誤解を招くとともに、国際的定義に合致した欧州のワインにとって不公正な市場競争条件を生じさせている。

提案:

● 日本におけるワインの定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

■ 地理的表示

年次現状報告:進展なし。日本における地理的表示の用語は、EUで用いられているコンセプトや規則と相容れず、日本市場における欧州製品の地位を損なうおそれがある。

提案:

• 政府は、酒税法における地理的表示規則を見直して、より広く受け入れられたEUの定義に沿った 改正を導入すべきである。

Mr. Olivier Convert

Chair, Food & Agriculture Committee (Managing Director, Roquette Japan K.K.) c/o Roquette Japan K.K. 2F Kasuga Business Center Bldg., 1-15-15 Nishikata Bunkyo-ku, Tokyo 113-0024 Phone 03-3830-1510 Fax 03-3830-1525

食品・農業

はじめに

一般的に言って、日本の規制環境は、国内食品加工産業で使用される原材料の輸入に有利にはたらき、加工・非加工を問わず、包装食品の輸入には妨げとなる。他の先進国と比べた日本のスーパーマーケットにおける輸入加工食品の相対的乏しさは、これを物語っている。それは実際、普通のスーパーで見受けられ、品揃えは、ほとんど例外なく、潜在的に可能な品揃えのごく一部に限られている。価格がそれほど問題とならない高級店やグルメ専門店では、状況はまだましである。しかしそもそも、輸入欧州製食品がこれほど高価もしくは高級であるべき理由はない。

現状の背景には二つの大きな要因がある。第一の、かつ最大の要因は関税である。食品は毎日買われるものであるため、価格は、買うものを選ぶ際に、消費者にとって重要な決定要因となる。欧州製包装食品は、価格の大半を占めうる関税が課せられるため、明らかに不利である。関税は場合によっては実質100%を超えることさえある。普通のバターは、この異常事態の一例である。

第二の要因は、多数の非関税障壁が、欧州から輸入される食品に数量面でも種類面でも重大な影響を及ぼしてきたことである。例えば、食糧農業機関(FAO)や世界保健機関(WHO)が安全と宣言した食品添加物の過半数が日本ではまだ認可されておらず、一方、日本で認可された多くの食品添加物はFAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)から受け入れられていないため、日本は依然、諸外国と「同調」していない。日本は、JECFAやコーデックス規格といった国際機関による科学的評価を限定的に受け入れているにすぎず、その結果、日本の認可手続は無駄に時間がかかり、かつ過度にコストのかかるものとなってしまっている。

通商上の非関税障壁のもう一つの例として、日本は、リステリア菌へのEUの規制的アプローチを認めていない。EUのアプローチは、リステリア菌の増殖を助ける食品と、助けない食品を区別する。EBCは、リステリア菌の増殖を助けない、およびリステリア菌を無害な程度しか含まないとEUが認めている食品の輸入を認可すべきであると考える。

最後に、やはり重要な問題として、日本は先ごろ、新しいEU加盟国によって発行される有機証明書を承認し、一方EUは日本によって発行される有機証明書を承認しているが、にもかかわらず、有機JASマークは未だ多くのEU認証有機食品には使用できない。さらに、日本は、いくつかの農産物カテゴリー(はちみつなど)については包括的な法律を欠いている。有機JASマーク取得の複雑さと、食品範囲の制限のため、日本の有機食品は、マーケットシェアの面で他の先進市場の有機食品にはるかに後れを取っている。

EBCは、はるかに多種多様な、安全で高品質の食品を日本の消費者に提供するという目標をサポートする効果的、建設的な変革をもたらす手助けをするため、日本政府および欧州委員会のすべての関係者と緊密に協力することを切望している。高い関税や非関税障壁に妨げられない下位セクターの欧州食品は日本できわめて人気があるが、これは欧州の食品に対する需要を物語っている。EBCは、日欧が近しく共有する原則が、EU-日本FTA/EPAの成功の可能性を強力にサポートするものと確信している。この協定のもとでは、関税は撤廃され、基準は整合化され、日欧両地域の市販承認は、相互に承認されるはずである。EBC食品委員会では、これは食品安全を損なうことなく達成できると確信している。そうした協定は、スーパーマーケットにおける選択肢拡大につながって日欧両地域の食品・農産物セクターの健全な競争を促進するとともに、欧州の食品が、日本の消費者が高く評価すること請け合いの、より手頃な存在になることにつながる。

EBC Food & Agriculture Committee Member Companies

Beltrade
Bresse Bleu Japon
CSM Japan
Danisco Japan
Danone Japan
DSM Nutrition Japan
Hiestand Japan
IKEA Japan
Japan Europe Trading
Mie Project
Nestle Japan

Nichifutsu Boeki
Norwegian Seafood Export Council
Perfetti Van Melle Export Far East Japan
Pick
PinguinLutosa Japan
Puratos Japan
Roquette
SKW East Asia
TÜV Rheinland Japan
Unilever
Valrhona Jaoon

主要な問題および提案

■ 関税および輸入割当

年次現状報告:進展なし。日本は依然、多数の食品や食材に高い輸入税率をかけている。原材料価格と輸送料の深刻なインフレは、高い輸入税率と相まって、一部の輸入食品を法外に高価にしている。例えばバター(輸入税率35% + 1,159円 / kg)、チーズ(26%から40%)、業務用チョコレート(29.8%)、菓子類(25%)、シロップ(24% + 輸入割当に関係した砂糖税)、フルーツジュースおよび乳児用フルーツピューレ(21.3%)、ハーブティー(15%)などである。例えば乳製品や砂糖などには輸入割当も存在し、そうした成分を含む食品を輸入する際には、支払うべきさらなる税が付加される。

提案:

- 政府とEUは、EU-日本FTA/EPAの一環として、食品への関税を廃止すべきである。
- 輸入割当制度、とりわけ乳製品および砂糖とその派生製品に関する制度を廃止すべきである。

■ 食品添加物

年次現状報告:遅々とした進展。日本とほかの主要市場の間には、承認された添加物にまだ相当の違いがある。日本は2002年にこの状況を是正する取り組みを開始し、46品目の添加物(現在45品目)の承認を予定していたが、10年経った今でもこの取り組みはまだ完了していない。その間に、諸外国の市場ではさらに新しい添加物が登場し、日本と諸外国の相違をさらに拡大してきた。もう一つの懸念材料は、日本における承認過程それ自体である。目下、承認過程は時間とコストがかかるだけでなく、きわめて不透明であり、期限というものを欠いている。承認過程の各段階について、当局が守るべき明確な期限を設ければ、外国企業・国内企業双方に利するだろう。

提案:

- 厚生労働省は、食品安全委員会と協力して、当初45品目のリストのうちの残る11品目の添加物を 速やかに認可すべきである。
- ヒマワリ由来のレシチンを一刻も早く認可すべきである。
- 厚労省は食品安全委員会と共に、承認過程の各段階についての期限を導入すべきである。さらに、補足的情報の度重なる請求を避けるべきである。
- 厚労省と食品安全委員会は、日本における使用基準が国際的な使用基準に相反しないようにすべきである。現在の例としては、二酸化硫黄やソルビン酸(ソルビン酸カリウム)などがある。

● 食品用酵素

年次現状報告:新たな問題。欧米で広く使用されている多くの食品用酵素は日本では認められていない。さらに、日本には食品用酵素専用の承認制度がない。これは、食品添加物成分を減らした食品の開発を制限する。さらにまた、認可された酵素の数か限られている点は、消費者の利益となる日本の食品ビジネスの発展を制限する要因となっている。日本では、食品用酵素は、遺伝子組み換え微生物を用いて生産される食品添加物の安全評価基準に基づく手続を用いて承認されるが、これは、時間のかかる、かつ不透明な手続である。しかも、厚労省が承認申請の受付窓口であるのに、決定を行う機関は食品安全委員会である。食品安全委員会は厚労省からほとんど独立しており、通常、学者、医師、および雑多な専門家で構成され、ある申請のためにどんな資料が必要とされるかを申請者が正確に知ることを困難にする。

- EU-日本FTA/EPAは、EUで広く使用され、JECFAが安全と認めている食品用酵素が日本で即時使用を認められることを保証すべきである。
- 厚労省は、食品用酵素専用の承認制度を設けるべきである。

■ 牛肉、および牛肉や牛由来製品(ケーシング、ゼラチン)を含む加工食品

*年次現状報告:進展。2013*年、フランスとオランダは、日本に牛肉を輸出することを認められた。その他いくつかのEU加盟国も承認プロセスに入っているが、進展はきわめて遅々としている。

提案:

- 食品安全委員会は、農水省と厚労省にすでにデータを提出したEU加盟国についての承認プロセスを迅速化すべきである。
- 牛肉、牛ゼラチン、または牛ケーシングを用いて製造される製品を含む加工食品も、高い安全基準をすでに確立している欧州食品業界で広く使用されていることから、同様に輸入を認められるべきである。

■ リステリア菌

年次現状報告:進展なし。リステリア菌は広く存在する病原菌である。増殖するに任せると、これは食品を汚染し、リステリア胃腸炎という軽度の病気や、場合によっては、侵襲性リステリア症という重症化すれば死に至る病気を引き起こす。消費者安全を十分に配慮したEUの基準は、リステリア菌の増殖を助長する食品については許容度ゼロを定める一方、リステリア菌の増殖を助長しない食品では微量レベルのリステリア菌(100cfu/g以下)を許容している。しかし、日本はそうした区別を行わず、リステリア菌を含む食品すべてを禁止している。

提宏:

日本は、リステリア菌に対する立場を見直し、EUやカナダ等の国々によって採択され、コーデックス規格の原則や米国農務省食品医薬品局からも支持されている「ダブル・アプローチ」と国内規制の整合化を検討すべきである。

■ 税関での年次分析(添加物、細菌学的)

年次現状報告:新たな問題。現在、日本に輸入される特定の食品およびすべての飲料は、年ごとに分析を必要とする。欧州連合における食品安全基準は日本と同様に高いため、税関がEUからの輸入食品について付加的な分析を実施する必要はないはずである。そうした分析は時間と費用がかかり、また、とりわけ無作為に実施されるため、消費者安全を向上させる助けにはならない。これは、不必要なコストと、無駄な処分につながりうる遅れをもたらすため、食品輸入業者にとって大きな懸念分野である。市場にとって新規の製品など、税関での輸入食品の検査が妥当である場合には、不安全と宣告された製品の処分の前に即時上訴制度を設けるようEBCは提案する。

提案:

- 税関でのEU製食品の年次分析(添加物、細菌学的)を不要にする。
- 製品が安全であることを示す独立公式分析を再試験事由として用いることのできる即時上訴制度 を導入する。

■ オーガニック食品 — EUと日本の間の完全な同等性

年次現状報告:遅々とした進展。日本ではオーガニック食品の市場はまだきわめて小さく、食品市場全体のわずか0.4%と推定される。その理由の一つは、有機JASマークの適用範囲に、食肉や動物性食品、あるいは、欧米ではオーガニック表示でカバーされているはちみつが含まれていない規制環境にある。そのため、例えばはちみつやミルクを5%超含んでいるチョコレートは、有機JASマークを表示できない。さらに、EU各大使館からの補足的な有機証明書はもはや必要ではないものの、あらゆる出荷に個別の有機証明書を添付する必要があるという要件は、輸入業者と輸出業者双方にとって事務上の負担をなす。

- EUでオーガニック食品での使用が認められた添加物は、日本でもオーガニック食品での使用を認められるべきである。
- 農水省は、有機JASとオーガニックEUの間の完全な同等性を宣言すべきである。これはEUの生産 者のみならず、日本の生産者にも益するだろう。
- 有機JASマークの適用範囲を拡大して、食肉、動物性食品、はちみつを含める。
- あらゆる出荷に個別の有機証明書を添付する必要性をなくす。年次証明書で十分なはずである。

産業

自動車 自動車部航空 航衛・安全保障 産業用材料 エネルギー

Mr. Anthony Millington

Chair, Automobile Committee (Director General, ACEA Tokyo Office) c/o ACEA Tokyo Office Ark Mori Bldg, 30F 1-12-32 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-6030 Phone 03-3505-6341

Fax 03-3505-4871

はじめに

「アベノミクス」は、欧州車の輸入業者にとっては良くも悪くも評価できる政策である。消費者の信頼向上 と株価上昇の資産効果は、縮小している日本の乗用車市場において欧州車の販売台数を押し上げてきた。 2013年の当初8カ月間には、EBC自動車委員会メンバー企業による販売台数は、市場全体は8%減少している にもかかわらず、14%伸びて16万2,000台になった。しかし、日銀の異次元の金融緩和政策に伴う円安は、欧 州車輸入業者にとっての交易条件を悪化させてきた。ユーロ換算では、販売台数増加による増収は、ユー ロ・円為替レートの悪化の影響で相殺されてしまう。構造改革と規制緩和によって日本経済を再活性化する という安倍政権の公約は、自動車業界にはまだ効果を発揮していない。輸入欧州車にとっての非関税障壁 は、その多くがFTA交渉の開始に先立つ事前交渉で確認されたが、依然として、乗用車、商用車の双方の欧 州車輸入業者にとって、日本におけるビジネス上のコストを高めている。

昨年の年次報告書で述べた通り、輸入車との競争に開放されている日本の潜在乗用車市場は、軽自動車セグ メントの極めて大きな成長によって、制限される結果を導いている。軽自動車は日本独自の車両区分であ り、最大で全長3.4m、全幅1.48m、全高2mに制限され、エンジン排気量は660cc以下に制限されている。軽自 動車には自動車関連諸税、自賠責保険、高速道路通行料が普通・小型車よりも安いというメリットがあり、 自動車保管場所証明要件も普通・小型車ほど厳しくない。外国生産車では、日本の法令で意図的につくられ た軽自動車規格に適合するモデルはない。2012年には軽自動車は国内乗用車市場の34%を占める一方、2013 年当初から8カ月間には、そのシェアは37.5%へと上昇していた。

幸いなことに、性能や税込購入価格が同等のサブコンパクトカーよりずっと低い課税率が軽自動車に適用さ れているのは異常だという一般認識が広まっているようである。2014年度から消費税を段階的に引き上げる 政府の計画は、より低い税率で軽自動車に課されている自動車取得税を廃止することによって、普通・小型 車と軽自動車の税金の水準を等しくする好機をもたらす。EBC自動車委員会は、日本政府がこの機会を捉 え、軽自動車と対等な立場で競争するチャンスを欧州製サブコンパクトカーの輸入業者に与えるよう要望す る。

EUと日本の間の技術基準と認証手続のハーモナイゼーションは、依然、欧州製乗用車・商用車の輸入業者 にとって最優先の事項である。EBC自動車委員会は、FTA交渉がこの目標を達成することを期待している。

欧州委員会は、FTA交渉の開始から12カ月が経過した段階で、事前交渉において日本が約束した、とりわけ 自動車分野における非関税障壁撤廃の実現状況についてのレビューに取り掛かっている。その実現状況が十 分満足の行くものでないならば、欧州委員会は交渉を一時停止する可能性がある。EBC自動車委員会は、交 渉が中間に差し掛かったここまでの段階で、日本が限られた進展しか示していないことを懸念している。政 府が交渉の継続を、そして最終的に相互に満足の行く結論に到達することを望むのならば、EBC自動車委員 会は、日本が交渉に一層大きな意欲を示し、とりわけ以下に関してのEUの期待に応えるよう願っている。

- 日本が M1 車両 (乗用車) に関して認証を義務付けを行っている項目でありながら、日本の国内要件へ の適合を証明するものとして UN 認可を目下受け入れていない全ての項目において関連 UN 規制を採用 し、EUで認証された車両を変更や追加の試験なしに日本で販売できるようにする。
- 軽自動車が享受している金銭面・規制面の特典の調整(上で説明した通り)。

EBC Automobile Committee Member Companies

ACEA Audi Japan BMW Japan Fiat Group Automobiles Japan Jaguar Land Rover Japan Mercedes-Benz Japan Nicole Automobiles Peugeot Citroen Japon Porsche Japan Scania Japan UD Trucks Volkswagen Group Japan Volvo Car Japan

主要な問題および提案

■ 技術基準と認証手続のハーモナイゼーション

年次現状報告:限られた進展。EBC自動車委員会は、UN/ECEでの、2016年をめどにした国際的な車両型式相互承認制度(IWVTA)の採用に関する日本の提案および二者間ベースのより早期の履行の呼びかけを歓迎する。この制度によって、日本とEUの間の車両認証の相互承認を可能にすることになる。提案:

日本政府は以下のことに取り組むべきである。

- 日本が独自の国内要件を維持している項目において、現行UN規制の採用を加速化する。
- 国際的な車両型式相互承認制度を二者間ベースで実現するために、EU加盟国および欧州委員会と 緊密な協力をする。

■ 税制改革

年次現状報告:ほとんど進展なし。他の諸国と比べ、日本は依然として自動車の購入と所有に際して、過度に重い税金を課している。

提案:

日本政府は以下のことに取り組むべきである。

- 自動車取得税および重量税を廃止する。
- 消費税率の改正を利用し、国際的な成功例に沿って、自動車への課税構造を簡素化し、自動車所 有者への全体的税負担を軽減する。
- 環境政策の観点から、燃料に対する課税の包括的な見直しを実施する。
- 環境にやさしい車を評価するため、燃費と排ガスの測定は国際的にハーモナイズされた基準を採用し、可及的速やかに実施する。

■ 軽自動車

年次現状報告:進展なし。軽自動車に関する規制面・財政面の特典の存続は競争を歪める。

提案:

日本政府は、軽自動車を他の自動車と対等の規制面・金銭面の条件下に置くべきである。

■ 高圧ガス保安法

年次現状報告:ほとんど進展なし。高圧ガス保安法は、EUやその他の地域ですでに使用されている新しい環境・安全技術(燃料電池車、LPG車、CNG車、水素エアバッグおよび低地球温暖化係数のカーエアコン用の冷媒)を日本市場へ導入する際の障害となっている。

提案:

• 政府は、こうした技術の使用が最小限の事務手続きの負担で可能とすべく、必要な措置をとるべきである。

Mr. Richard Kracklauer

Chair, Automotive Components Committee (President, ZF Japan Co., Ltd.) c/o ZF Japan Co., Ltd. Palazzo Astec 7, 8F, 2-8-1 Higashi-Shimbashi Minato-ku, Tokyo 105-0021

Phone 03-4590-7700 Fax 03-4590-7770

自動車部品

はじめに

自動車部品産業分野を取り上げる際には、東日本大震災に触れないわけにはいかない。この業界もやはり人的被害に見舞われたが、その一方で、業界のサプライチェーンがきわめて脆弱であることも明らかになった。日本の複数の企業は、被災地に本社のある単一の部品メーカーに依存していたため、上流の生産が深刻な打撃を受けた。これは円高と相俟って、商環境を変化させてきた。日本の自動車メーカーは今では、金銭的な見地からも、また第二の部品メーカーを通じてリスクを分散させるためにも、外国企業とビジネスを行うことに対し、よりオープンになっている。

それと同時に、グローバリゼーションのプロセスや、厳しい競争圧力が相俟って、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着してきた。こうした欧州のシステムは今や、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティを提供している。従来、欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた欧州の部品メーカーが、こうした基盤を足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。しかし、日本の自動車製造業界の最近の変化の結果として、新たな機会が浮上しつつあり、ますます多くの欧州自動車部品企業が、日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、日本における事業の獲得や、当地のインフラへの投資、技術競争力の向上に資源を傾注するようになっている。こうした背景から、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。

しかし現状では、専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている多くの日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを贔屓にしている。満たすべきオープンスタンダードの枠組みを設けるのではなく、仕様通りの製品を要求するのが日本の自動車メーカーにとっての標準商慣行となっており、これは透明性の欠如と新しいインプットを検討することへの消極性を反映している。これは、シングルプラットフォーム開発と量産へと向かう世界的傾向に逆らうものである。EBCは、日本が国際技術を利用しないことは、産業を過度に内向きにすると感じている。この状況は残念ながら英語を使用しないことでさらに強められている。日本が真にグローバルな市場となるまでにまだいくぶん長い道のりがある。

日本は、国連欧州経済委員会(UNECE)内の輸送問題に関するワーキング・パーティ29のメンバーであり、タイヤに関連した規制である規制第30号(乗用車)、54号(軽トラック、トラックおよびバス)、75号(オートバイ)を承認している。しかし、日本の規制とUNECEの規制の間には若干の相違がいくつかあり、そのうちの一つは、UNECE規制第54号に対応する日本の規制であるが、これは適用範囲がより狭いものだった。国土交通省は、新車両タイヤ承認の範囲を自審第1533号(2013年)によって拡大して、日本自動車タイヤ協会(JATMA)のYEAR BOOKに準拠するタイヤだけでなく、UNECE規制第54号基準に準拠するタイヤも含めることにより、この問題を解決した。EBCはこの措置を大いに歓迎した。日本が引き続きこうした相違に対処し、グローバル・レベルのさらなる規制整合化をサポートすることが肝要である。

最後に、EBCは、日本のタイヤ市場における、とりわけ商用車に関するほとんど寡占的な状況にも気付いている。ブランド排他的な流通網は、部外者が市場に進出することをきわめて困難にして、競争低下、割高な価格、消費者の選択肢縮小を招いている。

EBC Automotive Components Committee Member Companies

A.Raymond Japan ArcelorMittal Japan Bosch Cobra Japan Hella Japan Nihon Michelin Tire Seric ThyssenKrupp Japan ZF Japan

主要な問題および提案

■ 自動車産業のグローバリゼーション

年次現状報告:進展。EBCは、グローバリゼーションが革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。この面では、系列企業との協力という伝統的な日本の慣行が障害をもたらすとともに競争のゆがみにつながっている。自由で開かれた競争は、より革新的で高品質の製品につながるだろう。それは日本のメーカーと消費者に恩恵をもたらすはずである。日本車特有の要求事項というものも一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことも希ではない。したがって、自動車部品分野のグローバリゼーションによりよく対応するため、日本が規制的枠組みを整合化することが肝要である。

提案:

- EBCは、部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティック 面を重視するよう、日本の自動車業界に対し強く望んでいる。グローバルな調達の増大とシング ルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性を向上させることであろう。
- EBCは、自由で開かれた競争の適用と、系列企業への過度の依存の回避を提案する。
- 日本は、日本市場向けの再試験の必要性をなくすため、外国の試験結果を承認すべきである。

■ 情報交換の促進

年次現状報告:限られた進展。1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次の会議の日程は、欧州自動車部品供給業者協会と日本自動車工業会のあいだで交渉中である。EBCは日本の業界上層部の参加を奨励する。EBCはまた、2014年5月21日から23日まで横浜で開催される予定の自動車技術会(JSAE)の人とくるまのテクノロジー展と春季大会には相当の潜在的価値があるものと理解している。

提案:

• EBCは、日本自動車業界の主要代表者が集う欧州での会議が継続されることを強く支持している。こうした会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めることにつながっており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることが望まれる。

■ タイヤ

年次現状報告:進展。EBCは、欧州製タイヤにとっての日本市場アクセスを、とりわけ自審第1533号 (2013年) の発布によって改善するために国交省がとった措置を高く評価した。この前向きの変化にもかかわらず、また、日本の当局が欧州製タイヤを安全と見なしているとはいえ、商用車のタイヤに関しては、UNECEと日本の規制の間にまだいくつかの相違が存在する。これは、場合によっては、実際に認められているものについての誤解や不確かさにつながりうる。

提案:

• EBCは日本に対し、技術基準と規制の国際的な整合化をさらに加速するよう要望する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics & Space Committee (President/CEO, Airbus Japan KK) c/o Airbus Japan KK Roppongi Hills Tower, 19F 6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6619 Phone 03-5775-3300 Fax 03-5775-0123

航空

はじめに

日本の協力戦略は最近になって徐々に変化してきた。戦後以来、米国の優先的パートナーであった日本は今や、ほかの地域、とりわけEUとの、よりバランスのとれた政治的・経済的な結び付きに門戸を開きつつある。継続中のFTA/EPAおよびTPP交渉は、数年を要する可能性があるとはいえ、今後のより世界規模の協力へのシフトを意味している。

政治はかねてから日本の航空産業に影響を及ぼしてきており、時として、ビジネスの現実よりも米国との長期的関係を優先してきた。日本航空(JAL)によるエアバスA350の選定は、伝統的な日本企業が今や違った考え方をするようになっている可能性を示す兆しである。民間部門は、政治よりも経済的な根拠に基づいてビジネス決定を行うと期待され、欧州と日本が新たな商業的・産業的な結び付きを深める機会を生み出すことになる。軍事部門も欧州のメーカーとの協力にますます前向きになっているように思われる。EBCはこうした変化を積極的に支持する。

1950年代初めから、従来、米国のメーカーに支配されてきた日本の民間航空機・ヘリコプター市場は、世界有数規模の市場である。EBCは、欧州製品を選択するという日本の大手航空会社の決定を歓迎する。これは、ハイテクや、品質、顧客サービス、費用対効果に関して、欧州が世界のリーダーたりうるという明白な証拠である。

BK117〜リコプター共同開発プログラムにおける川崎重工業(株)(KHI)とユーロコプター社との協力の開始から早30年以上が経過した。トレント1000エンジンにおけるKHI//三菱重工業(株)(MHI)/IHIとロールス・ロイス社との協力は、欧州と日本の航空産業間協力の心強い成功例である。経済産業省とフランス民間航空総局(DGAC)は、2013年6月に仏のル・ブールジェ空港で民間航空産業協力覚書に調印した。これは、今後のさらなる日・EU協力のための新たな一歩となった。具体的なプロジェクトを定めるため、2014年3月にEU-日本航空産業ワークショップが開かれることになっている。

「チーム日本」政策は短期的には管理しやすいにせよ、競争のこの新時代にはふさわしくないとEBCは確信する。成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことにより、国際ビジネスのチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展を実現することができるであろう。EBCは、とりわけ輸送機の分野における日欧業界間の大規模共同開発プログラムには開拓の機会が相当あると感じており、日本政府と日本の航空宇宙市場関係者に、このような事業をサポートするよう強く求めたい。

EBC Aeronautics & Space Committee Member Companies

AgustaWestland Japan Airbus Japan Arianespace BAE Systems Eurocopter Japan Rolls-Royce Japan Safran Thales Japan Thales Alenia Space

主要な問題および提案

■ EUとの協力促進

年次現状報告:進展。航空市場はますますグローバル化しており、欧州は力強い競争上の強みを有している。例えば、欧州企業は環境にやさしいハイテク分野での経験を備えている。調達の意思決定は、競争に基づいてなされるだけでなく、将来の技術的な強みも念頭に置いてなされる。民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても競争力のある価格で提供している。しかし、今後欧州製品を採用することをJALが決定したとはいえ、民間航空機および関連機器の日本市場における欧州企業の占有率は、世界平均を大幅に下回っている。

EBCは、航空交通管理システムを近代化するよう日本に一貫して要請している。欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているとはいえ、日本においては機器調達の新規参入には大きな困難が伴う。EBCは、最新の安全基準から日本が置き去りにされかねない状況を深く憂慮する。

提案:

- EBCは、日本の企業が供給元を分散させて、顧客、公衆一般および株主の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。
- EBCは日本の当局に対し、航空輸送安全向上の必要性に応える助けとなりうる外国企業の機器の 使用拡大を促進することも強く求めたい。

■ 業界間の協力促進

年次現状報告:限られた進展。民間航空機の開発分野における協力は、依然として北米に偏っている。とはいえ、経済産業省は欧州との航空機の国際共同開発を支援してきた。欧州企業も、ボーイング787プログラムの場合と同様の協力を経済産業省に支援してもらう必要がある。EBCは、日欧の企業の相互の利益となる協力を行える機会が存在するものと確信している。トレント1000エンジンや、超音速技術協定、構造ヘルスモニタリング(SHM)技術の開発に対する経済産業省の支援は、航空分野における協力拡大の道筋を示すものである。欧州企業とのそうした活動への日本の財政支援の規模は、依然、米国企業との活動への支援を大きく下回っている。

EBCは、経済産業省とDGACとの間の覚書と同様の、EUと日本との間のさらなる協定ないし覚書を期待している。EBCは、エアバス社と宇宙航空研究開発機構(JAXA)のあいだで2009年6月に調印された複合材料技術に関する協力協定など、企業レベルの取り組みも歓迎する。

- EBCは、特に欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの開発分野での、日本と欧州の間の協力関係強化の相互的メリットを強く確信している。民間航空輸送分野における将来のニーズに沿うよう設計された革新的なソリューションを追求するにあたっては、新たな課題が横たわっている。EBCは、これらの課題を日欧間の協力範囲を大幅に拡げるチャンスであると考えている。日本が欧州の企業との提携を前向きに支持し、資金拠出するよう、経済産業省(METI)や政府関連の関係諸機関に対して求めたい。
- 欧州は、騒音や排出ガス等の環境問題に取り組む意欲的な研究プログラムを支援している。EBC は、欧州と日本の学界、技術集団、産業界全般のあいだのさらなる連携が、有意義な協力とビジネスの機会を生み出しうる分野の1つとして環境を捉えており、そうした機会は欧日双方によってさらに検討されるべきである。
- EBCは、欧州企業に対して国内のプログラムや技術開発への参加を求める日本の航空産業からの 招請も歓迎したい。
- EBCは、航空機やヘリコプターを一から製造する国際共同開発プログラムを検討することを日本の重工業界に強く提案する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics & Space Committee (President & CEO, Airbus Japan KK) c/o Airbus Japan KK Roppongi Hills Mori Tower, 19F. 6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119 Phone 03-5775-3300 Fax 03-5775-0123

宇宙

はじめに

自由民主党は、2012年12月に政権を奪還した後、10年前に着手され2009年から民主党によって継続された日本の宇宙活動管轄権の改革を引き続き支持した。内閣府内に設置された宇宙政策委員会と内閣府宇宙戦略室は、現在、日本のすべての省庁にわたる日本の宇宙政策を策定する。2013年1月に新しい「宇宙基本計画」が採択された。宇宙は今や、重要な産業・商業分野と見なされるとともに、国家安全保障にとってもきわめて重要と見なされている。日本の多額の公的債務も、宇宙政策の効果的な統一を必要不可欠にする一因となった。健全な国内宇宙産業を維持するべく、政府は輸出市場での成長を積極的に追求している。ただし、宇宙産業は今なお国内政府契約がほとんどである。

経済産業省は、政府開発援助(ODA)資金を通じて新興国に衛星システム一式を供給するべく、国内メンバー限定の産業コンソーシアムを積極的に支援してきた。パッケージー式は、衛星、打上げサービス、運用、データ解析、保守、人材育成、技術移転およびその他のサービスを含んでいる。EUの政策とは違い、日本のODA契約は日本国内の業界に発注しなければならず、結果的に、外国のメーカーやサービス・プロバイダーを排除するゆがんだ市場を生み出している。

EBCは、管轄権をより一貫性ある分かりやすいものにした日本の改革をおおむね支持している。しかしながらEBCは、日本の宇宙政策をおおむね尊重する一方で、国内メンバー限定のコンソーシアムを減らし、紐付きODAを削減し、欧州との協力を拡大することが、予算節減、国家安全保障、研究開発、世界での商業的成功といった面でプラスになると確信する。日本はかねてから宇宙分野における欧州の能力をほとんど無視してきたが、EBCは、現行のFTA交渉の枠組みを通じ、公開市場についての欧州の主張が信用に足るものであることを日本が納得するよう期待する。

民間衛星市場は、表向き、すべての衛星メーカーに開かれている。かつては年間に少なくとも1回の通信衛星または放送衛星の打上げがあったが、市場は目下、景気の谷にある。かつての政府独占体制下の商業衛星や実用衛星は、1990年以降、国際入札によって調達されてきた。国際入札が関係しているのは目下、運輸多目的衛星(MTSAT)シリーズと放送衛星(BSAT)シリーズしかない。主として契約言語、無限責任およびその他の非現実的な条項、ならびに通貨問題のため、政府入札への参加は欧州企業にとってきわめて困難である。

入札対象外の政府衛星プログラムとしては、宇宙航空研究開発機構(JAXA)の科学技術衛星、経済産業省管轄下の少数のプログラム、および防衛目的のリモートセンシング情報収集衛星(IGS)がある。防衛専用の通信衛星プログラムが進行中である。しかし、衛星等の開発プログラムにおける日本の協力意欲が欧州企業にまで及ぶことは依然めったにない。

アリアン・ロケットは日本で成功を収めており、協力面でより幅広い役割を果たしうる。アリアンスペース社と三菱重工業株式会社はすでに、ロケットの技術的問題に起因する打上げの遅れが生じたとき、商業顧客の衛星をアリアン5からH-IIAへ、またはH-IIAからアリアン5へとシフトさせることで衛星の打上げ遅延を避けるバックアップ協力を推進している。しかし日欧宇宙機関の間で行われている政府ミッションの相互バックアップへ向けた話し合いは棚上げされている。さらに、目下検討中の法律は、日本の商業衛星事業者に対し外国の衛星および打上げサービスを調達する前に政府の承認を求めることを義務付ける可能性がある。政府の承認を申請し、承認が下りるのを待つ必要性は、この時間的制約のあるビジネスの成長を阻害するだろう。

地上設備への投資は、安全保障・防衛用途推進によって拍車が掛けられてきた。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学用途向けの、画像処理・判読のための地上設備にからむものとなっている。さらに安全保障に関わる応用技術は国防能力を高める。この分野では保護的調達方法が用いられており、外国のサプライヤーには不利となっている。

EBC Aeronautics & Space Committee Member Companies

AgustaWestland Japan Airbus Japan Arianespace BAE Systems Eurocopter Japan Rolls-Royce Japan Safran Thales Japan Thales Alenia Space

主要な問題および提案

■ 一般環境

年次現状報告:様子見。内閣府は目下、新しい政府全体規模の宇宙政策策定に取り組んでいる。すべての省庁をそれに従わせるという政治的意志が試されることになる。EBCは、互恵的な通商と協力を可能にする統一された政策を提唱する。欧州は、技術を隠す「ブラックボックス」政策とは無縁の多くの技術を提供するため、EU産業に対しての開放性を高めることは、日本にとって有益だろう。日本は民間資金等活用事業 (PFI) による調達を試している。公共目的と商業目的の両方を有する衛星が、その製造と打上げに関する限り、政府事業と宣言されて、その結果、外国の衛星メーカーや打上げ機が日本の商業衛星市場から段階的に排除されることになりかねない。

提案:

- EBCは、欧州の宇宙機関の日本との協力拡大を要望する。両宇宙機関は、それぞれのプロジェクトを初期段階で比較して、協力の機会を一層活用すべきである。
- 政府は、日欧宇宙産業間の協力拡大も促進すべきである。
- EBCは、日欧の輸出規制手続の相互承認を提案する。
- EBCは、全世界の宇宙関連ODAにおける日欧の協調・協力を提案する。
- PFIプロジェクトは、欧州企業の参加を除外すべきではない。
- EBCは、日本の衛星通信および衛星放送事業者が外国の打上げサービスを利用する場合に、規制の重荷や困難、遅れにさらされることがないよう願っている。

■ 衛星

年次現状報告:進展なし。日本は、欧州の衛星技術や協力を殆ど重要視していない。日欧双方の宇宙機関は科学面や研究面で協力しデータを共有しているが、産業的に有意義な協力をほとんど行っていない。

提案:

- EBCは、産業的・商業的に有意義な協力プロジェクトの積極的な推進を伴う、衛星技術開発・利用面の一層緊密な宇宙機関協力を提唱する。
- 日本政府は、国家安全保障に関係した分野における高品質の衛星システムまたは機器の調達を通じて欧州との協力を拡大すべきである。これは、高品質のセンサーの共同開発、またはライセンス契約の下での日本の業界によるその生産を含む。
- 政府調達の方法や条件は、欧州メーカーを不利な立場に置いてはならない。

■ 打上げ機

年次現状報告:進展なし。ほかの宇宙大国とは違い、欧州と日本は、自国政府の衛星の打上げに外国の打上げ機を使用することを禁じる法律を設けていない。このことは、一方の政府が自国の打上げ機に技術的問題があるため、その政府の衛星の打上げを他方の政府に要請した場合、他方の政府はその要請に応えるとともに、将来、同様の打上げビジネスを相手側に返すことができることを意味している。EBCは、欧州と日本がこの機会を利用して、打上げの遅れを減らすため、互いの政府の打上げをバックアップし合うバランスのとれた協定を正式に結ぶべきだと考える。2002年に日本の宇宙当局に向けて計画が首尾よく提示されたが、この件に関しての政治的指導力が欠けているため、合意の見通しは立っていない。

提案:

● 新政権の衛星計画はこれまで以上に多くの衛星をスケジュール通りに打上げなくてはならなくなる。EBCは日本に対し日欧の衛星打上げ機の間の効果的で正式なバックアップ協力を実現するよう要望する。

■ 地上設備

年次現状報告:進展なし。この分野における日本の国際調達活動は、一般に、システム全体を除外し、サブシステムと部品に依然限定されているため、外国のサプライヤーは不利な立場に置かれている。

提案:

• 地上設備分野の日本の国際調達はシステム全体を含むべきである。地上処理装置など標準品の調達手続は欧州のサプライヤーを不利な立場に置いてはならない。

73

Mr. Robin Wilson

Chair, Defence & Security Committee (Director, Defense Strategy & Business Development, Thales Japan K.K.) c/o Thales Japan K.K. Akasaka Tameike Tower 8F., 2-17-7 Akasaka Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-6234-8134 Fax 03-6234-1801

防衛 • 安全保障

はじめに

日本は世界第3位の経済大国であり、EU、米国およびNATO(北大西洋条約機構)にとっての重要な同盟国として、アジア太平洋地域および世界規模で共通の価値観と関心を共有している。

2012年12月、自由民主党(自民党)は衆院選で勝利し、経済再生と積極外交の大胆なプログラムを掲げて政権に返り咲いた。短期のデータが示すところ、経済戦略「アベノミクス」は好ましい結果を生んでいる。短期的な伸びが長期にわたって続くことが望まれる。自民党は政権に返り咲くや、米国との関係や、さらには日本の国債引き受けを日本が米国に依存することも再確認した。しかし政府は、近隣地域 — とりわけ中国 — に対するより強硬な姿勢もとり、さらに、集団防衛の潜在的可能性に関する議論を含め、世界安全保障面でより積極的な役割を果たしたいとする強い意向を表明している。

日本を取り巻く安全保障環境は依然複雑である。中国は依然、尖閣諸島の領有権を活発に主張しており、これは、北朝鮮のミサイル開発やそうした兵器を発射する能力と相まって、先行き不透明な環境を生み出している。さらに、韓国(竹島)やロシア(北方領土)との政治的緊張も相変わらず続いている。その上、2013年1月には、日本は不幸にも、海外で働く日本人に対するテロの影響を思い知らされた。アルジェリアのイナメナスにあるティガントゥーリン・ガス施設の800人の外国人およびアルジェリア人スタッフがイスラムのテロ組織に人質にとられた。これらの人質のうち、10人の日本人を含む40人が命を落とした。この事件は、国外で働く自国民をテロの脅威から守るために民主主義諸国がどう協力しうるかという疑問を提起している。

日本は、国際舞台で一層の役割を果たすためには、米国以外にも手を広げなければならないことを認識しており、オーストラリアやインドといった他の海国との協力拡大に着手している。重要なことに、自民党は、欧州との間で一層強力な防衛および安全保障面の結び付きを設けるという、前政権与党、民主党の目標を踏襲してきた。

2011年12月、民主党は、防衛装備品等の海外移転に関する改定基準を発表した。この基準は、武器輸出三原則の下で包括的な例外化措置を認めることにより、特定の条件下で防衛装備品の海外移転を許可する。改定基準の発表に続き、2012年4月には、日英間の結び付きの緊密化を図る試みとして、日英防衛関係についての共同声明がキャメロン首相と当時の野田首相の間で合意された。日英関係は、2013年7月、防衛協力のための二国間協定の調印によって正式化された。日英両国間のこの協定の重要性は、日本の安倍首相と英国のアンドルー王子が共に基調講演を行った、2013年9月30日~10月1日に東京で開かれた英国王立防衛安全保障研究所(RUSI)/笹川平和財団共催の日英安全保障協力会議で裏書きされた。

防衛・安全保障分野における欧州との初めてのこの協定に続き、2014年には、2013年6月の仏大統領訪日の 折の安倍首相とオランド大統領の防衛協力に関する話し合いを受けて、日仏間の同様の二国間協定が結ばれ ると予想される。ドイツも、防衛研究面および産業提携を通じての技術・装備面の協力関係の推進に向けて 前進している。日本政府は2013年全体を通じ、自国の防衛予算だけでは日本が望むすべての防衛力を開発す ることはできないという一連の明確なメッセージを発信してきた。

EBCは、こうした変化や、防衛省、外務省、経済産業省、および日本経団連の代表者と会って、基準について話し合い、日EU産業協力にとっての含みを探る機会を歓迎している。2013年には、産業界の対話を促進するため、経産省と、EBC、GIFAS (仏航空宇宙工業会)、ADS (英国航空宇宙防衛産業協会)を含む様々の欧州の団体との間の一連のフォーラムが引き続き開催されてきた。

EBC Defence & Security Committee Member Companies

AgustaWestland Japan Airbus Japan Arianespace BAE Systems Eurocopter Japan Rolls-Royce Japan Safran Thales Japan

主要な問題および提案

■ 調達

年次現状報告:若干の進展。EBCは、欧州との協同防衛プログラムを進めたいという日本政府の意向や、欧州の個々の国々との二国間協定の進展が、防衛装備品取得プロセスの修正や、意思決定の透明性の向上につながると期待している。EBCは、以下に掲げる提案も、日本の産業が防衛輸出の世界に参入する準備を整えるなか、日本の産業の益すると確信する。

提案:

- 日本は、調達手続の要求仕様書(SOR)をより広く公開し、ライフサイクルコスト(LCC)を一 層重視することによって、外国供給メーカーに対して透明性を向上させるべきである。
- 防衛省は、競争を強化し開発リスクを低減するため、各防衛プロジェクトの当初の研究開発段階向けにNATO基準の採用を検討すべきである。
- 政府は、公開入札の条件に含まれる無制限の違約金を撤廃すべきである。これは、日本の入札者 に比して外国の入札者を相当不利な立場に置くからである。
- 防衛省は、外国メーカーから価格面および現地の調達効率で最良の条件を引き出すため、武器購入のための複数年契約方式も実施すべきである。

■ 産業協力

年次現状報告:進展。2012年と2013年には、経産省、欧州の諸団体(EBC、GIFAS、ADS)、日本経団連の協賛によって開催された一連の日欧防衛フォーラムが、日本と欧州の防衛産業間の一層緊密な対話を促進してきた。日英二国間協定や、フランスその他の欧州諸国との今後の協定は、産業協力を奨励する手段を提供するだろう。日本の防衛産業の再活性化は、協力の多角化、ならびにデュアルユース・テクノロジーに関する新たな開発プログラムへの参加が決め手になるだろう。この点で、欧州の防衛・航空宇宙産業は共同開発の数々の新しい機会を提供することになる。

提案:

- 日本はEU諸国と協力して、共同必要条件に関する協力のためのパイロット・プロジェクトを設け るべきである。
- EU諸国と日本の協力を成功裏に収めるためには、知的財産権が常に尊重されなければならない。
- 産業政策を担当する日本の当局に対し、民間市場と軍事市場の両方に対応する技術を支援するための公的資金を提供すべきである。

■ 防衛関連輸出

年次現状報告:若干の進展。欧州の防衛産業は、外国の政府および産業との直接的な販売ならびに協力を通じ、世界防衛市場の大きなシェアを占めている。欧州の防衛関連企業は、日本の防衛産業と協力して、より幅広い市場用途を有するとともに協力を通じて輸出可能なプログラムを開発することを熱望している。とはいえ、日本が輸出を認めうる諸国の「優良国リスト」を定義するためには、武器輸出三原則のさらなる緩和が必要である。

提案:

政府は、より明確な防衛関連輸出政策を策定すべきである。

Mr. Guido Tarchi

Fax 03-5275-8411

Chair, Construction Committee (Representative Director, Permasteelisa Japan K.K.) c/o Permasteelisa Japan K.K Bancho Kaikan 4th Floor 12-1 Gobancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0076 Phone 03-5275-8420

建設

はじめに

2011年に始まり2012年にも続いた建設投資の上向き傾向は、2013年およびこの先2020年までペースを保つと予想される。公共および民間投資は1992年に82兆円というピークに達し、2010年に41兆円で底を打ったが、2013年度末(2014年4月)までに50兆円まで再び増加すると予想される。しかし、この上向き傾向にもかかわらず、業界ならびに最近の経済調査は共に、この上向き傾向の制限要因として、労働人口全体、とりわけ熟練建設労働者人口の継続的減少を挙げている。これは、東北地方の復興に際してきわめて明白となっている。

熟練労働者の需要が供給を上回るというこの状況は、2020年東京オリンピックの準備期間に近づくにつれ、悪化の一途をたどると予想される。公共および民間投資は、既存の建物の改良や新規の建物の建設のため、増加するだろう。こうした建設活動は不動産だけに限らず、インフラ・プロジェクトにまで及ぶことになるが、これは往々、まったく同じ労働力を求めて競合する。したがって、国内外の建設会社に海外の熟練労働力を活用させるため、入管政策を改めることを日本が真剣に検討することが肝要である。投資の突然の増加は、人的資源と技術の余分の投入を伴わなければならない。それゆえ、EBCは、より幅広い入管政策の一環として、業界が直面する求人難を緩和するため、建設会社が国際的適格性を持つ業界労働力(大工、配管工、電気技師、左官等)を雇用する機会の拡大を検討すべきであると確信する。EBCは、熟練建設業界における若い人材を募集・育成するために、政府が公的対策を拡大するとともに民間部門による取り組み拡大を奨励することも提案する。人材育成を行う国内外の企業への助成提供は、ニートの若者の失業を緩和し今後の熟練建設労働力の安定供給を確保する一つの方法だろう。

最近、一部のアナリストは不動産市場の落ち込みが底を打っているとしているが、そうした楽観論は、経済全般と有利な不動産投資政策による刺激が頼りである。新しい技術とプロジェクト実現方法が、新たな成長ポテンシャルを引き出す大きな鍵となるだろう。そうした一つの分野は持続可能性である。日本ではエネルギーの30%以上が業務用建物と住宅によって消費され、この数字が依然伸び続けていることからすると、とりわけ日本が長期的な電力供給問題に対処するなか、建設および不動産管理業界の活動はつぶさに監視されることになるだろう。特に、東日本大震災とそれに伴うエネルギー不足の影響が尾を引くなか、供給業者、当局、個人消費者は、持続可能性とエネルギー効率に新たな関心を寄せている。

地方自治体レベルでの多くの規制面の取り組みは、行政指導プロセスを通じて行われている。順守についての公正かつ技術的に十分な情報に基づく決定を行うことを求められるため、地方自治体は困難な立場に置かれる。場合によっては、地方自治体が法律を正しく解釈するために必要な知識を欠いているにもかかわらず、また、国際的なスタンダードとは無関係に解釈を行うにもかかわらず、決定が行われる。また、国内企業にとってすら、すべての関連行政指導基準を絶えず把握しておくことは困難である。さらに、文書の多くは日本語でしか提供されていない。これは透明性を低下させ、欧州企業による情報へのアクセスを妨げて、たとえ関連の技術能力を持ち合わせている場合でも、欧州企業が機会を認識したり、最新の規制に従って商品やサービスを提供したりすることを困難にする。EBCは政府に対し、持続可能な慣行を目指す政策の強化を最優先課題として扱うことを促すとともに、地方向けや独自のインセンティブ、半強制的な行政指導という、現在の、役に立たない組み合わせに代わるものとして、規制の標準化と、グローバルな同等資格や国際的に認められた評価手法の適用を提唱する。

EU-日本FTA/EPAは、EN規格(欧州規格)とCEマーキング(Conformite Européenne)をJIS/JAS規格(日本工業規格/日本農林規格)と相互交換可能な形で用いることができるよう、建設材料規格の整合化を可能にする規格と認証の相互受け入れを含むべきである。また、政府調達の透明性向上および共通規則の厳密な実施、持続可能な社会を推進する面での建設の役割の共同承認を確保すべきである。

EBC Construction Committee Member Companies

Clestra Forbo Flooring Lend Lease Japan Mastermind Pembroke Real Estate Japan Permasteelisa Japan Saint-Gobain Hanglas

主要な問題および提案

■ 建設材料規格と請負業者資格の整合化

年次現状報告:進展なし。欧州企業は、革新的な設計、建材、工法の面で日本の建設市場の発展に大きな貢献をなしうるが、欧州企業を誘致するには、過剰な規制や、必須の認可を取得するための不必要に複雑な手続の合理化を必要とする。業界の枠や国境を越えた規格と試験方法の整合化はほとんど進展していないため、再試験や再認証がまだ必要とされる。これは必然的に日本への輸入のコストを高め、国産品よりも競争力を低下させる。

提案:

- 日本とEUの当局は、建設材料に関するJAS/JIS規格とEN規格の相互承認を目指すべきであり、また、これが包括的FTA/EPAに向けての交渉で取り上げられることを保証すべきである。建設材料のCEマーキングは、日本で販売する際の高品質と安全性の保証手段として十分なはずである。整合化の欠如は依然広く存在し、その例はフローリング分野や屋根板関係で見られる。
- 日本の当局は、建設業許可証を交付する際には、海外での同様の経験を、国内の経験と同等のものと認めるべきである。

■ 安全で環境にやさしい建設の推進

年次現状報告:若干の進展。建物の断熱の改善は、エネルギー使用を削減する最も簡単かつ最も効果的な方法の一つであり、そうすることで、有益な金銭的見返りも生み出す。日本は現在、新規の建物により高い性能を課すための規制を設けているものの、リフォーム市場を刺激することを目指したインセンティブを通じ、既存の建物のエネルギー効率向上に重点を置かねばならない。二重ガラス窓や、高効率エアコン、壁や天井への断熱材の取り付けといった簡単な部材交換から、現場エネルギー回収や、水処理、その他の資源保全戦略のための新技術の利用まで、ビジネスチャンスは多岐にわたるだろう。

提案:

- 政府は、総合的システム・アプローチと、環境性能面の成果を測定する透明性ある方法の下、利用可能な最良の技術を応用することを視野に、二酸化炭素排出量を削減するという国際公約を履行する方法として、住宅および業務用建物のエネルギー効率を促進することを目指した規制の強化を継続すべきである。
- 日本政府は、建物についての大幅に厳しい断熱基準の導入を命じるべきである。CASBEE(建築物総合環境性能評価システム)のような評価ツールや、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準、大型業務用建物についてのPAL/CEC(年間熱負荷係数/エネルギー消費係数)計算といった諸制度は適切な方向を目指しているが、それらに基づいてつくられる建物は、国際基準にはまだ達していない。

■ 情報と規制の透明性とアクセス可能性

年次現状報告:進展なし。目下、国内の建設関係の法律やガイドラインの多くは、地方自治体の裁量に委ねられている。これは、場合によって、地方自治体が法律を正しく解釈するのに必要な知識を欠いている中で疑問のある決定がなされることで、不確実さに満ちた状況を生み出してきた。

提案:

所管政府当局は、現在存在する地方の規制の寄せ集めを合理化するため、および法的枠組みを明確化することによって地方自治体をさらに教育するための適切な措置をとるべきである。

■ 入管法

年次現状報告:新たな問題。東北地方の継続的復興と、オリンピック準備期間における今後の投資は共に、建設セクター内の既存の人的資源を逼迫させることになる。日本は、企業各社が熟練労働力を 海外から集めることができるよう、入管政策を速やかに改めるべきである。

提案:

政府は入管政策を自由化して、建設会社が海外の熟練労働力を期限付き契約で利用できるように すべきである。

Mr. Ulf Melin

Chair, Materials Committee (Chief Representative, Eramet International Tokyo Branch) c/o Eramet International Tokyo Branch Jimbocho NK Bldg. 9F, 2-7 Kanda Jimbocho Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051 Phone 03-3265-3931

Fax 03-3265-3931

産業用材料

はじめに

日本は、産業用材料の加工およびリサイクル面の幅広い知識と専門技術を持っており、とりわけ、ハイブリッド車用の充電式バッテリーの製造用に用いられる技術や、半導体製造向けのナノテクノロジー、環境技術に関連した各種製品といった多数の機密技術の最先端に位置している。こうした先進技術は、主要原材料の入手可能性と、安定した質の高い供給を確保する日本の能力にかかっている。したがって日本が、競争価格での供給の確保を基本に据えた戦略を採用することが何よりも重要であり、これは、海外供給者に国内市場への無制限のアクセスを認めることによってのみ達成できる。日本企業の間では、リスクや不安定な供給源への依存を最小限に抑えるための戦略シフトがすでに起きており、現行の関税にも拘らず、彼らをして購買の多角化へと向かわせる。しかし、結局のところ、関税のつけは顧客へと回さざるをえないため、日本企業の競争力が損なわれる。

世界の主要な産業用材料消費国の1つである日本は、欧州企業が提供しうる信頼できる供給元から、市場ベース価格で高品質製品をより容易に入手できるなら、大きな恩恵に浴することだろう。しかし日本は、国際貿易機関(WTO)主導下での関税引き下げに関する正式交渉が終了しないうちは、工業原料の関税を一方的に引き下げることに難色を示してきた。ドーハ・ラウンドの決裂に伴い、日本は政策の再検討に着手した。あらゆるステンレス鋼製造における主要原料である高炭素含有フェロクロム(関税コード720241000)に対する関税の一方的撤廃は、大きな重要性をもつ歓迎すべき一歩である。

関税は、日本の国内産業の競争力を損ない将来を脅かす。ステンレス鋼生産等の業界各社が海外企業、とりわけ韓国企業と中国企業からの手強い挑戦に直面するなか、加工ニッケルへの関税は国内調達コストを大幅に高めている。耐火物・研磨工業や電気部品で広く使用されている溶融アルミナ(人工コランダム)と炭化ケイ素も同様の状況に置かれている。国内生産は年間需要のせいぜい10%しか満たすことができないにもかかわらず、輸入溶融アルミナと炭化ケイ素には共に3.3%の関税が課せられる。

関税は、欧州と日本の間のビジネスポテンシャル拡大にとっての唯一の障壁ではない。事務上の負担の形での非関税障壁、登録手続における地域差、一貫性に欠ける分類の適用は、外国企業にとって、日本でビジネスを行うことを不必要に高コストかつ困難にしている。関税撤廃や整合化・簡素化の恩恵は、欧州の供給者のみならず、日本の産業界にとってより一層実感されることとなり、日本の産業界の競争力を高めるだろう。

製造工程では廃棄物が生じ、また製品寿命の終わりには通常、リサイクル・プロセスが開始される。冶金・精錬・精製産業の副産物、ならびに工業用製品であれ消費者用製品であれ寿命が来た製品は、貯蔵、投棄、またはリサイクルされる。1970年に制定された日本の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、生活環境の保全と資源の節減のために産業用材料を可能な限り保存およびリサイクルすることの重要性に対処した。日本はリサイクル面で先鞭をつけ、やがて多くの国々がその手本に倣った。グローバル産業が発達をみており、日本や欧州の企業は今や、この分野の世界的リーダーとなっている。しかし、日本の法律は、リサイクル向けの廃棄物の輸出入に関してはきわめて制限的なものとなっている。倫理にもとる、または環境にやさしくない処理目的でいかなる「廃棄物」も輸出入されないようにするという意味では理解できなくもないこととはいえ、これは、欧州のリサイクル企業が提供する環境的に健全なリサイクル方式を日本企業が探し求めることを妨げてもきた。EBCは、たとえこれが負の価値を持つ商品輸出を意味しようとも、(バーゼル条約等の)国際的な法律に従っている限り、廃棄物の自由な移動が許されるよう、また、利用可能な最良の技術が利用されるよう提唱する。現行法の下では、輸出の条件が制限的すぎる。

EBCは、EU-日本FTA/EPAが、原材料と加工製品の両方を含む、すべての材料関連製品についての関税撤廃を含めて対処すべきであると確信する。

EBC Materials Committee Member Companies

Elkem Japan Eramet International Hoganas Japan Imerys Fused Minerals Japan Umicore Japan

主要な問題および提案

■ 関税問題

年次現状報告:進展なし。目下、日本は一部の金属に対する関税を維持している。こうした金属は多くの場合、自動車、バッテリー、およびより伝統的な鉄鋼産業といった、日本の中核産業にとって必要不可欠である。関税は、ただでさえ、低コストの諸国からの圧迫にさらされている日本の製造業の競争力に制約をもたらす。したがって、輸入税の撤廃は、日本が競争力を維持する上で肝要である。生産コストの40%をニッケルのコストが占めるステンレス産業にとって、関税は大きなコスト要因となっている。同じことは、バッテリー産業や太陽光発電産業にも当てはまり、こうした産業において、関税を通じて追加される付加的コストで企業に不利益をもたらすことはほとんど意味をなさない。EBCは、投入材料を無関税で輸入できれば、こうした産業分野でさらなる投資を行うことができると確信する。炭化ケイ素と四酸化三マンガンに関しては、国内生産が需要の10%しか占めていない現状では、これはとりわけ懸念すべきことである。

日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。地方税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、上訴メカニズムは、時間と費用の両方がかかり、国際慣行に沿った結果が出るという保証もない。日本市場に初めて参入する製品にとってだけでなく、突然の分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

提案:

- 政府は、EU-日本FTA/EPAの下で、以下を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。
 - ◆ ニッケル製品、およびアルミ半製品や圧延アルミ等のアルミ
 - ◇ 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四酸化三マンガン
 - ◆ 非有機化学製品およびポリマー
- 日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定面での地方税関の間の一貫性向上と紛争解決メカニズムの強化と簡素化のための包括的戦略を策定すべきである。

■ 化学物質審査規制法

年次現状報告:若干の進展。現在、EUと日本は共に化学物質登録制度を導入済みであるため、輸出業者と輸入業者は、再試験、二重提出、およびEUと日本それぞれの規制を順守するための事務上の負担増に直面している。これに加え、EBCは、日本では場合によって、製品の試験と承認を受けるために競合他社に極秘データを引き渡す必要があることを懸念している。これは競争相手に不当な優位性をもたらし、公平な競争条件を乱し、アンバランスな競争を生み出す。

提案:

日本とEUは、それぞれの登録制度を整合化するか、または試験結果と関係書類を相互に承認して、再試験と無用の事務上の負担を回避できるようにすべきである。

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

年次現状報告:新たな問題。リサイクル目的の廃棄物(副産物、産業廃棄物、寿命が来た製品)の輸出入を制限している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のきわめて厳しい制約は、こうした廃棄物の自由な移動と貿易を可能にするべく、撤廃すべきであるとEBCは確信する。国際越境貿易条約が尊重され、適正な慣行(環境面および倫理面)が適用される限り、廃棄物の価値の如何にかかわらず、自由な移動と貿易が認められるべきである。適切な処理を確保するため、EBCは、効率的で時間のかからない承認プロセスを想定している。

提案:

• 日本は、リサイクル目的の廃棄物の輸出入に国際条約を適用して、廃棄物貿易に対する現行の制限を撤廃すべきである。

Mr. Frenk Withoos

Chair, Energy Committee (Vice President, ABB K.K.) c/o ABB K.K. Cerulean Tower, 26-1, Sakuragaoka-cho Shibuya-ku, Tokyo 150-8512 Phone 03-5784-6053 Fax 03-5784-6277

エネルギー

はじめに

日本の電力事業は、それぞれの地域における発電・送電・配電を事実上独占する10社の民間の電力会社によって運営されている。2000年3月、大口需要家に対する電力の小売りが部分自由化された。経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の電力事業分科会は、安定した電力供給を確保するために発電・送電・配電の垂直統合を維持する限定的な自由化モデルを決定した。料金設定の分野では、部分的自由化以前からすでに用いられていた「総括原価方式」の見直しが様々の機会になされてきたが、依然従来のままとなっている。

日本はガス、石油、石炭を輸入に大きく依存している。1970年代の石油危機以降、日本は原子力の利用増大を通じてこの依存度を低下させることに乗り出した。2010年のエネルギーミックスは、原子力26%、再生可能エネルギー11%、化石燃料57%、熱電併給6%となっていた。しかし、2011年3月の東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故以後、日本の原子力発電所すべては停止され、2013年現在、ほとんどがまだ稼働していない。2012年度には、関西電力の大飯原発3、4号機のみが稼働するなか、原子力が日本の発電全体に占める割合は2%未満だった。そのため、日本の輸入化石エネルギー資源への依存度は再び高まっている。

日本のエネルギー政策は、エネルギー政策基本法として定められており、これは以下の目標を掲げている。

- 1. 安定供給の確保
- 2. 環境への適合
- 3. 上記2つの基本目標を十分留意したうえでの市場原理の活用

東日本大震災後、日本の電力事業モデルは見直しがなされた。経産省の電力システム改革専門委員会は、発送電分離と、主要電力系統を管理する全国大の組織の創出を提案した。現状、日本の送電網は発電設備を中心に構成され、基幹送電は500kVである。3つの周波数変換所で、50Hz系統と60Hz系統を接続している。欧米の送電網は網目状の系統であり、直流送電(HVDC)の使用に関する広範な計画が設けられている。これは、一つの地域から別の地域へのエネルギーの流れの柔軟性向上と、全エネルギー総量への新エネルギーの容易な統合を意味する。

全体的モデルに加え、エネルギーミックスも引き続き見直しが進められている。現自民党政権は、「経済再生を助けるため、前民主党政権の原発ゼロ政策を見直す必要がある」と判断した。現政権はとりわけ、将来の最適なエネルギーミックスの判断に最大10年を費やす予定だとしている。経産省の総合資源エネルギー調査会は、2013年末をめどに基本計画をまとめることを目指している。

2012年7月、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行され、太陽光、風力、地熱、小水力、バイオマスに由来する電力の買取を電力会社に義務づけるとともに、そのコストを消費者に転嫁することを電力会社に認めた。その狙いは、政府のエネルギー・環境会議が定めた「グリーン成長戦略」の一環として、再生可能エネルギー分野への投資を促進することである。それに伴い、2012年4月から2013年2月までに1,662 MW以上の再生可能エネルギー設備容量が稼働を開始し、2012年度に生み出されたエネルギー全体の1.6%を占めた。

EBCは、日本とEUが相互から学べるところがきわめて多いこの分野における日・EU間の連携をさらに強化するため、FTA/EPA交渉においてエネルギーについての話し合いが行われることを期待している。

EBC Energy Committee Member Companies

ABB
Alstom
Areva Japan
GHT (Group Hi Tech)
Infineon Technologies Japan
Ren Energy Crossborder
Schneider Electric Japan
TÜV Rheinland
Vestas

主要な問題および提案

■ 安定供給とコストのかねあい

年次現状報告:若干の進展。日本経済にとって、エネルギーの安定供給は常に最優先課題でなければならない。しかし、「総括原価方式」は、コスト削減と効率向上を図る上で、電力会社に十分なインセンティブを提供していないおそれがある。化石燃料は今後とも、エネルギーミックスの柱であり続ける公算がきわめて大きいが、そのコストでは持続不可能な状況にあり、日本の電力会社にとって短期的にも持続不可能な水準である。グローバル市場における日本の産業全般の競争力に影響を及ぼしている。現行の円為替レートは、燃料輸入のコスト増大にさらに影響を及ぼしている。

提案:

- 電力会社は、設備投資(CAPEX)と運用コスト(OPEX)の両方を劇的に低下させることのできる 国際標準の製品とソリューションを受け入れるべきである。
- 世界貿易機関(WTO)のガイドラインに沿って、調達における透明性を向上させるべきである。
- 温室効果ガスを削減するため、化石燃料のうち、天然ガスの利用を増やすべきであり、発電への将来の投資に際してはガス火力発電所を優先すべきである。
- 原子力は産業や市民に電力を低価格で提供する上で重要な役割を果たすことから、日本のエネルギーミックスの中核的構成要素であり続けうる。原子力の長期的な持続可能性は、核燃料サイクルをクローズドシステム化する方針(廃棄物量削減、貯蔵、再利用)の決定に依存する。しかしながら、既存原発の老朽化に対処し、施設利用率を向上させ、核燃料サイクルの適切な管理が必要になるだろう。
- 再生可能エネルギーの開発は、エネルギー供給の安全性と信頼性を向上させることを目指し、野心的でありながらも現実的な目標を立てて実行しなければならない。グリッドパリティの達成は必要不可欠であるが、産業の競争力を損ねる形で追求してはならない。

■ 発電・送電・配電の分離

*年次現状報告:若干の進展。*現状では、求められる透明性と費用効率が提供されていない。安定供給も保証されず、電力会社間および50Hzと60Hzの系統間の連系は限られている。

提案:

- 透明性を引き上げて高い費用効率を実現しつつ、送電系統への必要とされる投資を可能にするため、発電と送電の所有権を分離する。
- エネルギーのニーズを全国規模で監視する全国大の送電網計画組織を設ける。
- 新しいフレキシブルな双方向の電力潮流ルートを設けるため、最新の国際的な直流送電(HVDC) を用いる。このアプローチは、既存の敷設用地と海中接続の利用を可能にし、再生可能エネルギー 源をより効率的に統合するための容量を拡大するだろう。
- HVDCを用いて、50 Hz系統と60 Hz系統の接続を強化する。
- 送電系統の強化のため、エネルギー貯蔵オプションを伴う最新のフレキシブル交流送電システム (FACTS) を用いる。

■ 原子力および原子力安全

年次現状報告:若干の進展。福島第一原発事故を受けて、日本は原子力安全規制機関を改革し、今では独立性が強化された機関となっている。NRA(原子力規制委員会)は、2012年9月に設置されて以降、新しい原子力安全基準と原子力安全規制に取り組んできたが、新規制基準は2013年7月に公布・施行された。新規制基準は、福島第一原発事故以前に比べ、大きな変更と新しい規則を導入する。NRAは新規制基準に基づいて日本のすべての原子炉の安全性をチェックし、再稼働が可能かどうかを確認する。2013年9月現在、4社の電力会社が合計12基の原子炉について安全検査をNRAに申請していた。EBCは、

新設されたNRAによって2013年7月に公布された新規制基準が日本の電力会社によって適切に実施されることが最重要であると確信する。

提案:

- 先ごろ設置された原子力専門家で構成されるNRAなどの独立規制委員会の監視下、原子力の安全水準を継続的に向上させる。
- 国際査察団のサポートを得て個々の原発の安全対策を見直し、再稼働前に勧告を実施する。
- ドイツやフランスで用いられている資産・運用管理システムなど、少なくとも国際標準および手順を用いる。
- 国際協力を通じてベストプラクティスを共有し共通の安全要件を確立する。
- 今なお未解決の問題である、放射性廃棄物の処理および貯蔵に対処する実際的な作業システムを開発する。

■ 風力エネルギー

年次現状報告:進展なし。風力エネルギーは、日本が輸入化石燃料への依存度を低下させるとともに国内のエネルギー源の1つを活用するための確立された方法である。さらに風力は、他の多くの燃料源が持つ汚染や安全面のリスクを伴うことなく、日本が排出量目標を達成する助けとなりうる。したがって、日本がまだ、陸上風力発電所と洋上風力発電所の利用を適切に推進していないのは残念なことである。最新式の風力タービンは、今では、大規模送電系統や孤立した地域送電網といったあらゆる種類の既設電力系統とうまく連系する高度な技術を採用している。EBCは、日本政府が、国際電気標準会議(IEC)が遂行している風力エネルギーの技術規格に関する作業に注目するよう提案する。

提案:

- 風力発電所開発のコスト、ひいては国民の負担を高める不必要な規制の数を減らす。
- 風力発電所開発に適用される環境影響評価要件をより適切な水準へと改め、妥当な時間枠内での開発を可能にする。
- 風力タービンおよびその構成部品に関して、既存の国内認証基準よりむしろ、国際的に受け入れられた認証基準を技術要求事項として採用する。これは、投資拡大の促進にも、日本の技術輸出潜在力の向上にも必要不可欠である。

■ 太陽エネルギー

年次現状報告:若干の進展。発電用および産業用太陽エネルギーの持続可能な成長の主な阻害要因は、 土地利用区分を非農業用途向けに変更するための特別許可取得や、資金調達ができる可能性のあるエン ジニアリングおよび建設会社の確保、メガソーラー(大規模太陽光発電)案件用プロジェクト融資確保 等のための、煩雑な手続である。日本の電力会社が間もなく直面するであろう付加的な難題は、再生可 能エネルギー発電の散在する発電所で変動する発電量を既存の電力網に統合するための費用効果の高 いソリューションの運営である。

提案:

- 再生可能エネルギー発電向けに特別に許可された土地の利用区分変更手続を合理化する。
- ソーラーモジュールおよびシステム部品に関し、既存の「日本独自」の認証基準を強制するのではなく、国際的に受け入れられた認証基準を採用する。
- 国内外の認定認証機関の試験結果、報告書、認証の受け入れを後押しする認定制度を採用する。
- 日本のメガバンクおよび地方銀行の貸出基準の標準化を推進する政府支援の拡大。
- 太陽光発電プロジェクト建設を日本の新興のエンジニアリングおよび建設土建会社に発注した場合、電力会社にインセンティブがあるプログラムを設ける。

補遺

Pinnacle Sponsors
Gold-Star Sponsors
Blue Star Sponsors
Special Sponsors
Sponsors
Supporters
EBC Premier & Affiliate Members
Executive Operating Board
Board of Governors



Power and productivity for a better world™





CHANEL



Johnson Johnson



MIE PROJECT



GOLD STAR SPONSOR





BLUE STAR SPONSORS

DAIMLER

Daimler Brands in Japan

















BLUE STAR SPONSORS



PHILIPS



SPECIAL SPONSORS

Abbott Japan Co., Ltd.

Airbus Japan K.K.

H&R Consultants K.K.

LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton Japan K.K.

MHD Moet Hennessy Diageo K.K.



SPECIAL SPONSORS

Novo Nordisk Pharma Ltd.

Pernod Ricard Japan K.K.

Swedish Chamber of Commerce & Industry in Japan



SPONSORS

BNP Paribas

Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd.

DHL Global Forwarding Japan K.K.

DSM Japan K.K.

Hoganas Japan K.K.

ING Bank N.V.

Japan Europe Trading Co., Ltd.

Lend Lease Japan, Inc.

MED-EL Japan Co., Ltd.

Merial Japan Ltd.



SPONSORS

Swiss Business Hub Japan

Swiss Chamber of Commerce & Industry in Japan

UPM-Kymmene Japan KK



SUPPORTERS

Bayer Yakuhin, Ltd./Animal Health Division

Boehringer Ingelheim Japan Inc.

Cobra Japan K.K.

Embassy of Spain

Embassy of the Czech Republic

Embassy of the Kingdom of the Netherlands

Eramet International - Tokyo Branch

Gambro K.K.

German Chamber of Commerce & Industry in Japan

Imerys Fused Minerals Japan KK

Intesa Sanpaolo s.p.A.

K.K. SERIC

Nihon Michelin Tire Co., Ltd.

Puratos Japan Co., Ltd.

Radiometer K.K.

Sanofi K.K.

SAS Scandinavian Airlines

Studio Gaudi.com

ZF Japan Co., Ltd.



EBC Premier & Affiliate Members

EBC Premier Member

Chanel K.K.

EBC Affiliate Members

Air Liquide Japan Ltd.

Akoni K.K.

Asian Tigers Premier Worldwide Movers Co., Ltd.

Custom Media K.K.

GE Japan Corporation

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

Konigstedt Ltd.

Oakwood Premier Tokyo Midtown

Paradigm

UPM-Kymmene Japan KK

Vaisala K.K.

VOX Global Japan K.K.



EXECUTIVE OPERATING BOARD

EBC Chairman

Duco B. Delgorge

President, MIE PROJECT Co., Ltd. 1-5-1-405 Shoto, Shibuya-ku, Tokyo 150-0046 Tel: 03-5465-2121; Fax: 03-5465-2123

EBC Senior Vice-Chairman

Michel Theoval (France)

President, GHT - Group Hi Tech, a division of PMC Co., Ltd. PMC Bldg. 6F., 1-23-5 Higashi-Azabu Minato-ku, Tokyo 106-0044

Tel: 03-03-3585-2262; Fax: 03-3585-1134

EBC Treasurer

Erik Ullner (Finland)

Chief Representative, Konigstedt Ltd. 1355-1 Torinosu, Hochi, Karuizawa-machi Kita Saku-gun, Nagano-ken 389-0113 Tel: 0267-44-6775; Fax: 0267-44-6772

EOB Members

Michael A. Loefflad (Austria)

Representative Director & President Wuerth Japan K.K. MT Bldg., 33 Sanmaichou, Kanagawa-ku Yokohama-shi, Kanagawa 221-0862 Tel: 045-488-4186; Fax: 045-488-4187

Bernard de le Court (Belgium/Luxembourg)

Representative Director Beltrade K.K. Lord Dom Sanbancho 102 3-6 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075 Tel: 03-3264-8850; Fax: 03-3264-8853

Richard Thornley (Britain)

c/o British Chamber of Commerce in Japan 12F Ark Mori Building 1-12-32 Akasaka Minato-ku, Tokyo 107-6012 Tel: 03-4360-8361; Fax: 03-4360-8454

Claus Eilersen (Denmark)

President & Representative Director Novo Nordisk Pharma Ltd. Meiji Yasuda Seimei Bldg. 2-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 Tel: 03-6266-1000; Fax: 03-6266-1807

Albert X. Kirchmann (Germany)

President & CEO, Head of Daimler Trucks Asia Mitsubishi Fuso Truck & Bus Corp. 890-12 Kashimada, Saiwai-ku, Kawasaki Kanagawa 212-0058 Tel: 044-330-7071; Fax: 044-330-5831

Gerard Mulligan (Ireland)

Senior Operating Officer, Head of Technical Account Management, Asia Thomson Reuters Markets KK 30F. Akasaka Biz Tower 5-3-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-6330 Tel: 03-6441-1701; Fax: 03-6441-1464

Paolo Mattioli (Italy)

President Marposs K.K. Marposs Bldg., 5-34-1 Minami Magome Ohta-ku, Tokyo 143-0025 Tel: 03-3772-7011; Fax: 03-3772-7093

Hiroshi Ishiwata (Netherlands)

President and Representative Director ASML Japan Co., Ltd. Gotenyama Trust Tower Bldg. 4F 4-7-35 Kitashinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo 140-0001 Tel: 03-5793-1801; Fax: 03-5793-1838

Rune Nordgaard (Norway)

Sales & Marketing Director, Precision Tubing Japan Hydro Aluminium Japan K.K. Shin-Otemachi Bldg. 2F. 2-2-1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Tel: 03-5225-5110; Fax: 03-5222-5102

Takeshi Fujiwara (Sweden)

President Gambro K.K. St. Luke's Tower 14F. 8-1 Akashicho, Chuo-ku, Tokyo 104-0044 Tel: 03-5843-0220; Fax: 03-5843-0281

Andreas Bernhard (Switzerland)

Vice-President Kanto Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan Swiss House 1F 2-11-1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6190 Tel: 03-6205-4453; Fax: 03-6205-4454



EBC Chairman

Duco B. Delgorge

President, MIE PROJECT Co., Ltd. 1-5-1-405 Shoto, Shibuya-ku, Tokyo 150-0046

Tel: 03-5465-2121 Fax: 03-5465-2123

EBC Senior Vice-Chairman

Michel Theoval

President, GHT - Group Hi Tech, a division of PMC Co., Ltd. PMC Bldg. 6F., 1-23-5 Higashi-Azabu, Minato-ku, Tokyo 106-0044

Tel: 03-3585-2262 Fax: 03-3585-1134

EBC Vice-Chairman

Danny Risberg

President and CEO Philips Electronics Japan, Ltd. Philips Bldg., 2-13-37 Konan Minato-ku, Tokyo 108-8507 Tel: 03-3740-5001

Fax: 03-3740-5001

EBC Treasurer

Erik Ullner

Chief Representative, Konigstedt Ltd. 1355-1 Torinosu, Hochi Karuizawa-machi, Kita Saku-gun Nagano-ken 389-0113

Tel: 0267-44-6775 Fax: 0267-44-6772

Austria (ABC)

President

Peter Aldrian Managing Director PLANSEE Japan Ltd.

Akasaka Twin Tower 8F, 2-17-22 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-0052

Tel: 03-3568-2451; Fax: 03- 3568-2450

Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)

President

Fabrice D. Tilot

President, Triple-A Management, Ltd. Isobe Bldg. 7F.,13 Samoncho Shinjuku-ku, Tokyo 160-0017

Tel: 03-3225-8402; Fax: 03-3341-4550

Britain (BCCJ)

President

Alison Jambert

Communications Director, Eat creative k.k. 4F Mita Hillside Bldg., 4-1-9 Mita Minato-ku, Tokyo 108-0073

Tel: 03-5484-6680; Fax: 03-5484-6683

Denmark (DCCJ)

President

Henrik Irmov

Managing Director, Scan Logistics K.K. Shimojin Bldg. 4F, 4-18-7 Taito Taito-ku, Tokyo 110-0016

Tel: 03-5817-3561; Fax: 03-5817-3562

Representative

Martin Glatz

Commercial Counsellor Austrian Embassy 3-13-3 Motoazabu

Minato-ku, Tokyo 106-8691

Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Senior Representative

Sophie Bocklandt

Dai 10 Daitetsu Bldg. 5F

23 Arakicho

Shinjuku-ku, Tokyo 160-0007

Tel: 03-6457-8662; Fax: 03-6457-8663

Executive Director

Lori Henderson

12F Ark Mori Building

1-12-32 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-6012

Tel: 03-4360-8361; Fax: 03-4360-8454

Executive Directors

Nanami Mie Brandt & Kim Knudsen c/o Royal Danish Embassy

29-6 Sarugaku-cho

Shibuya-ku, Tokyo 150-0033

Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234



Finland President

(FCCJ) Marko Saarelainen

President, Honka Japan, Inc.

Kozuki Capital East 4F., 1-2-7 Kita-Aoyama

Minato-ku, Tokyo 107-0061

Tel: 03-3709-4169; Fax: 03-3709-4168

France President (CCIFJ)

Bernard Delmas

President & CEO

Nihon Michelin Tire Co., Ltd.

Shinjuku Park Tower 13F., 3-7-1 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-1073

Tel: 03-5990-5600

Germany President Otto F. Benz

General Manager Japan

Lufthansa German Airlines 3-1-13 Shibakoen

Minato-ku, Tokyo 105-0011

Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

Greece Representative (Hellenic Marios Mathioudakis

First Secretary, Head of Economic & Commercial Affairs, Embassy of Greece

Trade Board) 3-16-30 Nishi-Azabu

Minato-ku, Tokyo 106-0031

Tel: 03-3404-5853; Fax: 03-3404-5845

Iceland President

(ISCCJ) Mr. Fumiyasu Sakata

Managing Director, Skyr Japan B1-111 Embassy of Iceland

4-18-26 Takanawa

Minato-ku, Tokyo 108-0074

Tel: 03-6408-6487; Fax: 03-6408-6551

Ireland President

(IJCC) Matthew G. Connolly

Managing Director, EIRE Systems K.K.

Suruga Bldg., 3-24-1 Shiba Minato-ku, Tokyo 105-0014

Tel: 03-5484-7935; Fax: 03-5484-7934

Italy President

(ICCJ) Francesco Formiconi

Chief Operating Officer Giorgio Armani Japan Co., Ltd.

Armani/Ginza Tower, 5-5-4 Ginza Chuo-ku, Tokyo 104-0061

Tel: 03-6274-7085; Fax: 03-6274-7089

Executive Director

Clas G. Bystedt Forest View Meguro 101 5-11-17, Shimomeguro Meguro-ku, Tokyo 153-0064

Tel: 03-5725-9596; Fax: 03-5725-9597

Director General

Nicolas Bonnardel Ida Bldg.

5-5 Rokubancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085

Tel: 03-3288-9622; Fax: 03-3288-9558

Executive Director / Delegate of German Industry & Commerce in

Japan

Manfred Hoffmann Sanbancho KS Bldg. 5F

2-4 Sanbancho.

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075

Tel: 03-5276-9811; Fax: 03-5276-8733

Secretariat

Halldor Elis Olafsson

c/o Embassy of the Republic of Iceland

4-18-26 Takanawa

Minato-ku, Tokyo 108-0074

Tel: 03-3447-1944; Fax: 03-3447-1945

Executive Secretary

Ikuko Collins Ireland House 4F. 2-10-7 Kojimachi

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083

Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275

Secretary General

Davide Fantoni Enokizaka Bldg. 3F 1-12-12 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-0052

Tel: 03-3560-1100; Fax: 03-3560-1105



Netherlands (NCCJ)

President Hans van der Tang

President, Japan Advisory Inc. 3-8-1-221 Nishiwaseda

Shinjuku-ku, Tokyo 169-0051 Tel: 03-5272-8286; Fax: 03-4496-6163

Norway (NWCCJ)

President

Keita Koido President, Leroy Japan K.K.

Shinagawa Grand Central Tower 5F, 2-16-4 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-0075

Tel: 03-6712-1672; Fax: 03-6712-1673

Poland (PCCIJ)

Chairman

Piotr R. Suszycki

Chairman, Polish Chamber of Commerce &

Industry in Japan

7F, Casa Nihombashi Bldg.

2-9 Kobune-cho,, Chuo-ku, Tokyo, 103-0024

Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

Spain (Spanish Institute of Foreign Representative

Rafael Coloma

Head of the Economic & Commercial Office

Foreign SF.,1-3-29 Roppongi

Trade) Embassy of Spain

SF.,1-3-29 Roppongi

Minato-ku, Tokyo 106-0032

Tel: 03-5575-0431; Fax: 03-5575-6431

Sweden (SCCJ)

President

Stefan Gustafsson

Managing Director, IFS Japan K.K. Sumitomo Fudosan Shiba Bldg. 4-gokan 9F. 2-13-4 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014

Tel: 03-5419-7900; Fax: 03-5419-7909

Switzerland (SCCIJ)

President

Martin Fluck Country Manager, Japan

Oakwood Premier Tokyo Midtown

9-7-4 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-0052

Tel: 03-5412-3131; Fax: 03-5412-3130

Office Manager

Etsuko Yamanaka 3449-97 Nogawa

Miyamae-ku, Kawasaki-shi Kanagawa 216-0001 Tel & Fax: 044-740-1558

Executive Director

Michal Berg

c/o Royal Norwegian Embassy 5-12-2 Minami-Azabu

Minato-ku, Tokyo 106-0047

Tel: 03-3440-9935; Fax: 03-3440-2719

Operation Manager

Kuniko Iizuka

7F, Casa Nihombashi Bldg.

2-9 Kobune-cho

Chuo-ku, Tokyo, 103-0024

Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

General Manager

Stefan Ojersjo

c/o Embassy of Sweden 1-10-3-603 Roppongi Minato-ku Tokyo 106-0032

Tel: 03-5562-5140; Fax: 03-5562-5160

Executive Secretary

Mariko Tateno Swiss House 1F

2-11-1 Nagata-cho, Chiyoda-ku

Tokyo 100-6190

Tel: 03-6205-4453; Fax: 03-6205-4454



Committee Danny Risberg
President and CEO
Phillips Floatening

Representative

Philips Electronics Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan
Minato-ku, Tokyo 108-8507

Tel: 03-3740-5001 Fax: 03-3740-5012

Committee Otto F. Benz

Chairmen

Representative

General Manager Japan
Lufthansa German Airlines
3-1-13 Shiba-Koen

Minato-ku, Tokyo 105-0011

Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

Committee Steve Burson
President
Use Consults

Representative

H&R Consultants K.K.

2F EXOS Ebisu
1-24-14 Ebisu

Shibuya-ku, Tokyo 150-0013

Tel: 03-5449-6061; Fax: 03-5449-3267

欧州ビジネス協会 在日欧州(連合)商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F

電話: 03(3263)6222 Fax: 03(3263)6223

E メール: ebc@gol.com ホームページ: http://www.ebc-jp.com